

令和4年度 各会計予算審査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年3月18日
開会 10時00分 閉会 16時45分
- 2 場 所 幕別町役場3階議場
- 3 出席者

① 委員(15名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	藤谷謹至	小島智恵
若山和幸	岡本眞利子	荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子
田口廣之	谷口和弥	芳滝 仁	藤原 孟	中橋友子

② 委員長 千葉幹雄

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄(選挙管理委員会事務局長)
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠類総合支所長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	新居友敬
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博(選挙管理委員会書記長)	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠内出張所長	宮田 哲	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	防 災 環 境 課 長	寺田 治
福 祉 課 長	檜木良美	こ ど も 課 長	平井幸彦
保 健 課 長	金田一宏美	農 林 課 長	香田裕一
農 林 課 参 事	渡部賢一	農業振興担当参事	山本 充
商 工 観 光 課 長	西嶋 慎	保 健 福 祉 課 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦	住 民 課 長	武田健吾
農業委員会事務局長	川瀬康彦	監査委員事務局長	吉本哲哉
土 木 課 長	小野晴正	都 市 計 画 課 長	河村伸二
水 道 課 長	松井公博	保 健 課 主 幹	宇野和哉

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 議事課長 半田 健 係長 北原正喜

4 欠席委員

小川純文

5 審査事件 令和4年度幕別町一般会計ほか8会計予算審査

6 審査結果 一般会計ほか質疑

7 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 千葉幹雄

議事の経過

(令和4年3月18日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長(千葉幹雄) ただいまより、令和4年度幕別町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

[諸般報告]

○委員長(千葉幹雄) はじめに、諸般の報告をいたします。事務局長。

○議会事務局長(萬谷 司) 小川委員より、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

[委員長挨拶]

○委員長(千葉幹雄) 審査に入ります前に、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

先の本会議におきまして設置されました本特別委員会の委員長として、私がお任に仰せつかることになりました。委員長といたしまして、新年度予算についての闊達な議論と円滑な会議の進行に努めてまいりたいと思っておりますので、特段のご協力をよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

なお、効率的な委員会の運営が図られますよう、委員の質問並びに説明者の答弁は、簡潔にされま

すよう、お願いをいたします。

ここで審査の進め方について、確認させていただきます。

[審査]

○委員長(千葉幹雄) まず、一般会計の歳出、1款議会費から13款予備費まで、款ごとに審査をしてまいりたいと思います。

その後に、歳入の審査を行い、審査が終わりましたら、歳入歳出の総括的な質疑をお受けいたします。

次に、特別会計及び事業会計の審査につきましては、各会計ごとに審査してまいります。

なお、質疑がある場合には一括し、必ずページ数、ページ番号でありますけれども、併せて目、節を言ってから発言をお願いいたします。

また、関連する質疑につきましては、第1発言者の発言が終わった後、関連と言って挙手をお願いいたします。

答弁に立たれます説明員の皆さん方におかれましては、挙手をし、職名を明確に言っていただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本委員会に付託されました議案第4号、令和4年度幕別町一般会計予算から議案第12号、令和4年度幕別町水道事業会計予算までの9議件を一括議題といたします。

最初に、議案4号、令和4年度幕別町一般会計予算の審査を行います。

それでは、予算積算基礎の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長(山岸伸雄) はじめに、お手元に配布しております予算積算基礎に基づきまして、令和4年度の予算概要についてご説明申し上げます。

予算積算基礎の1ページをご覧いただきたいと思います。

令和4年度会計別予算額総括表になりますが、一般会計のほか、国民健康保険特別会計など7特別会計と1事業会計を合わせて9会計から成るものであります。

令和4年度当初予算総額は、A欄合計に記載しておりますが、250億6,045万5,000円であり、左か

ら3番目のB欄の令和3年度予算の金額252億7,865万4,000円と比較しますと、2億1,819万9,000円、率にして0.9%の減であります。

それでは、会計別に前年度と比較いたしました増減内訳等についてご説明いたします。

はじめに、一般会計であります、159億7,368万2,000円で、前年度と比較いたしまして2.4%の減であります

詳細につきましては、後ほど2ページ、3ページの款別予算額の中で申し上げたいと思います。

次に、国民健康保険特別会計は29億3,423万6,000円で、前年度比2.7%の減となっております、被保険者数の減及び保険給付費の減等に伴います、北海道に納付する国保事業費の納付金の減が主な要因であります。

次に、後期高齢者医療特別会計は4億7,680万4,000円で、前年度比5.3%の増であります。

被保険者数の増に伴う広域連合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険特別会計は28億364万6,000円で、前年度比2.3%の増となっております。

令和2年度に策定いたしました第8期介護保険事業計画の計画値に基づいた保険給付費の増であります。

次に、簡易水道特別会計は5億1,533万8,000円で、前年度比6.5%の増であります。

幕別簡易水道整備工事、駒島簡易水道営農用水事業負担金等の増が主なものであります。

次に、公共下水道特別会計は11億3,695万2,000円で、13.8%の増であります。

主な要因は、幕別下水道処理を広域処理するため、札内ポンプ場に連結統合するための環境を整備すべく、下水道処理区統合連絡管渠整備工事を本年度から開始することに伴う事業費の皆増が主なものになります。

次に、個別排水処理特別会計は2億134万6,000円で、3%の減であります。

なお、管理しております浄化槽は833基であります。

次に、農業集落排水特別会計につきましては、忠類地区のみの施設運営に係る会計であります、8,358万2,000円で2.7%の減であります。

処理施設補修工事の減及びマンホールポンプ更新工事の皆減が主なものであります。

次に、水道事業会計は9億3,486万9,000円で、前年度比較では0.8%の増であります。

下の表の再掲にありますように、このうち3条予算である収益的支出につきましては1.3%の減であります、企業債利息の減などによるものであります。

また、4条予算であります資本的支出につきましては3.6%の増となっており、水道管布設替え等に伴う工事費の増、西幕別地区営農用水事業負担金の皆減等が主なものであります。

続きまして、2ページ、3ページの令和4年度一般会計歳入歳出款別予算額についてご説明申し上げます。

はじめに、2ページの歳入について主なものを申し上げます。

1款町税につきましては、対前年度比4,308万9,000円、1.6%の増となっております、内訳につきましては、3ページ下段をご覧いただきたいと思います。

下の表であります、町税についての税目ごとの比較表となっております、1の町民税につきましては、対前年度比281万2,000円、0.2%の減を見込んでおります、現年分で個人町民税は対前年度比0.04%の増と、ほぼ前年と同額程度を見込んでおります。

また、法人町民税が5.9%の増と見込んでいるものの、特に令和2年度新型コロナウイルス対策として実施されました、徴収猶予に伴う滞納繰越額の減により、町民税全体において減額となるものであります。

2ページへお戻りください。

次に、固定資産税であります、対前年度比4,007万3,000円、3.7%の増となっております。こちらもコロナ対策として実施されました、中小企業者等の固定資産税軽減措置の終了に伴う増が主なものであります。

このほか、3の軽自動車税につきましては、対前年度比419万3,000円、5.1%増となっておりますが、令和3年12月末をもって、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置が終了し、令和4年から電気自動車等環境性能に優れた自動車に限定されたことに伴いまして、増額となるものであります。

また、5の入湯税につきましては、対前年度比40万1,000円、4.7%の減となっておりますが、こちらもコロナの影響による観光事業の減の影響から、減額を見込んでいるものであります。

2ページをご覧ください。

2款地方譲与税につきましては、対前年度比4,207万円、14.7%の増としておりますが、地方財政計画や、これまでの交付実績を緩和するとともに、令和2年度税制改革大綱において、新たに地方に譲与されることになりました森林環境譲与税について、前倒しして増額交付となったものであります。

7款地方消費税交付金につきましては、対前年度比2,000万円、3.4%の増であります。交付実績を勘案し見込みましたが、この交付金のうち、通常分は交付実績から減額を見込んでおりますが、社会保障分については、社会保障費の伸びを見込み、増額としたところでございます。

次に、11款地方特例交付金、前年度比5,800万円、73.4%の減を見込んでおりますが、住宅借入等特別控除及び自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減による減収分について全額補填するとともに、さらには新型コロナウイルス感染症に伴う対策費として行われた、固定資産税の負担軽減に伴う減収補填について全額措置されたものであります。自動車税の環境性能割及び固定資産分につきましては、令和3年度で終了しましたことから、この分は減額となるものでございます。

次に、12款地方交付税につきましては、対前年度比1億6,900万円、2.8%の増としておりますが、これにつきましても、国から示されました、地方財政計画における地方交付税の出口ベースで3.5%の増と示されておりましたことから、令和3年度普通交付税当初算定決定ベースで1.2%の増を見込み、特別交付税を加えた地方交付税の令和3年度予算ベースでは、2.8%増と見込んだところであります。

次に、20款繰入金であります。対前年比5,936万4,000円、12.6%の減となっておりますが、内訳につきましては、一般財源分として財政調整基金については、前年度と同額の3億円の繰入れとし、特財分といたしまして、減債基金については、前年度と同額の5,000万円の繰入れ、ふるさと寄附に係るまちづくり基金から1億6,507万7,000円及び森林環境譲与税基金から1,412万5,000円を繰入れしております。

最後に、23款町債になりますが、対前年度比5億4,330万円、28.8%の減となっておりますが、主な要因といたしましては、臨時財政対策債が地財計画において65.7%減としておりますことから、本町においては、地方財政計画における一般財源全体を勘案し、54.5%の減の2億4,000万円を見込んでいるというところでございます。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。と思います。

主な内容についてご説明させていただきます。

1款議会費9,145万9,000円、前年度対比6.3%の減であります。

2款総務費11億5,830万5,000円、対前年度比7.3%の増となります。行政手続オンライン化対応委託料、共通納税システム税目追加対応改修委託料の皆増が主な要因であります。その他、地域おこし協力隊員を6人分見込むなどによるものでございます。

3款民生費40億7,105万円、対前年度比6.2%の減となります。札内青葉保育園の建て替えに係る整備費補助金の減及び障害者支援費の増、並びに新年度から私立の幼稚園が新制度に移行することとなりましたことから、これに伴う認定こども園等施設型給付費負担金の増等が主な要因であります。

4款衛生費10億5,894万6,000円、前年度比6.1%の増であります。

主な要因といたしましては、昨年度は補正予算で対応いたしました。新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増、二酸化炭素排出抑制を行うための情報基盤整備に係る委託料の皆増などが主なものであります。

6款農林業費10億334万6,000円、対前年度比16%の増となります。公社営草地整備事業、産

地生産基盤パワーアップ事業の皆増等が主な要因であります。

7 款商工費 6 億 9,136 万 7,000 円、対前年度比 1.9%の減となりますが、アルコ 236 整備事業の増、忠類振興公社貸付金の減、工業団地取得資金貸付金の減等が主な要因であります。

8 款土木費 15 億 7,511 万 5,000 円、対前年度比 36.5%の減となりますが、道路新設改良事業の増、公営住宅建設事業の減が主な要因となっております。

9 款消防費 7 億 608 万円、対前年度比 16.7%の増であります。

糠内に配置しております水槽付消防ポンプ自動車更新に伴う皆増、高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器の更新等に伴いまして、とかち広域消防事務組合分担金が増加するものであります。

10 款教育費 20 億 747 万 5,000 円、対前年度比 33.8%の増になりますが、札内南小学校の長寿命化改修工事を本年度から 2 か年の予定で、校舎及び屋体の工事を実施することに伴います増、忠類西部線スクールバスの更新、百年記念ホールの舞台幕等の改修工事等の増が主な要因であります。

11 款公債費 18 億 1,991 万 7,000 円、対前年度比 2.8%の減でございます。

起債償還元金及び利息の減であります。

12 款職員費 17 億 7,166 万 7,000 円、対前年度比 1.5%の減であります。令和 3 年度人事院勧告に伴います期末手当の減が主なものであります。

13 款予備費 500 万円でございます。

次に、4 ページをお開きください。

4 ページは、ただいま申し上げました歳出予算を性質別に区分したものであります。

主なものを申し上げますと、1 番の人件費であります。対前年度比 5,338 万 3,000 円、2.0%の減につきましては、表の一番左の欄の区分の内訳で、正職員については、前年度に比較し 2,853 万 5,000 円の減は、期末手当の支給率の減等が主な要因となっております。

また、うち会計年度任用職員給の欄では、令和 4 年度当初予算は 8 億 3,312 万円となっており、対前年度比で 3,809 万 5,000 円、率にして 4.4%の減となっております。主に期末手当及び令和 3 年度は、フルタイム職員について共済組合加入に伴い、過年度分についても共済組合費を納付しなければならなかったに伴い増額となりましたが、本年度は平年ベースとなることから減となったことが主な要因であります。

2 番扶助費であります。対前年度比 6,102 万 5,000 円、3.1%の増につきましては、主に障害者支援費の増及び児童手当の減等であります。

4 番物件費であります。対前年度比 1 億 987 万 6,000 円、5.0%の増であります。行政手続オンライン化対応委託料の増、二酸化炭素排出抑制情報基盤整備委託料、新型コロナウイルスワクチン接種事業の皆増等が主なものでございます。

6 番補助費等、対前年度比 2 億 339 万 3,000 円、12.0%の増であります。認定こども園等施設型給付費等負担金の増、今年度から札内青葉町で小規模保育を実施します家庭的保育事業所地域型保育給付費負担金の皆増等が主なものであります。

12 番投資的経費であります。対前年度比 6 億 3,285 万 4,000 円、23.5%の減につきましては、札内青葉保育園の建設費に対する補助金の減、桂町西団地建設事業及びあかしや南団地建替事業につきましては、令和 3 年度事業として、繰越しを行い事業を実施するため減となっているほか、今年度から 2 か年で工事を実施します札内南小学校の長寿命化改修工事が増となるものであります。

以上で、歳出の性質別予算についてのご説明でございます。

次に、積算基礎の 5 ページ以降についてであります。歳入の説明などのほか、歳出につきましては、11 ページから具体的な積算基準を掲載しております。

次に、21 ページから 24 ページまでは、主な投資的経費について一覧にしております。

個々の事業の説明については、省略させていただきますが、ご参照いただければと思います。

また、25 ページからは地方債の借入状況、それから 35 ページ、36 ページは債務負担行為を掲載し

ております。

次に、37 ページでございますが、これ以降につきましては、各特別会計の状況を掲載しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上で、予算積算基礎の概要説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） それでは、予算積算基礎につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、1 款議会費の審査を行います。

1 款議会費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 続きまして、一般会計予算書の 1 ページを、まずご覧いただきたいと思います。

一般会計予算書の 1 ページになりますが、令和 4 年度における幕別町の一般会計予算に係る各種の定めを記載しております。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 159 億 7,368 万 2,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によることといたしまして、次の 2 ページから 8 ページまで、それぞれ定めるものであります。

続きまして、第 2 条は、債務負担行為について定めるものでありますが、詳細については後ほど説明させていただきます。

第 3 条は、地方債に定めるものでありますが、これも詳細については後ほど説明させていただきます。

次の第 4 条では、一時借入金の借入れの最高額を 20 億円と定めるものであります。

それでは次に、9 ページをお開きいただきたいと思います。

9 ページ、第 2 表、債務負担行為であります。

事務用パソコン購入から札内南小学校長寿命化改修工事までの 5 事業であります。事務用パソコン購入及びファイアウォール購入は北海道市町村備荒資金組合を通じて導入するもので、令和 5 年度から 8 年度までの 4 年間で期間といたしまして、元金とその利息の合計額についてそれぞれ限度額を設定するものであります。

次に、幕別地区公社営草地整備事業は、良質粗飼料確保のため北海道農業公社が草地更新を行う事業であります。令和 5 年度から 7 年度までの 3 年間について限度額を設定するもの、次の札内南小学校長寿命化改修工事監理業務委託料及び札内南小学校長寿命化改修工事は、2 か年で事業を実施しますことから、それら費用について令和 5 年度を期間として限度額を設定し、債務負担行為を行うものであります。

次に、第 3 表、地方債であります。

本年度は、一番上の上忠類近隣センター改修事業から 12 ページの一番下、まちづくり基金造成まで合計 68 事業に、13 億 4,090 万円を限度といたしまして地方債を起こすものであります。

なお、起債の方法、利息、償還の方法は、この表に記載のとおりであります。

続きまして、歳出予算、第 1 款議会費の説明に入らせていただきます。

45 ページをお開きいただきたいと思います。

令和 2 年度から事業別予算として予算編成いたしましたことから、予算書の一番右側の説明欄で、それぞれ二重丸で示しております事業名が記載されており、その事業運営に要する費用について各節ごとに記載しております。

説明につきましては、一般会計及び特別会計ともに主要な事業のみの説明とさせていただきますこととお許しいただきたいと思います。

それでは、1 款議会費について説明させていただきます。

1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費 9,145 万 9,000 円、本目は議会運営に要する費目であり、上から 3 番目の議会議員活動推進事業 959 万 6,000 円につきましては、10 節需用費、次のページでございますが、細節 30 議会だよりの発行に要する印刷製本費及び 12 節委託料、会議録の反訳委託料等が主なものであります。

以上で、議会費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

第 1 款議会費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、2 款総務費の審査を行います。

2 款総務費の説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 47 ページをお開きください。

2 款総務費についてご説明いたします。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 億 2,845 万 8,000 円。

本目は、役場庁舎の管理運営に要する経費で、総務一般管理事務事業 2,425 万 2,000 円は、11 節役務費の郵便料、電話料、12 節委託料の顧問弁護士委託料、広報配送委託料が主なものであります。

48 ページになりますが、説明欄の一番下、会計年度任用職員給料等支払事務事業（教育以外）につきましては 3,936 万 2,000 円でございますが、会計年度任用職員の一般事務補助員のフルタイム 2 人分とパートタイム 16 人分の給料及び報酬が主なものであります。

50 ページをお開きいただきたいと思います。

50 ページの中段、庁舎維持管理事業 4,817 万 6,000 円は、役場庁舎の管理に係る光熱水費や管理、清掃、警備等の委託料が主なものであります。

2 目広報広聴費 1,047 万 4,000 円、本目は広報紙の発行やホームページの保守等に要する費目であり、広報事務事業 1,043 万 8,000 円につきましては、52 ページ、10 節需用費、細節 30 広報まぐべつの発行に要する印刷製本費及び 12 節委託料のホームページの保守点検委託料が主なものであります。

3 目財政管理費 222 万 3,000 円、本目は財政事務に要する費目であり、財政事務事業の 10 節需用費の予算書作成に係る印刷製本費や 12 節委託料の財務諸表作成支援に係る業務委託、公会計システムの保守点検委託料が主なものであります。

4 目会計管理費 92 万 6,000 円、本目は出納室に係る費目であり、10 節需用費の決算書の印刷製本費が主なものであります。

なお、本年度 4 月 1 日から指定金融機関である北洋銀行の役場への派出業務が廃止されるものであります。

5 目一般財産管理費 2,593 万 9,000 円、本目は旧忠類物産センター及び旧緑資源公団事務所などの管理経費で、11 節需用費は施設利用に伴う光熱水費、54 ページになりますが、12 節委託料は清掃などの管理委託が主なものであります。

14 節工事請負費、細節 1 は道営古舞地区農道整備特別対策事業の歩道新設工事に伴うケーブルの移設工事で、延長約 1,100 メートルの光ケーブルの移設を行うものであります。

なお、本予算は前年度当初予算に計上しておりましたが、道営事業による工事の進捗が遅れ、工事が完了しなかったことから、新年度改めて、残る工事に要する費用について予算計上しているもので

あります。

6 目札内コミュニティプラザ管理費 2,370 万 1,000 円、本目は札内コミュニティプラザの維持管理経費であります。

10 節需用費の電気料などの光熱水費や 12 節委託料の管理業務に係る委託料が主なものであります。56 ページになります。

7 目近隣センター管理費 9,225 万 7,000 円、本目は 46 か所の近隣センターと 5 か所のコミセン等の管理運営に係る費用であります。

12 節委託料は、各コミセンの管理業務に関わる委託料、57 ページ、14 節工事請負費は、上忠類近隣センターの改修工事に係る経費、18 節負担金補助及び交付金は、近隣センター運営委員会に対する運営交付金が主なものであります。

8 目庁用車両管理費 1,154 万 1,000 円、本目は役場庁舎の集中管理車両 21 台、忠類総合支所の管理車両 8 台、合計 29 台の車両維持管理費用であります。

次、58 ページの 17 節備品購入費、細節 1 庁用管理車両は、車両を 1 台更新すべく購入費用を計上しております。

9 目企画費 367 万 9,000 円、本目は町の施策の総合企画広域行政等に係る費用であります。

主な事業といたしましては、59 ページ、説明欄から 2 番目、創生総合戦略審議会運営事業 24 万 5,000 円であります。まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口ビジョンに基づく施策の実施状況などを審議するため、審議会委員 19 人分の報酬及び旅費を 2 回分計上しております。

次に、行政改革推進委員会運営事業 9 万 7,000 円であります。第 4 次行政改革大綱後期推進計画の実施状況などを審議するため、審議会委員 15 人分の報酬及び旅費を 1 回分計上しております。

60 ページをお開きください。

次に、使用料等審議会運営事業 30 万 2,000 円であります。令和 3 年度に見直しを行っております。使用料、手数料を含め新たな見直しが必要な使用料等があった際、その審議を行うため審議会委員 15 人分の報酬及び旅費を 3 回分計上しております。

10 目協働のまちづくり支援事業 8,083 万 7,000 円、本目は協働のまちづくりの推進などに要する費用であります。

主な事業といたしましては、公区等活動支援事業 2,248 万 1,000 円は、18 節負担金補助及び交付金のうち、61 ページになりますが、細節 4 の行政区運営費交付金として、運営費交付金及び公区長活動に要する交付金を計上しております。

協働のまちづくり支援事業 1,000 万円は、快適で豊かなまちづくりを行うため、公区等が取り組む各種事業を支援する協働のまちづくり支援事業交付金を交付するものであります。

マイホーム応援事業 4,550 万円は、定住化対策として、町内にマイホームを取得した際の費用の一部を補助するマイホーム応援事業補助金であり、これまでの実績などから既存住宅の解体、撤去に対する加算を廃止し、本町における住宅用建設用地が不足していることなどから、中古住宅の購入費用に対する支援を強化するため、中古住宅の購入に対する補助基準額を 10 万円から 20 万円に引き上げて実施するものであります。

11 目支所出張所費 195 万 7,000 円、本目は札内支所及び糠内、駒島各出張所に係る費用で、10 節需用費のほか、11 節役務費の電話料、12 節委託料、細節 6 番号発券機保守点検委託料は、令和 2 年度設置しました番号発券機の保守料などの経費が主なものであります。

12 目総合支所費 1,068 万 8,000 円、本目は忠類総合支所の管理運営に要する費用であります。62 ページで、地域住民会議運営事業 54 万 3,000 円は、忠類地域住民会議の委員報酬 15 人分及び旅費等であります。

次に、忠類地域魅力発信事業 140 万円は、交流人口の拡大や地域の活性化を図るためのイベントや環境整備等に要する費用について補助するものであります。

64 ページをお開きください。

13 目防災諸費 1,697 万 6,000 円、本目は防災及び減災等対策に要する費用であります。

地域防災対策事業 654 万 5,000 円は、防災対策を図る上で必要な経費について計上しており、主な内容としたしましては、防災会議の開催や、防災マネジャーの給料等に要する費用、次のページの下段になりますが、12 節委託料は忠類地域のハザードマップの基礎となる、洪水氾濫区域の作成委託が主なものであります。

66 ページになりますが、防災情報機器管理事業 803 万 7,000 円は、防災行政無線の維持管理に要する費用のほか、全国瞬時警報システムの保守点検に要する費用が主なものであります。

14 目交通防犯費 1 億 4,848 万 5,000 円です。

本目は、交通安全対策、防犯対策に要する費用であります。

交通安全対策事業 2,550 万 1,000 円は、交通安全推進員 1 名に係る費用のほか、12 節委託料は、交通安全指導員 34 名分の交通安全指導に伴います委託料であります。

ページ一番下の、防犯対策事業 7,158 万 6,000 円は、防犯等の維持に要する費用が主なものであります。

69 ページになりますが、10 節需用費は電気料のほか、防犯灯修繕料、13 節使用料及び賃借料は、LED 化した防犯灯のリース料であります。

コミュニティバス運行事業 1,430 万 2,000 円は、18 節負担金補助及び交付金、コミバス運行に係る事業者への補助金であります。

予約型乗合タクシー運行事業 626 万 1,000 円は、70 ページになりますが、予約型乗合タクシー駒畠線・古舞線の運行に係る事業者への補助金であります。

地方バス路線維持対策事業 3,031 万 6,000 円は、地方バス路線運行の維持費に要する補助金であります。

15 目職員厚生費 1,375 万 7,000 円、本目は職員の福利厚生及び研修に係る経費であります。

職員健康管理事業は 922 万 7,000 円でございますが、1 節の産業医報酬をはじめ 11 節役務費は人間ドック 247 名分、健康診断手数料は延べ 457 名分を計上しております。

12 節委託料の職員ストレスチェック委託料は、アンケート調査・分析を委託し、職員のメンタルの不調を未然に防止すべく、実施しているものであります。

職員研修事業 453 万円は、次のページになりますが、8 節の自治大学校や市町村職員研修センターでの研修旅費や 12 節の専門講師を招聘して行う委託研修が主なものであります。

16 目公平委員会 6 万 2,000 円、本目は公平委員会開催に係る費用であります。

17 目諸費 1 億 5,919 万 2,000 円であります。

諸費事務事業 410 万円については、72 ページの 18 節負担金補助及び交付金の細節 30 勝町村会負担金が主なものであります。

次に、表彰事務事業 90 万 4,000 円につきましては、表彰者選考委員会委員への報酬や表彰記念品が主なものであります。

情報公開・個人情報保護審査会運営事業 6 万 8,000 円につきましては、審査会開催に係る経費であります。

次に、ふるさと寄附返礼品贈呈事業 1 億 5,405 万 2,000 円につきましては、本年度は 3 億円の寄附を見込み、それに係る所要額について計上しております。

7 節報償費のふるさと寄附に係る記念品、12 節委託料のふるさと寄附の受付から記念品の配送業務等に係る委託料、13 節使用料及び賃借料のふるさと寄附サイト利用料が主なものであり、本年度 7 サイトで寄附金を募集するものでございます。

次に、ページ一番下の、指定管理者選定事務事業は、忠類歯科診療所の指定管理者の選定に係る委員会開催の費用でございます。

74 ページをお開きください。

18 目基金管理費 1 億 7,777 万 1,000 円、本目は各種基金から生じる利息や寄附金等をそれぞれ基金

へ積み立てるものであり、基金管理事務事業の 24 節積立金のまちづくり基金積立金はふるさと寄附金を、森林環境譲与税基金積立金は森林環境譲与税をそれぞれ基金に積み立てるものであります。

75 ページでございますが、19 目電算管理費 1 億 3,006 万円、本目は電算管理及び処理業務に係る経費で、電算危機管理事業であります。10 節需用費は各種納付書などの印刷製本費が主なものであり、12 節委託料の細節 4 は総合行政システムに係るソフト保守点検、細節 9 電算システム運用委託料はパソコンネットワークの運用を民間会社に委託しているものであります。

11 節は、情報セキュリティ対策強化のための北海道と市町村が協力して構築した、セキュリティクラウドの保守点検に係る費用であり、細節 12 は地方公共団体情報システムの標準化、共通化に向け、総合行政システムで使用する統一文字の選定作業に係る費用、細節 13 はマイナンバーカードを用いた行政手続のオンライン化に対応するため、総合行政システムの改修経費でございます。

76 ページの 17 節備品購入費は、細節 2 の事務用パソコン、細節 3 の総合行政システムに係る経費が主なものであります。備荒資金組合に対する償還金であります。

18 節負担金補助及び交付金、細節 5 中間サーバー利用負担金は、マイナンバーの情報連携に関わる国と地方公共団体の情報授受の仲介の役割を担う、中間サーバーの運用及び次期システム構築に係る共同利用負担金を、地方公共団体情報システム機構に支払うものであります。

76 ページでございますが、20 目の地域おこし協力隊推進事業費 3,096 万 3,000 円であります。

本目は、地域おこし協力隊の募集及び隊員活動に係る経費を一括して計上しているものであります。

地域おこし協力隊につきましては、現在、活動中であります 3 名に加えまして、今年度、新たに企業研修型で 2 名及び農林関係で 1 名を募集する予定で、6 名分を計上しております。

78 ページをお開きください。

21 目地方創生推進事業費 264 万円、本目は地方創生推進交付金の対象予定であります事業に要する経費であります。

令和 2 年度からの継続事業であります、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業と UIJ ターン新規就業支援事業及び令和 3 年度から継続事業であります、新生活様式を踏まえた公共交通を生かした地域活性化事業の 3 つの事業について、国に対して実施計画を提出しているところであります。

説明欄の一番上、北海道十勝地域と東京たいとう・すみだ連携交流事業 114 万円ですが、食を通じた双方の交流推進や十勝地域の特性を生かした滞在型プログラムの開発等に要する経費のうち、本町での負担額を計上しております。

次に、UIJ ターン新規就業支援事業 100 万円ですが、東京圏から就業を伴う本町への移住者に対して移住支援金を交付するものであり、1 名分を計上しております。

次に、説明欄の一番下の事業ですが、十勝振興局と管内 17 市町村で行っている、新生活様式を踏まえた公共交通を生かした地域活性化事業 50 万円ですが、旅行者の行動を把握するため GPS を旅行者に貸与し、そのデータを回収、分析するほか、地域住民向けワークショップを開催し、交通ニーズを採るなどの調査等に対する経費のうち、本町における負担金について計上しております。

次のページになりますが、2 項徴税费、1 目税務総務費 174 万円、本目は徴税事務に要する費用であります。

税務総務事務事業 168 万円は、徴税事務に必要な経費について計上をしておりますが、18 節負担金補助及び交付金、十勝圏複合事務組合負担金は滞納整理機構への負担金、80 ページになりますが、地方税共同機構への負担金等が主なものであります。

固定資産評価審査委員会運営事業 6 万円は、固定資産評価審査委員会 3 人分の委員報酬及び旅費であります。

次に、2 目賦課徴収費 3,994 万 8,000 円、本目は町民税等の賦課徴収事務に要する費用であります。

主なものとしたしましては、11 節役務費、コンビニ等収納手数料はコンビニ収納及びスマホ決済に対する 1 件 60 円の手数料、12 節委託料は各徴税の賦課徴収業務に係る経費であります。

82 ページになりますが、22 節償還金利子及び割引料は、修正申告などに伴う還付金であります。

3 項 1 目戸籍住民登録費 2,046 万 9,000 円、本目は戸籍及び住民登録事務に要する経費でありまして、12 節委託料のうち、細節 9 戸籍電算システム改修委託料は戸籍法の一部改正に伴いまして、令和 5 年度から運用開始が予定されている戸籍証明書等の広域交付などに要する改修委託料、84 ページでございますが、17 節備品購入費のうち細節 1 戸籍電算システムは、令和元年度に更新しました戸籍電算システムに係る備荒資金組合の支払い経費が主なものであります。

4 項選挙費、1 目選挙管理委員会費 47 万円、本目は選挙管理委員会開催に係る費用であります。

85 ページになりますが、2 目参議院議員選挙費 1,953 万 9,000 円につきましては、本年度執行が予定されております参議院議員選挙に係る費用となります。

次ページの衆議院議員選挙費は、廃目となります。

87 ページでございます。

5 項 1 目統計調査費 85 万 5,000 円、本目は各種統計調査に係る事務的経費であります。本年は就業構造基本調査と住宅・土地統計調査が実施される予定となっております。

6 項 1 目監査委員費 269 万 8,000 円、1 節報酬の監査委員報酬ほか、監査業務に係る経費であります。

以上で、総務費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたしたいと思います。ございませんか。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 3 か所質問したいと思います。

1 点目が 64 ページ、13 目防災諸費の地域防災対策事業、防災マネジャー給与に関わってです。

今年の活動計画について教えていただきたいと思います。

2 点目、66 ページの災害用備蓄品整備事業の防災対策用消耗品についてです。今年、新たに準備することになったものがあればということと、更新するものの内容、また更新で入替えになったものの活用方法についてお聞きします。

3 点目ですが、77 ページの 20 目地域おこし協力隊推進事業費についてです。これまでの 3 名に加えて新たに 3 名ということでしたが、企業研修型の隊員を 2 名増やすという話でした。この企業研修型の隊員について、どのような位置付けで、どのような活動を行う予定なのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうからは、まず防災マネジャーの活動計画でございます。

これまでもそうなのですが、まず地域に出向いて自主防災組織の設立に向けて出前講座ですとか、あるいは各種団体に防災教育というか、そういった講習、地域の防災力の底上げするための活動を考えております。

それと 2 点目、備蓄計画のほうです。新たに備蓄するものがあるのかということでございますが、令和 4 年度に関しましては、新たにというものはございません。全て更新で考えてございます。具体的にはアルファ米ですとか、缶詰パンというのでしょうか、パンですね、あとは飲料水、あと紙おむつですとか、トイレセット、あと粉ミルクを考えてございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私の方からは地域おこし協力隊の特に今年度新たな 3 名について、企業研修型が 2 名ございます。その位置付けと活動についてでございますが、これまで主に行政連携型ということで、役場に籍を置いて職場も役場ということで働いておりましたけれども、町内の企業にお

きましてたくさんの課題がございます。そのため、町の会計年度任用職員ではありますが、職場は企業において働くとなっています。主な活動内容については、今現在、商工会のほうを考えておりまして、商工業の振興ということで考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） すみません。私、答弁漏れがございました。

備蓄品の活用方法でございます。賞味期限が切れる前のもの、入替えのタイミングで、なるべく地域の方に配布というか、出前講座ですとかそういったタイミングで、アルファ米ですとかをお配りしているという状況でございます。あと粉ミルクに関しましては、町の保育所ですとか子育て支援センター、そちらの方で利用していただくべく提供しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 2点、改めてお伺いしたいのですが、備蓄品の更新についてですが、前回の委員会のときに、生理用品の備蓄更新の時期に当たるということもあって、その活用方法を考えているということでしたが、それについては今年には何かあるのでしょうか。

それと地域おこし協力隊なのですが、企業に、商工会のほうでお仕事していただくということなのですが、その給料は町が支払うということなのですが、商工会で勤めるので、そこで利益を生み出した部分は、商工会からその方に給料を支払われないということ、何かちょっとその辺の整理が理解できないのですが、どういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 給料は全額、町で支出します。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） 私のほうは、生理用品の廃棄の話でございます。

令和3年度に、実は280個廃棄するタイミングが来て、こちらは低所得者の女性の方に280個、280個というか28個入りが1パックで10パックなのですが、これをばらして配るということはないで、10人の方に10パック、低所得者の方にお配りしたという実績でございます。今年については廃棄の予定はございませんので、今年というか、令和4年度ですね。廃棄方法としてはそういった形で回しているという状況でございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） すみません、1点だけ。先ほどの地域おこし協力隊の給料のことなのですが、町が支払うというのは分かったのですが、今回は商工会ということなのですが、その方がそこで勤めて利益も生み出すことに関わるのですが、その利益は給料を支払う町のほうには来ないということになると思うのですが、その辺の考え方といいますか、どう考えたらいいのかなという点ですが、お願いできますか。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 所属先が、商工会になりますので、基本的な考え方としましては、そこで発生した権利というのは、商工会に帰属する形になります。それにつきましては、事前に隊員と了承の上、雇用する形になるのですが、ただ別途、内容によっては隊員のほうに帰属する場合もございます。それにつきましては、商工会と隊員とのほうで協議をする形になります。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですね。

（関連の声あり）

○委員長（千葉幹雄） 石川委員。

○委員（石川康弘） 地域おこし協力隊について質問させていただきたいと思います。今、説明がありましたけれども、1つは、私は議員として1期生なのですけれども、ごく自然な疑問として、先日、町のホームページを見たら、既にもうこの地域おこし協力隊についての募集がもうされているわけです。これは予算がまだ決議されていない前に、こういうことがあるというのは、私にとってはどうも自然にこう受け入れられないのですけれども、その辺の説明と、それからこのホームページの中で、今、商工会のことが出ましたけれども、これはホームページを見ると、今ちょっと連携して電子地域通貨の導入とキャッシュレスの運用について取り組んでいると、このことに関して募集をしているということなのですね。そういう説明がなかったのと、もう一つは、町営牧場の管理に関しての募集というふうに限定をされている募集になっています。

私、考えるに、町の活性化という意味では、どうなのでしょう、企業、ここに書いてありますけれども、この企業ではなくて、「起こす」ほうの起業です、そういったことを考えていくことが町の活性化と、それから雇用もそこで生み出すと、そういったことの観点からの考え方というのはなされなかったのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

この2点についてお答えをお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 私のほうからは、まず1点目の募集のほうがもう始まっているのではないかという点なのですけれども、確かにホームページ等で募集のほうはさせていただいております。こちらにつきましては、勤務が4月1日から勤務していただきたいということで募集をしているので、既に募集のほうをかけているというところなのですけれども、これにつきましては予算の云々とお話ありましたけれども、ほかのものも全て会計年度任用職員も含めて、皆さん当然2月、3月から募集をかけて、4月から勤めていただくような形で募集を行っておりますので、それと同じような扱いとして募集をさせていただいているというところであります。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私のほうからは、起業、「起こす」ほうの起業の考え方はなかったのかということだと思います。地域おこし協力隊につきましては、行政の連携型、あと今回上げさせていただきました企業研修型、あとは隊員が自ら仕事をつくり出す企業型というものもあるかと思います。正直、一から起業するっていうのは、なかなか正直難しいところであります。町内の課題としましては、さきに雇用実態調査ということで、町内の企業に対してどういった課題があるかということで、人材が特に不足しているということは、そのときで言うと、27事業者もありました。そのため先に起業型も当然必要なのですけれども、今回につきましては、企業研修型を採用させていただきました。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 私のほうからは、農林課で募集しております地域おこし協力隊についてご説明いたします。地域おこし協力隊の内容ですけれども、畜産推進員ということで募集を予定しております。将来的に畜産業として新規就農を目指す方を募集して、その前段で町営牧場で牛に慣れさせていただいて、冬期については酪農ヘルパー組合との協力により、畜産農家での研修等を予定しております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 石川委員。

○委員（石川康弘） もう一点、よろしいでしょうか。

今の説明、よく理解できたのですけれども、雇用するときに、私たち、例えば会社やってもそうなのですけれども、どういう人が来て、どのくらいその部署で活躍してくれるのかという、そういう不安定というのは、それは同じだと思うのです。そこで総務省の資料を見たら、こういうのがあるのですね。「おためし地域おこし協力隊」というのがあって、これは期限は、例えば2泊3日以上とかと書いてあるのですけれども、そういった不安を払拭するためにも、こういう手法を使って、将来的に

その人がこの町にうまくなじんで、協力していただけるかどうかという、お互い見極めるという意味で、こういう制度を使うというのは大事なかなと思うのですけれども、この辺の町長の考え方というのはどうなのでしょう。

○委員長（千葉幹雄） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） お試しの、地域おこし協力隊の関係なのですけれども、確かにそういった制度ございまして、実際に雇用に当たって、最初、不安等がございますので、例えばその地域にお試し期間、1回来ていただいて、状況を見ていただいた中で選択していただくという、そういった制度なのですけれども、今現在、私どもの町で募集している際には、募集人員に対してはそれ以上の応募がございまして、聞き取り等した中で、面接の中でも、そういった不安といったようなお話まではお聞きはしていないところでありまして、今のところは、募集した中でそういった形で充足できるような応募があるので、その中で面接を行って採用しているというところであります。ただ、今言ったような制度ございますので、今後そういった状況ございましたら、活用の方については、十分検討はしてまいりたいということで考えております。

○委員長（千葉幹雄） 関連質問を残していますけれども、11時15分まで休憩いたします。

11:05 休憩

11:15 再開

○委員長（千葉幹雄） それでは、休憩を解いて再開いたします。

再開の前に、皆さん方、委員の皆さん、そして説明委員の皆さんにお願いをしたいと思います。

マスクを着用したままの発言でございますので、非常に聞き取りづらい部分もありますので、十分留意をして発言をしていただきたいというふうに思います。

それでは、続けます。

（関連の声あり）

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 地域おこし協力隊のところで、関連の質問をさせていただきます。

まずは、先ほど石川委員から質問のあった点であります。その前に、私自身も、この地域おこし協力隊の6人の体制にすることについては、大変歓迎をしているものです。もっと増員があってもいいのではなかったのかなというような思いがありながら、この予算書を見させていただいたところであります。

それで、先ほどの質問との関係ですけれども、会計年度任用職員としての採用であるから、4月1日の通常の採用であるから、先にホームページで案内をしたという点、私は、これはよろしくないのではないかなと思っているのです。説明資料、重点事業の骨子の中では、この部分については、拡充という表現がされているわけでありましてけれども、中身は継続と新規事業なのだというふうな思いであります。その新規事業というのは、今回、企業研修型で採用する2名のところです。ですから、これはやはり予算が決定してから、3月24日の本会議の結果、このホームページでの案内をするということが、正しい道筋ではないかなというふうに思うのだけれども、もう一回繰り返しになりますけれども、通常の会計任用制度、何かの継続事業で保育士を採用するのだと、1人足りないのだ2人足りないのだというのは違う中身があるものだから、そのように思うのですけれども、改めて答弁をお願いしたいと思います。

そして、地域おこし協力隊のところでもありますけれども、今回は企業研修型で2人の新規事業があるわけですが、雇用の関係でお聞きしますけれども、パートタイム型、フルタイム型がありますが、この就業時間のことで言うと、フルタイム型なのかなと思っているのですけれども、ちょっとその辺が分からないものですから、どちらかお答えになってください。

それから、先ほど商工観光課長のほうで、27の事業所が受け入れたいということの手挙げの中で、

今回、この商工会の2人に絞ったということの答弁がありました。この企業研修型については、ほかの自治体のものを見ますと、企業研修型の受入れの企業が手挙げをするための要項等があって、それに沿って申込みがあって、それを町側のほうで、今回こうしよう、ああしようというふうな議論がされる、そういうふうな仕組みになっています。本来、それはやられるべきことなのだというふうに思います。人が足りない、若手が欲しい、それは商工会だけではないことで、いろいろある中では、27の中で2つに絞った、この経過がとって見づらいものになっているのではないかなというふうに思うのですけれども、どのようにして商工会に2人というふうな経過になったのか、そのことを教えていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 私のほうからは、募集の関係のお話をさせていただきますけれども、一般の会計年度職員とはちょっと違うのではないかなというお話だったのですけれども、一般の会計年度職員も継続でというのではなくて、基本的には1年雇用という形となっておりますので、全て1年を任用した中で、その次に、また新しく募集をするというような状況でございますので、同じような扱いということで考えております。3月の募集につきましては、先ほどもちょっとお話しさせていただきましたけれども、基本的には新年度からの任用に向けての準備行為ということで行っているものでありまして、それにつきましては予算が伴うものではないということで、3月中に募集をかけさせていただいたというところであります。

○委員長（千葉幹雄） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 2点目の研修型のフルタイム、パートタイムにつきましては、現在予定しております派遣先と協議をいたしまして、フルタイムでの活動を希望するというので、フルタイムでございます。

また、3点目のご質問であります。先ほど、商工観光課長から27の事業所が、そういった課題を抱えているという答弁を申し上げましたけれども、これは本年実施しました事業所雇用実態調査の中でその事業所において、後継者不足ですとか、そういった課題を抱えているというのが27ございました。この27社につきましては、今後、我々その事業者と協議、話し合いをしまして、そういう地域おこし協力隊を活用する制度もございますという説明をして、今後そういった希望があれば考えていきたいということの27社でございまして、商工会に派遣するのは、現在、商工会で課題を抱えております地域電子通貨ですとか、商工振興、また事業承継の対策、これは町としても非常に大きな課題であるという認識をしておりますので、その課題を解決するために、どこに派遣するのが一番いいだろうということで協議を検討した結果、商工会に派遣するのがいいということで、その課題の量、そういったことも含めまして2名というところで、現在、検討しているところであります。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 先に、受入れの体制のことからお聞きしたいと思いますが、先ほどの説明に今の説明が加わって状況は少し見えてまいりました。今後、協議する中で、企業研修型の地域おこし協力隊員を続々とまでは言わないけれども、必要とあれば採用していくというふうな流れに、年度中もなっていくのかな、そんなふうに聞いたところですが、それでよろしいかどうかということを確認したいと思います。まずは、そここのところをお願いします。

それから、もう一つの期限のところ、既に募集が始まっているという件については、私、言い分はやはりいろいろあるのだと思うのだけれども、やっぱり議会との関係、印象、よろしくないのだと思うのです。議会でこれから承認する中身が先に入っていると。それは会計年度任用職員として今までこういうふうになっていて、流れに反するものでは必ずしもないのですとかということの説明よりは、来たるべきものを待ってそれから出されることのほうがいいし、年度ごとの契約だということけれども、スタートがどうしても4月1日でなければならないのかどうかということ、私はちょっと分からないのだけれども、4月1日から必要であったのか、それではなく、もし遅れてもいいのだったなら

ば、この予算が承認されてからすればいいことであつたしというふうに考えるのです。その辺はいかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） ご質問の1点目であります。今後の考えでありますけれども、今、事業所とこれから協議をいたしまして、後継者がいない、技術者が不足しているという話も多々あります。そういった協力隊を希望するところが多ければ、町としてもその課題を解決するために必要であれば増やしていくという考えでございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） まず、地域おこし協力隊の募集のタイミングといったことについてでございますが、基本的な考え方は、今、課長からお話ししたことで、私どもやらせていただいております。これは谷口委員おっしゃるとおり、予算が議決して、初めて執行できるのだらうと、そのとおりでございます。ただ一方では、優秀な人材をいかに早期に確保していくかといったところも頭に据えた中でやっていかなければ、この事業がなかなかできないと。と言いますのは、過去にも年度途中から募集しても、結果、何ぼやっても隊員が集まらなかったという反省も、私どもとしてはあります。そういう面から、少しでも優秀な人材、優秀というか有能な人材を私どもは確保するというところで、今回、準備行為として事業を事前に実施させていただいているということでございます。

なお、先ほど課長が4月1日からということでもございましたけれども、私どもの気持ちとしては、4月1日からは、やはり年度初めですので、日本というのは、一応、年度で区切っていますから、年度初めから事業を実施するという意味で言ったのでありまして、今回の募集要項については、申込みが4月18日まで募集ということで、それ以降、面接し決定するということとなります。そういうことから、もし、この事業予算が通過しない場合においては、それらの決定もできませんし、かつ採用といったところに至らないというふうに考えております。あくまでも、私どもは事業を円滑に実施するために、このたびこういう形で募集させていただいたということでございます。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） これでこの件については最後にしたいと思いますけれども、確認させていただきたいことは、これからも企業の募集等の調整をしながら、採用の件は考えるということのお話であつたかと思うのですけれども、私の認識として、今回、地域おこし協力隊のそういう様々な経費が、受入れ自治体の特別な横出し等なければ、ほぼほぼ全額、特別交付税措置がされて、町の持ち出しはないのではないのかなというふうに認識しているのですけれども、その認識は正しいかどうか確認させていただきます。

それから、採用日の件ですけれども、分かりました。もうこれ以上、それはもう言わないことにする。

人材のことで話がありました。今、私、芽室町のことをお話しさせていただきたいのですけれども、やっぱり優秀な人材というのは、早い者勝ちの状況になっているのです。いや、たくさんいて、どこから採っても優秀だということもあるのかもしれないけれども、芽室町は、先ほど体験プログラムのことがありました。立派なパンフレットがあつて、2月22日、23日から27日まで4泊5日の体験プログラムがありますよということで、早くから動いていて、要はこの時期から動くということは、新卒の人もちよつと進路を変えてみようかというふうに考えられる時期になる。もうここまで引っ張ってきたら、3月の中旬まで引っ張ってきたら、もうどっかこっかに決まって動き出しているわけで、なかなかそこを曲げて、幕別町の地域おこし協力隊の募集があるからというふうにもならないのだと思うのです。だから、今後の課題としては、早くに動いていただきたいし、幕別町に特別に思い入れが湧くような案内の仕方も考えていただきたいし、そして早くに募集を開始するようなそんな仕組みにしていかないと、優秀な人材が来ない。

以上です。何かお話があつたら、答弁ください。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今、委員のほうからお話ありましたように、確かに少しでも早く募集し、有能な人材を確保するという面においては、委員とも同じ意を持っているのかなというふうに理解いたしました。そのようなことですので、今後、予算の組み立て方にも入りますので、例えば債務負担行為というのがありますでしょうし、今ご紹介ありました、地域おこし協力隊の体験版のほうを走らせながらやっていくという方法もありますので、そこは、十分にまた検討させていただきまして、人材の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 財源のお話ですけれども、私ども平成 30 年度からなのですけれども、募集要項というのを改正しております、地域おこし協力隊に対する支援体制の拡充ということで、住居に係る仲介手数料や赴任に要する費用として、引っ越し代等の助成ですとか、車両の使用についても活動以外の指示で使えるようにするというような拡充を行っております、そうしたような経費含めて、実は特別交付税、全額そちらのほうで賄えているというような状況ではございませんで、報酬費のほうは、ほぼ令和 4 年度ですと 280 万円が上限なのですけれども、そこで収まるような形にはなっているのですけれども、それ以外の経費として特交措置が 1 人当たり 200 万円ございますけれども、それに対して、大体数十万円程度、1 人当たり超過ということで、町で単費でそちらのほうを支援しているというような状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですね。

それでは、関連以外の質問をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 総務管理費から 3 点、質問させていただきます。

1 点目が、2 目の広報広聴費、広報事務事業に関わってです。ページ数が 51 ページです。この広報事務事業なのですけれども、この事業として広報紙の発行やホームページ、フェイスブック、ツイッター、インスタグラム、そういった SNS や、今回、マチイロアプリを活用した様々な情報発信をしていると思います。そこで LINE についてお聞きしますが、幕別町では現在、防災情報に特化して配信しています。今後、行政情報についても、LINE を活用する計画はないのか、1 点目にお聞きします。

2 点目が、65 ページです。どの項目に該当するか、ちょっと悩んで土木費とも考えたのですが、13 目の防災諸費から質問させていただきます。地域防災対策事業、この中で、忠類地区のハザードマップが、作成委託料が計上されています。忠類地区のハザードマップについては、これまでありませんでしたので、よかったと思っています。さて、ハザードマップ作成に関わってなのですけれども、近年、台風の大型化とか、ゲリラ豪雨と呼ばれるような集中豪雨が心配されています。このような豪雨に対して、下水道管などから浸水するといった排水処理能力を加味した内水ハザードマップ、これの必要性が言われています。必要性についての町のお考えと、今後、市街地において、内水ハザードマップを策定する考えがあるかどうかについてお聞きします。

3 点目が、73 ページになります。17 目諸費です。ふるさと納税に関わってですが、企業版ふるさと納税について質問させていただきます。この制度は 2016 年から始まったもので、自治体の地方創生事業に対して寄附した事業者の負担税が軽くなる仕組みになっています。幕別町の取組状況と推進に関する考え方をお聞きします。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 私の方から、まず、LINE の活用ということだったのですけれども、確かに、今現在、町のほうでは防災環境のほうで、アカウントを取得しております、そちらのほうで情報発信というのをしております。こちらにつきましては、基本的には防災情報ということではあるのですけれども、広く一般の町民の方にお知らせして、コロナのワクチンの関係ですとか、そういうのがございましたら、そちらのアカウントを活用して、今も情報発信を行っているというような状況

ではございます。ただ、こちらのアカウント、無料のアカウントですので、実は登録している方みんなに発信がされると、プッシュ型でということなので、例えば、子育て情報なんかを流すといったときに、お子さんがいない方ですとか、そういった方にも一斉に流れるというような状況でございます。他町の状況なんか見ますと、有料のアカウントを取得して、そういった情報発信というのをやっているというの、私どものほうで認識しているところではございます。こちらにつきましては、他町の状況、情報なんかは十分収集しながらなのですけれども、あと費用対効果という面もございまして、その辺を含めた中で、今後、導入に向けては検討してまいりたいということで考えております。

あと、企業版ふるさと納税の関係なのですけれども、こちらにつきましては、十勝管内でもいろんな町で、今現在、実施しているところなのですけれども、こちらにつきましては、実は地域再生計画、そういったものを町で策定をしまして、そちらは国のほうで認定をされれば、初めてなのですけれども、企業版のふるさと納税というのが活用できるというような状況となっております。私どもの町も、実は、今現在なのですけれども、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」こちらに位置付けられている事業につきまして、計画のほう、国のほうに、今、認定申請中であります。その認定が下りれば、募集というのはかけることが可能になるので、そうした場合には、企業版ふるさと納税、有効な財源の一つというふうには十分考えておりますので、各担当部署含めて、どういった事業にそういったのが活用できるかというのを、今後は十分検討してまいりたいということで考えております。

○委員長（千葉幹雄） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） ハザードマップの件でございます。内山委員のご質問でいうと、内水ハザードマップという、内水と頭についているものは、ちょっと内水と外水のお話からさせていただきますけれども、今、各世帯にお配りしているハザードマップというのが、外水ハザードマップといたします。これは、堤防を基準に内水と外水に分かれるのですけれども、堤防を基準に、町側、市街地側を堤内地、守られているほうなので内側、で、内側の水のハザードマップのお話です。今、お配りしているのは、洪水ハザードマップという、堤外の川の水があふれたときにどういうふうに、水が浸水しますというマップを皆さんにお配りしています。今、町側、川の水があふれないことを前提に、大雨が降ったときに、どういうふうに水がたまるかというハザードマップです。これは、今まで幕別町では作っておりません。作っていない理由としては、幕別町に地下街、地下鉄がないので、まず、そういった内水ハザードマップを作る必要性がなかったと。

ただ、令和3年の5月でしたか、水防法、改正になって、下水道法も改正になって、それぞれの排水区ごとに、下水道の浸水想定区域図を作りなさいとなったものですから、この辺は、今、下水道のほうで、令和5年、6年かけて、ハザードマップの基礎となる図面を作り上げる予定をしてお聞きしておりますので、それが出来上がった段階で、内水ハザードマップを作ることが可能になります。町としては、この外水のハザードマップと比べてみて、外水ハザードマップで、色が塗られていないところも新たに色がつくようであれば、内水ハザードマップを作って、皆さんに周知しなければいけないと思っておりますので、スケジュール感でいきますと、5年、6年で調査しますので、令和7年くらいに、その結果が出てくるという状況でございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1点目から順番に再質問させていただきます。先ほど、プッシュ型で一斉に情報が来るということで、情報を選択できるようなセグメント配信というものが有料になっているということで、それを費用対効果なんかを考えながら、検討していくというようなお話だと思うのですが、既存の SNS、これはフォロワー数は増えてはきてはいますが、これらのアプリを入れて、登録している年齢層は限定的になっております。これはこれで、この年齢層に活用していただくのは問題ないのですけれども、一方で様々な調査データを見ても、LINE というのは幅広い年齢層で、様々な用途で使っているのが分かります。近隣では、帯広とか芽室、また全国でも多くの自治体が活用しています。また、セグメント配信とかに関わってくるのですけれども、AI を活用した会話型のチャット

ボット案内サービスが様々な分野で普及しています。LINE でこういうものを活用する場合、トーク画面で、例えばごみの分別の問合せに対して、瞬時に自動応答してもらえるような、すごく便利なサービスになっています。導入した自治体からも、住民の声で、とても、本当に即回答してもらえるのでよかったということをお聞きしています。こうした導入について、チャットボットの導入も含めて、改めてお考えをお聞きしたいと思います。

2 点目です。外水ハザードマップ、内水ハザードマップ、そういう認識は分かりました。近年、本当に豪雨災害が増えてきていまして、川からあふれなくても、下水道管があふれて、それが流れなくて、すごく被害が拡大するようなことも懸念されます。一応、下水道のほうで計画に基づいて、下地の調査をするということでもありますし、今ある外水ハザードマップと、もし新たに内水ハザードマップのデータが出たときに、外水ハザードマップに、その内水ハザードマップのデータが包括というか、それ以上の浸水の深さにならないようでしたら、またそのときに判断していただけるということなので、そうではないときには、そういうものも検討していただきたいと思います。

3 点目は、地域再生計画、これ国に提出中ということなのですね。ということなので、すぐにはないのですけれども、有効な地域、町の財源として、活用していく方向に向いているのかなというふうに思います。2020 年度から寄附金の約 8 割の控除を受けられるように見直された、これ最大なののですけれども、ということで、全国では寄附総額が前年度比 8.8 倍の 110 億になり、件数も 1.7 倍と制度開始以来、最多になったという報道もありました。これは事業者側にもメリットがありますし、我が町にとっても有効な施策ではないかと思います。ということで、もし改めてあれば、お聞きします。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） まず、1 点目の LINE の活用の関係だったのですけれども、確かに、委員おっしゃいますように、情報発信以外にもチャットボットという機能ですとか、あとは申請の受付なんかでもできたりとか、いろんな機能があるということで、私どものほうも業者を通して、いろいろ情報収集というのは行っているところではあります。ですので、情報発信に限らず、そういったトータルな面で LINE がどう活用できるかということにつきまして、改めて、今後、研究しながら導入する、しないの判断はしてまいりたいということで考えております。

あと、企業版ふるさと納税の関係なののですけれども、先ほどお話しちょっとさせていただいたように、自治体にとっては貴重な財源の一つというところで考えております。ただ、こちらにつきまして、例えばなののですけれども、企業の条件としましてなののですけれども、本社が所在する地方公共団体の寄附については、税制の対象とならないですとか、あとは基本的に寄附企業が寄附を行うことの代償として、経済的な利益を受け取ることは禁止しているですとか、多少の制約というのはございますので、その辺、例えば他の自治体がどのような形で相手企業を募るかなどということは、こちらのほうも十分研究はしてまいりたいなというふうには考えております。近隣の状況なんか聞きますと、例えば元本社があったですとか、あとは社長がその町の出身だったとか、割かしゆかりのある企業から、そちらからの申し出いただいて、寄附につながったとか、そういったケースもございましたので、そういったことも含めて、いろいろどういった企業募れるかというのは、研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 1 点だけ質問して終わりたいと思います。

LINE なののですけれども、ぜひ本当に導入に向けて、早期に導入していただきたいと思います。そしてチャットボットとか、そういった機能は、24 時間、土日祝日でも対応してくれるサービスなので、大変頼もしい存在だと思います。より幅広い年齢層の町民がアクセスできるように、また町民が求めている効果的な情報発信について、引き続き多様な手段で進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 2点ほどお伺いいたします。

57 ページ、7 目近隣センター管理費です。近隣センター等維持管理事業、近隣センターの改修工事についてであります。先ほどの答弁でも、町内の近隣センター、コミセン合わせて 51 か所あります。年間 10 万人以上の方が利用されています。最近では、コロナの影響で減少傾向ではありますが、住民のコミュニティの拠点として大変重要であり、改築工事についても進めていただきたいところであります。改修工事に入る際に、住民の要望というのはどれくらい聞かれていますか。協議会等がありますが、その辺について、最初に改修に入る前の町の取組についてお聞きしたいと思います。

2 点目が、69 ページです。14 目交通防犯費、コミュニティバスの運行事業についてです。停留所についてなのですが、町ではコミュニティバスが住民の要望から始まり、実施されたというふうにお聞きしています。しかし、路線バスの関係で、いま一つだなというのが私の率直な感想です。地域の停留所についてですが、路線バスが走ることによって、その場所には停留所が置けないというようなお答えを受けたことがありました。場所によっては、路線バスの停留所とコミバスの停留所が隣にあるような状況があります。要は、必要に応じて改善が図られることができるのではないかと考えております。例えばなのですが、札内のあかしや団地、今、改築工事が行われているところなのですが、隣にも道営住宅がありまして、大変多くの方々がそこに住んでおられます。しかし、近くにそもそも停留所がないのです。冬場になったり、高齢化等、大変少子高齢化が進む中で、こうした方たちの足として使えるためには、ぜひ近くにあるべきだと思うのです。ただ、町の説明では路線バスというお話がありました。でも、実際には路線バスのところとコミバスの停留所が同じような状況にもあります。ぜひこういう状況を必要に応じて、改善を図るべきだと思うのですが、町の認識をお伺いします。

○委員長（千葉幹雄） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 私のほうからは、近隣センターの改修工事についてお答えさせていただきます。

今回、改修工事を予定しておりますのは、上忠類の近隣センターの改修を予定しております。これまでも同様なのですが、この近隣センターの改修に当たりましては、地域の住民の皆さんの意向ということで、公区の関係の方にお集まりをいただきまして、そしてどういった改修を求めているのか、限られた予算の中で、どういったものが最優先になるのかということとしっかりと確認させていただいて、工事に当たっております。また、地域で行われる行事等もありますので、工事につきましても、そういった行事に当たらないような時期に調整するとか、そういったできる限りの対応、そういった調整をさせていただきながらの改修となっておりますので、今後も同様に続けてまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミバスの停留所の件でございます。

札内と幕別の市街地ですけれども、おおむね大体 200 メートル、半径 200 メートルに 1 か所くらいで、密度的に設置させていただいております。路線バスの停留所と並べてコミバスの停留所あるところもございます。ただ、その密度を計算すると、必ずしも一致するところはなく、路線バスに乗り換える交通結節点となるところは、駅ですとか、そういったところで乗換えをしていただくことになるので、すけれども、大体 200 メートル歩いていただいて乗っていただくと。どうしてもやっぱり近くに欲しいという要望もたくさんあるのですけれども、全体を見て、均一な場所で設置している状況でございます。過去には、平成 30 年にダイヤ改正行いまして、そのときも住民からのアンケートですとか、実際の利用状況を見て、走るコース自体もちょっと見直したり、あとは停留所自体もずらしたりですとか、そういったことも行っておりますので、今後、令和 5 年度に、またアンケート調査をやる予定をしておりますので、そういったところでまた住民のニーズですとか、そういったものを拾い上

げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） コミュニティバスについて少しお話したいのですが、町としては 200 メートル、いわゆる間隔的な問題でというお話がありました。確かに間隔を空けて、限られた路線で限られた通行でというところになると、なかなかたくさん置けないというのは分かるのですが、やはり利用者が多く見込まれる場所とか、そういったものは、集中的に重点的に取り組まなくてはいけないのではないのかなと思います、例えば町は病院や買物を利用していただくときに、コミバスを利用してもらっています。でも、もしその距離感の関係で、例えば病院の前に停留所が置けなかった、もしくは買物するスーパー前に停留所が置けなかったとなると、なかなか利用が難しい状況になってしまうのではないかなと思います。もともと、要は私たちは通常に歩いて問題はないのかもしれないですが、実際に高齢の方々は、それこそ 100 メートル歩くのにも、特に冬場とかになると大変なのです。だからこそ、やはりコミバスの利用度はすごく高まってくるのだと思うのです。よく今、コミバスは利用者がなかなか少ないというお話がありました。やはり今使っている方々は、本当に利用できるようなものにしていったからこそ、もっと利用が増えるということもあり得るので、その辺についてもう少し柔軟なといったらあれですけども、検討課題としていただければと思うのですが、どうですか。

○委員長（千葉幹雄） 防災環境課長。

○防災環境課長（寺田 治） コミバスの停留所ですけども、なかなかやっぱり乗合バスなものですから、ドア・ツー・ドアという考えがなくて、やはり多少歩いていただくというのが前提になります。必要なスーパーですとか、病院、この辺は当然意識して停留所を設けているのですが、例えば道路の交差点には停留所を置くことができなくて、どうしても離して置かなくてはいけない場面が出てきます。これは道路交通法上どうしても仕方ないので、若干玄関先まで届かないという現象は、どうしても生じてきているという状況でございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） そんな細かい話をしているわけではなくて、本当に目の前とかではなく、要は、例えばそれこそ道路渡ればスーパーですよ、病院ですよというのだったら、そんなに住民の方も、もっと近くに欲しいということにはならないのだと思います。でも、やっぱり道路 2 丁、3 丁離れているから、もう少し考えてほしいという声が来ているのです。だから、その一つが、集合住宅の方々がすごく、今、集合住宅の多くの方々が高齢者になっているので、大変だという話があるものですから、その辺について考えてほしいと。ここは単純に一つの例えですけども、多分もっと多くの方が、そういうようなことを思っている方多いと思うのです。そういったところを、もっとニーズ調査しながら進めてほしいなと思っております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） コミバスの停留所の関係にいたしましても、コースの関係にいたしましても、地域公共交通会議の委員さん、住民の方の委員さんも入った中で、住民のニーズですとか、アンケートとかの結果も踏まえながら決定しているということでもあります。当然コミバスの停留所として利用が想定されるスーパーですとか、病院とか、そこは当然停留所として設定していますけれども、それ以外の部分に関しては、課長からも申しましたように、ある程度一定区間の間隔を空けた停留所設置という形にもなりますが、いずれにいたしましても、住民の代表の委員さんの意見も踏まえた中で決定しているということでございますので、今後も住民のニーズ、アンケート等を踏まえながら、協議会の中で十分検討していきたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 85 ページ、2 目参議院議員選挙費の項目で質問いたします。

今、投票率の向上が本当に必要だと言われております。それで、投票率が上がれば、本当に町民の民意、住民の民意を行政など、国政などに反映させていく、こういうことになると思います。それで、投票所の改善、また投票率の向上にどのように考えているのかを質問したいと思います。それで、投票所の改善については、靴を脱がなくても入れるような手だて、また段差の解消、それに向けてどのようにお考えになっているのか、また投票率の向上といたしましては、今、若者の投票率のことも言われておりますけれども、高齢化に伴いましてなかなか投票所まで行かれない、こういう声も届けられております。それで、投票所の改善と投票率の向上といたしまして、18 歳、19 歳、それから年代別の投票率、幕別町ではどのような状況になっているのか、またその改善についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（佐藤勝博） まず、1 点目の投票所のほうの改善についてということなのですが、すけれども、今、町のほうである投票所、複数ある中で、靴を履いて行ける投票所とそうじゃない、あるいは段差のある投票所ありますけれども、もちろん全部靴のまま入れればいいのですが、なかなかそれを全てシートを敷いてというようなことも考える選択肢としてはあるのですが、それをやろうとすると、かなりの費用負担等も伴いますし、あるいはそのシートを敷くことで、特に高齢者の方々が足がつまずくとか、そういったことも過去の中ではお聞きをしております。現状におきましては、そういった段差の部分については、あるところについては椅子などを置いて、ゆっくりこう靴を脱いでいただいてというような、そういった形で配慮に努めているところであります。段差につきましても、室内の段差というのは、なかなか完全に改善ということには至っておりませんが、外の部分については当然スロープなどを設置する中で、車椅子の方々ですとか、投票しやすいような環境づくりには努めております。

それから、投票率の向上についてということでもありますけれども、前回、昨年 10 月の衆議院議員の投票率で申し上げますと、投票率そのものを 4 年前の平成 29 年の衆議院のときと比べますと、投票率で 1.3%、期日前投票などについても約 4.3%上昇しております。さらに、その今回の中で、18 歳、19 歳の投票率ですけれども、これ 18 歳、19 歳合わせてなのですが、前回の 29 年度のときの情報ありませんので、その直近の元年の 7 月の参議院のときの率で申し上げますと、25.29%なので、約 18%上昇しております。要因の一つとして考えておりますのは、今回の選挙の中では、啓発活動にもちょっと意を込めたところで、初めて防災行政無線なども活用して、こちらが 4 日間で 10 回、それから SNS などでも 5 日間で 5 回、こういった周知のほうについても努めたところであります。

年代別につきましては、年代別の投票率等については、情報持っておりません。

以上でございます。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） 今、投票所の改善なのですけれども、シートを敷いたら危ないのではないということも答弁でありましたけれども、やはりそういう場合には、ちょっと手をお貸しするとか、そういうことで靴を履いて投票するという、そういう改善が必要ではないかというふうに思います。それと車椅子などで投票に行く場合には、やはり段差があると投票はなかなか困難です。そういうことで投票には足が向かない、そういう声も届いております。ですから、どういう状態であっても投票をできる、そういう投票所の改善が必要だと思いますので、ぜひ段差の解消、それから靴を脱がなくても入れる投票所の改善、これは今どんどん投票所で、この幕別町以外でも、改善に向けて取り組んでいるわけですから、幕別町でも投票率向上のためにこういう対策が必要だと思います。

また、投票率の向上なのですけれども、若い方がこのように投票していただくというのは、本当に大事なことだというふうに思います。自分たちの生活に関わるわけですから。それで、今、その対策として、防災無線、SNS を活用したというお答えでした。大変効果的だったのではと思いますけれども、もう一段として事業所ですとか、学校ですとか、そういうところでの啓発、学習、そういうこと

がもう一方でも求められているのかなと思います。それで、投票率の向上、自分たちの生活に密着するのだっていう、そういうところも啓発も必要だと思います。

それから、今、高齢化社会になっていまして、高齢者の投票率がどのような状況なのかっていうことも、町として把握する必要があるのではないかと思います。地域を歩きましても、投票所が遠くなったですとか、それから交通手段がないとか、そういうことでなかなか投票に行けない、こういう声も届いておりますので、町としてもしっかりとその状況を押さえていく、そして対策が必要だと思います。

それで、幕別町ではコミバスを利用して投票所に行ける、こういう手だても取っているのだけれども、さらなる改善が必要だと思います。例えばこのぐらいの人口でどうなのかなと思うのもあるのだけれども、商業施設を利用する投票、それからコミバスに投票箱を乗せて走る、こういうこともされている自治体もあると聞いております。ですから、さらなる研究をして、一人でも多くの方が投票所に足を向ける、こういう手だてが必要だと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） まず、1点目の投票率向上のために、段差だとかなくすような手だてということだというふうに思います。本町の投票所については、旧幕別地域に22か所、忠類地域に1か所、合計23か所の投票所を設置しております。その設置の背景というのは、やはり投票率を向上したいという思い、それと利便性を確保するという面で、他の自治体から比べても多くの投票所を設置しているのかなというふうに考えております。そういうことから、どうしても既存の施設を活用し、かつ古い施設なんかもありますものですから、どうしても段差の解消に、まだ至っていない投票所あるというのは確かでございます。そういう裏腹な面があるとういうことをまず1点と、それとあと、それを解消するために、私ども投票管理者においては、会議のたびに円滑な投票行動を行うために、介助とか、いろんな手だてを適切に取るようにということも指導しているところでございまして、今後ともそういうのを徹底しながら、投票をしやすい環境の整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

それと2番目の投票率向上に向けた事業所に対する啓発だとか、学校に対する啓発という点でございすけれども、啓発事業は、今、課長から話したとおりの啓発はやっておりますけれども、前回の選挙においては、コロナ禍にあつて、なかなか街頭啓発というのはできなかったという部分がありました。今までは大きなスーパーなんかに行って、そこで街頭啓発はしていたのですが、そういうことがなかなか難しいというところがありまして、その辺はできなかったとこでございます。その辺は、こういうコロナ禍、感染症対策がどうなるかといったところで、今後どういうふうにしていくかというのは、また検討したいと思います。

また、事業所については、これは事業所に対して、やはり選挙というのは民主主義の、本当、基本的な基本でございすので、そこは選挙管理委員会からも、各事業所に選挙行動をする際には、優先して行っていただくようなことでのお願いということは、していかなければならないかなというふうに思っております。

それとあと、学校等については、主権者教育という一環で、既にもうやっている小学校、中学校等やっているというふうに思います。加えて、選挙管理委員会としまして、高校に出向いて、模擬投票を実施したりだとかいうことを実施しております。そういう選挙というものはどういうものなのかといったところも、実際の体験を踏まえた中で、今後ともこれらの啓発事業を実施してまいりたいというふうに思います。

また、3点目の投票率向上のために、さらなるというものでございすけれども、確かに、今、委員からお話しあったように、いろんなところでいろんな取組をしていると。私どもも最近取り組んだ部分としては、コミバスを日曜日の日に走らせていただいて、それを無料乗車すると、無料で乗車できる仕組みを整えたといったところであります。そのほかに、確かにほかの自治体では、コミバスといたしましうか、移動投票所だとか、それとか帯広市なんかは、大手のスーパーだとか、そういう

ところで臨時投票所を設けているということもあるかと思いますが、前段、私がお話ししました、23 か所の投票所を設置しているというところとの裏腹の部分がありまして、なかなか、そういうことは私どもとしては分かってはいるのですけれども、そういう議論をしていくと、投票所というのは投票所の数の問題だとか、それよりは期日前投票所をもう少し増やしたほうがいいのではないかなとか、そういう議論のほうが、先ではないかというふうに思っておりまして、今、選挙管理委員会としましては、投票所の在り方も含めて、どういうふうにすれば投票率が向上できるかということを、内部で今検討していると、委員会として検討し始めたところでございます。

以上でございます。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。まだ大分かかりますか。

○委員（野原恵子） これで終わります。

○委員長（千葉幹雄） それでは、野原委員。

○委員（野原恵子） 選挙管理委員会、そういうところで投票率を上げるために議論している、それは大切なことだと思います。一方で、なかなか投票困難がある住民の声を十分聞く、そういう姿勢も大事ではないかと思うのですが、そのところは、どういうところでも関連してくるのですけれども、関わる住民の声を十分に聞く、その手だてを講じていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（山岸伸雄） いろんな改善をする中では、今、私がお話ししましたように選挙管理委員会の中で委員さんなんかとも、どうしたらもっと投票率が向上できるだろうかといったところは、今も毎回の委員会なんかの中でも話題にして検討しているところでございます。委員さんなんかは町民からの代表として出ていらっしゃると思いますので、委員さんの意見を聞きながら、また町民全体となると、なかなか難しい部分がありますので、どういうふうにお聞きするかといったところは、また委員会の中で、これは相談させていただかなければならないなというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（千葉幹雄） 審査の途中でありますけれども、この際 13 時まで休憩といたします。

12 : 12 休憩

13 : 00 再開

○委員長（千葉幹雄） それでは、休憩を解いて再開いたします。

質疑ございませんか。

小田委員。

○委員（小田新紀） 2 点質問させていただきます。

75 ページ、19 目電算管理費の 12 節委託料のところになりますが、細節 12、13 の説明の地方公共団体情報システム標準化・共通化対応委託料、行政手続オンライン化対応委託料のところになります。82 ページの細節 13 共通納税システム税目追加対応改修委託料にもつながるものなのかどうかというのがちょっと確認できないのですけれども、いずれにしても ICT 活用の推進ということで説明書のほうにも書いてありました。多額な予算計上されているわけですが、基本的には行政システムの国の標準化に合わせということで、更新されていかれるということかなというふうに理解しているところですが、これらの更新に関わって、実際、町民にとって直接的な利便性の向上とか、そういったものが出てくるのかということについて説明いただける部分があれば、説明いただきたいと思います。

それから、先ほどの 82 ページの QR コード利用システムも改修されるということですが、今のバーコードでされている部分が QR コードに替わっていくという認識なのか、また全然違う部分なのかということで、もう少し詳しく説明いただければと思います。

大きく 2 点目については、78 ページ、21 目地方創生推進事業費の UIJ ターン新規就業支援事業に関わってとなります。新年度拡充ということで 100 万円という予算が計上されていますが、先ほど説明

の中で1人分の移住費ということでご説明をいただきました。以前は企業の登録もないと、ゼロということの説明を受けた記憶があります。現在、今年度の実績、それから移住の実績、それから次年度の見込みという部分について伺いたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私のほうからは、電算管理費の部分で委託料のほうになりますけれども、まず地方公共団体情報システム標準化・共通化対応委託料、こちらにつきましては、デジタル化に向けて、いわゆる標準化・共通化に向けて、現在ある総合行政システムで使用する統一文字、こちらのほうを標準化するときに使える文字とするために、その同定業務といいまして、標準化の中で今ある文字をできるようにするための前段の作業になります。

それからもう一つ、行政手続オンライン化対応委託料につきましては、こちらもオンライン化に向けてマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能になるように、こちらも総合行政システムの改修を行うものでありまして、オンライン化に向けての手続の中で、まずは子育て関連手続、こちらのほうを優先した行政システムの改修を予定しているものでございます。今この改修をやったからといって、すぐに何か直接的に町民の方々に、すぐ何かこう利便性が向上になるような、ということの前段での改修作業になるものでございます。

○委員長（千葉幹雄） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） UIJ ターンのご質問です。

今現在、実績としては2件ございます。単身の方と世帯で転入された方が2件ございます。事業所なのでございますけれども、現在7社に増えました。そのうち、今現在、募集しているのが2社という状況であります。来年度につきましては、今のところそういった問合せ等は現時点では受け付けていない状況です。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） それでは、私のほうから共通納税システムの税目の追加対応改修ということでございますけれども、QRコードの関係です。これにつきましては、令和5年度課税分から固定資産税また軽自動車税の納付書、こちらのほうに国のほうで統一規格のQRコードを記載をしていこうということで、今現状で本町の納付書にはバーコードを記載をしておりますけれども、これにプラス QRコードの部分が追加をされるということになります。QRコードのほうについては、国の共通納税システムのほうのシステムが採用されてまいりますので、これが国のシステムで納付をできることが今度プラスになります。通常窓口ですとか、コンビニで納付をされるのですが、今度はそのプラス、システムを利用してQRコードを読み込んで支払いをすることができるということで、いろいろな支払い方法が増えるということで、これについては納税者の方々の利便性が図られていくのだらうなというふうに考えているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 小田委員。

○委員（小田新紀） システムの改修につきましての中身については理解しました。そのシステムがよりよいものに更新されていくわけですが、そうしたシステムを活用して、今後、各自治体の創意工夫によって地域の方々、町民の方々にも何か還元できるものが生じてくる可能性があるという認識でよろしかったでしょうか。

それから、行政手続オンライン対応委託の部分のマイナンバーカードを用いてということで説明のほうにもありましたが、さっきの一般質問でもありましたが、そのマイナンバーカードの普及率がまだまだ向上されていない中で、今の現状の普及率の中で、このシステム改修が効果があるものなのかどうかということについて伺いたいと思います。

それから、UIJの部分について2件の実績があったということですが、そうすると次年度1名分の予算ということで考えられているわけですが、これが増えていけば、その都度予算確保されていくという考え、そして増えたほうが良いというふうな認識だと思いますが、その部分の確認。それから、

現在、今後増やしていくということのために、こういった活用を東京から移住していただくということのために、町としてはこういった業務の方、業務の企業が登録してもらえたりとか、またこういった環境、生活環境も含めたものを移住される方が求められているとか、そういったあたりの調査や今後の町の仕掛けについてお考えがあれば伺いたいと思います。

QR コードについては分かりましたが、今バーコードで2つの方法でいろんな PayPay 等々使っているわけですが、QR コードになることによって、その幅が広がるという認識でよろしいでしょうか。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今後の企業の部分、私のほうから仕事についてちょっとお話しさせていただきますが、これまではこの事業というのは何かペーパーを送っても、なかなか企業は分からなくて、結局そのままになってしまうものですから、去年もそうですけれども一件一件事業者をうちのほうのスタッフが回らせていただいて、一個一個説明をしてぜひ登録をしてくださという話をさせてもらっています。これまでの話の中では、企業、特に人口減少の中で技術者が不足しております。そのため私たちとしては、技術者だけではないのですけれども、技術的な、技術者を特に中心的に企業を募集していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 引き続き、UIJ ターンの関係ですけれども、当初予算1件100万円ということで、今後また申請者の増が見込まれた場合は、補正予算の計上を協議させていただきたいというふうに考えております。

それと、質問に関連してその生活環境の調査ですとかということなのですけれども、今その先ほどご紹介した2件の実績のうち1件が、テレワークで東京の会社に勤めながら、こちらで生活をしているというような方の実績もありました。今後、町としてその生活環境のニーズを調べるということを今現在考えておりませんが、より制度がよく行き渡って知られて利用していただくような周知活動には、取り組んでまいりたいというふうに考えています。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） この改修が効果があるものになるのかということですが、今、国のほうでオンライン化、行政のデジタル化を進める中の一つのシステム、その進める上で必要となるシステムの改修でありますので、今マイナンバーのほう確かなかなか取得の状況が伸び悩んでいる状況の中で、今後デジタル化を進めていく上で、もちろん住民にとって本当に有効なそういったデジタル化を、本町として考えていかなければいけないということでもありますので、そのことはマイナンバーカードの取得の部分の推進も含めて、こういった業務の効率化も含めて、デジタル化が有効なものになるようにするための手法としては、これから引き続き研究を含めて進めていきたいと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 小田委員。

○委員（小田新紀） 2点、先ほどの会社、町としてこういった人材がこの事業を使って来てほしいということについては、技術者云々ということについては理解しましたが、いわゆるこちらの移住したいと思っておられる方が求められている業務というのが、今登録されている企業とうまくマッチングされているのか、あるいはもっとこういった業務が募集としてあると、もっともってこの移住者が増えるかといったところの分析というものについて、どうかということの質問でしたので、改めて質問させていただきたいと思います。

それから、先ほどの行政手続オンライン対応委託の部分で確認ですが、マイナンバーカードの賛否は別として、今のお答えですと、マイナンバーカードの普及が広がらないと、ここの部分の効果としては、そんなに上がらないというような認識でよろしかったのでしょうか。

2点です。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今の仕事の関係ですけれども、私どもが事業者、企業を回っていく中で聞いた答えを述べさせていただいたのですけれども、引き続き仕事については幅広く商工会などとも連携しながらこの事業を説明して、またいろいろな声を聞いて対応していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） オンライン化につきましては、あくまでマイナンバーカードを用いて、オンライン手続が行えるようにするためのものがございますので、マイナンバーのほうの取得も進まないと、その効果というものはなかなか出てこないかなというところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 税務課長。

○税務課長（高橋修二） 先ほどの QR コードの関係でございますけれども、本町においてはスマホ決済、これは2年前から導入しておりますけれども、国のほうでプラスされるこの QR コード、これも新しく加えることになりますので、利用される方については LINE Pay、それと PayPay、これにプラス国のシステムを使った QR コードでの納付、共通納税システムを利用した納付が可能となるということで、例えば LINE Pay や PayPay を使われていない方、こういった方も今後この QR コードで利用ができるようになるということで、納税環境は幅が広がるというような形になるというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 小田委員。

○委員（小田新紀） 先ほどの UIJ の部分で、企業への意向ではなくて、東京から来られる方の意向ということですね。こういう業務があれば、来たいなという方の何というか意向が把握されている、またそういった受入先が増えれば、移住者も増えるのではないかなというふうに考えるわけですが、そこら辺もし調査・分析されているのであればお答えいただければと思います。

○委員長（千葉幹雄） 住民生活課長。

○住民生活課長（谷口英将） 現時点では、今、東京在住者の方に対して、例えば幕別町でこういった仕事があれば、移住していただけますかというようなニーズ調査は行っていないですけれども、これ北海道のポータルサイトで登録されている企業から、こういった UIJ の交付金が対象になるわけなのですけれども、幅広く帯広ですとか近隣町村でもこれが増えてくれば、幕別町に住んで帯広に勤めるということもあり得ますし、そういった形で多く首都圏から、北海道、十勝に人が流れるような取組というのは、啓発としてこれからも取り組んでまいりたいというふうには考えております。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 同じく、19 目電算管理費のただいま質問がありました、12 節委託料の細節 12、13 の関連でありますけれども、まず 1 つは説明の資料の中で細節 12 につきましては、今回システムに移行するに当たっての標準文字といいますか、システムにとって標準化につながる文字を統一することなのということで、それだけの事業ですと、次にはまだ進みませんということなのですけれども、予算を見ましたときに、電算管理予算が前年度から比べて 2,000 万円ほど増えておりまして、特にこの委託料というのが 6,000 万円と大きくなっているのです。その文字の統一化に関わって委託されるというのですけれども、もちろん業者は教えていただきたいということではないのですが、こういった関係に委託をされてこの仕事が進んでいくのか、多額の費用を要するのだと思うのですけれども、それがきちっと財政的な措置がされていくのかどうかということです。

次、細節 13 のほうですけれども、資料のほうではマイナンバーを接続していくようになっていく中で、今回は子育て関係の 15 手続というふうになっています。15 というのは一体どういう中身なのでしょう。

ちょっとその関連ですので、そこでやめます。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず、1点目の文字の同定作業という表現を使わせていただきましたけれども、そちらについては、あくまで今回、今現行で使っております総合行政システムと将来的に標準化に向けて使われるシステムの中で、今使っている文字がきちんと反映されて使われるようになるために、その同定作業、選定作業という言い方もするのですけれども、そのための今回作業を行いますので、委託するとか、お願いする先については、今、総合行政システム、現行で使っております業者以外にはなかなか難しいというのが現状であります。

それから、財源につきましては、この部分の委託料につきましては、10分の10の国庫補助という形で財源のほうは措置されることになっております。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 子育てで15業務につきましては、一般的なもの、いわゆる児童手当の手続が今回は主なものでございます。ですので、児童手当の受給申請から、現況届だとか、そういうところのシステムの統合を今準備していくといったところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 1点目の、そのどういったところに委託されて進んでいくのかということですが、中身が中身だけに、なかなかお答えいただきましたように、どこでもということにはならない、つまり特定されたところに全国で集中してやられていくのかなというふうに推察をいたします。そういう仕組みの中でつくられていくのだなということをこれは押さえて、ここの質問は終わります。

それで、2つ目のマイナンバーに関わって、今回は子育て関係ということですが、一般質問でもありましたけれども、マイナンバーの普及につきましては、なかなか進んでいない現実があります。そこにはやはり仕組みそのものの理解や、アンケート調査などでも、まだまだ不安のほうが多くて多いという、そこが解消されていないということもありまして、漏えいも含めてのセキュリティーの強化など、そういったことがもっともっと進んでいかなければ、なかなか上がっていかないのだろうというふうに思います。

そこで、こういったことが実際に進んでいくのですが、マイナンバーを持たない者と持つ者というところに、行政のサービスの違いというのはやはり出てきたらうまくないのだと思うのです。つまり、不安で作れないとかという人たちがいる中で事業進んでいくわけですから、作らないのだから、そういったサービスは受けられないよなどということはないと思うのですけれども、そういうふうな流れになり得ないかという不安を持ちます。マイナンバーを持つ、持たないで、いわゆる行政サービスの差、住民側にとって受ける差は出てこないということを願いますが、いかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 一般質問の中でもご質問あった点でございますけれども、当然セキュリティーがしっかりした中で構築されていくべきだと思っています。また、持つ者、持たない者の差があってはならないと、これは当然のこととございまして、そんなことはないような形にならなければならぬし、なるものだというふうに思います。ただ手続の煩雑さというのは、これは相当軽減されるだろうなど。マイナンバーを持っていると、例えばなのですけれども、児童手当の現況届なんかは、毎回届けを出していただいて、所得の確認は、自分で所得の情報を持ってきてもらって、特にうちに情報ない方がそうなのですけれども、持ってきてもらって手続しなければならないというのがあるのですけれども、仮にマイナンバーがあれば、自動的にそれは私どものほうにマイナンバーの番号さえ書いていただいて、それを情報として連携していいようになりますので、自動的に他の市町村から転入された方も、そこから情報が引き出せるというか、来ますので、そういう手続はそれこそ1回で済んでしまうというか、元の役場なり市役所へ行って、そういう所得証明をもらってきて、そしてうちの役場に来て手続をするといったことが、うちの役場で1回で終わってしまうというような煩雑さは、相当軽減されるだろうというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 藤原委員。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） それでは、54 ページ、5 目一般財産管理費、13 節使用料及び賃借料、細節 21 コリズ検索システム使用料についてお伺いいたします。

この予算を平成 29 年から 5 年続けて提出されております。ただコリズとは何かということが、なかなか難しい言葉だと思いますので、まずコリズとは何か、使用目的、それとコリズ対象工事と対象金額など、簡単でよろしいので、分からないのでまずご説明していただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） コリズにつきましては、建設業法による管理、あるいは主任技術者の専任制あるいは資格内容を確認するための検索システム、その検索システムを使用するための使用料でございます。

○委員長（千葉幹雄） 何か漏れていましたか。

（発言する者あり）

○委員長（千葉幹雄） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 今、総務課長が説明をしましたが、当初は工事の現場代理人ですとか主任技術者の重複を確認するというようなことを、国ですとか、あとは北海道ですとか、そうしたところでの工事の確認をするというようにもなっておりまして、その工事ごとに担当する代理人ですとか、主任技術者の登録をその都度して確認をすると、そのような目的のシステムであるというものであります。

○委員長（千葉幹雄） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） なかなか説明は百ではないと思いますけれども、幕別町としてこのコリズをいつから入札制度に取り入れるのかというのを、業界筋ではもう本当に経営規模の大小に関わらず、非常に注目していることであります。この予算自体は 1 万 1,000 円という非常に小さいですけれども、もしこれを入札制度に取り入れたとしたら、町の経済のマイナス点というのは非常に大きなもので、恐らく企業を継続することもできず、また廃業する業者も出てくるのではないかと、私は思っております。そこで 5 年間、今まで検索することだけで予算を立てていたわけですから、実施ということになれば、まだまだ据え置かなければならないことだと思います。それでこのコリズを入札制度に取り入れるということはそう簡単ではないので、5 年ではなく、10 年近くは入れないのだというような考えは持っているのか、伺います。

○委員長（千葉幹雄） 建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 先ほどご説明いたしましたのは、当初コリズという制度を導入してという、コリズの制度自体の導入の目的であります。ただ、その後においても、例えば北海道さんでありますとか、同一市町村管内ですとかであれば、2 つの工事ぐらいまではいいですよですとか、そのような考え方も新たに示された中で、入札執行に当たっているという状況にもございます。当初は先ほど申し上げたような目的を鑑みて、どうなのかということを調査・研究するための導入ということではありましたが、その後において新たな考え方も示されていたりもするものですから、本町が基本的に発注する建設工事につきましては、全て幕別町内で行っているものでございますので、今しばらく、より厳格な扱いをしていこうということに関しましては、そうした状況も十分考慮の上、検討していくことになるだろうというふうに考えています。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

ほかにございませんか。ございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

第 2 款総務費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、3 款民生費に入らせていただきます。

3 款民生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 3 款民生費についてご説明申し上げます。

89 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、3 億 2,282 万 8,000 円であります。

本目は、福祉施策全般に要する経費であり、主な事業といたしましては、説明欄の下段、民生委員児童委員活動支援事業 983 万 6,000 円は、90 ページになりますが、主なものとして、社会福祉委員 64 人の報酬及び費用弁償のほか、18 節負担金補助及び交付金は、民生委員の活動に対する交付金などがあります。

説明欄の中段、社会福祉協議会活動支援事業 2,972 万 7,000 円は、社会福祉協議会の運営に対する補助金であります。

下段の、ひきこもりサポート事業 575 万 8,000 円は、ひきこもり状態にある当事者や、その家族の支援を目的とした事業であり、ひきこもり支援アドバイザー 1 名分の人件費と、91 ページになりますが、職場体験事業 5 名分の謝礼が主なものであります。

2 目国民年金事務費、417 万円であります。

国民年金事務事業は、国民年金事務に要する経費であり、年金業務に関わる担当職員の人件費が主なものであります。

92 ページをお開きください。

3 目障害者福祉費、10 億 4,179 万 4,000 円であります。

本目は、主に障がい者の福祉施策や支援に要する経費であります。

説明欄の下段、障害者自立支援給付事業 8 億 6,498 万円は、次のページになりますが、主に 19 節扶助費、細節 1 障害福祉サービス費等給付費は、生活介護や就労支援などの障がい福祉サービスに関わる給付費、細節 2 補装具費等給付費は、障がい者等の身体機能を補完する義肢や装具、車椅子など補装具等に係る給付費、細節 3 障害児通所支援費等給付費は、放課後等デイサービスなどへの障がい児通所支援に係る給付費であります。

94 ページをお開きください。

自立支援医療費給付事業 3,685 万 2,000 円は、身体の機能障がいを軽減または改善するための医療費を助成する経費であります。

次に、障害者地域生活支援事業 1 億 1,346 万 5,000 円は、主なものとして、12 節委託料、細節 6 の訪問入浴サービス事業や細節 8 の日中一時支援事業などの委託料などであります。

95 ページになります。

中段の、障害者相談支援事業 886 万 9,000 円は、主なものとして、12 節委託料、細節 5 の専門的な相談支援を行う基幹相談支援センター機能強化事業の委託料であります。

下段の、障がい者就労支援事業 446 万 9,000 円については、主なものとして、96 ページになりますが、チャレンジ雇用事業で働く事務補助員 2 名の人件費のほか、7 節報償費は、障がい者職場体験事業に係る謝礼などであります。

97 ページになります。

4 目東十勝障害認定審査会費、343 万 2,000 円であります。

東十勝障害認定審査会事務事業は、東部 4 町で共同設置している障害支援区分認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして、認定審査会委員 5 人の報酬及び費用弁償のほか、事務補助員の人件費などあります。

98 ページをお開きください。

5 目福祉医療費、5,716 万 2,000 円であります。

重度心身障害者医療費助成事業及びひとり親家庭等医療費助成事業は、医療費扶助とその事務に要する経費であります。

99 ページになります。

6 目老人福祉費、5 億 4,718 万 9,000 円であります。

本目は、高齢者福祉全般に要する経費であり、中段の、敬老祝金等支給事業 1,316 万 5,000 円は、主に 7 節報償費の敬老祝金であり、本年度は 80 歳の方が 283 人、87 歳の方が 210 人、100 歳の方が 10 人、合計 503 人の対象者を見込んでおります。

次に、老人クラブ活動支援事業 545 万 8,000 円は、100 ページになりますが、主に 18 節負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会に対する補助金であります。

次に、老人保護措置事業 1,023 万 9,000 円は、主なものとして、19 節扶助費、養護老人ホーム入所者に係る保護措置費であります。

介護を補完する各種サービス事業についてであります。説明欄の下段、食の自立支援サービス事業 706 万 6,000 円は、食生活の改善や健康の保持増進を目的に、管理栄養士がカロリー計算した健康管理食を昼食と夕食、毎日提供するものであります。

次のページになりますが、説明欄の中段、外出支援サービス事業 1,218 万 9,000 円は、身体が虚弱なため歩行が困難で通常の自動車での移動ができない在宅の高齢者や重度の心身障がい者の方などをリフト付車両やワゴン車で外出を支援するものであります。

説明欄の下段、緊急通報装置設置事業 802 万 4,000 円は、緊急通報装置を独り暮らしの高齢者等の自宅に設置し、急病や災害等の事態が発生したときに迅速な救護を行おうとするもので、現在の設置台数は 434 台であります。

103 ページまでお進みください。

説明欄の下段になります。福祉バス運行事業 4,352 万 9,000 円については、104 ページになりますが、主なものとして、福祉バス 3 台の運行委託料のほか、17 節備品購入費が福祉バス 1 台の車両更新に要する経費であります。

7 目後期高齢者医療費、4 億 7,421 万 6,000 円であります。

後期高齢者医療療養給付事業 3 億 5,014 万 6,000 円は、次のページになりますが、主なものとして、後期高齢者の療養給付費等に係る町の負担分で、給付費の 12 分の 1 に相当する額となります。

8 目介護支援費、1,636 万 8,000 円であります。

介護予防支援事業については、要支援認定者に対する介護予防プラン作成に要する経費であり、主なものとして、介護支援専門員の人件費のほか、106 ページになりますが、ケアプラン作成の委託料などであります。

9 目社会福祉施設費、319 万 8,000 円であります。

生活館維持管理事業は、千住生活館の管理運営に要する経費であり、主なものとして、管理人 2 人の人件費と、次のページになりますが、生活館に係る光熱水費等が主なものであります。

10 目保健福祉センター管理費、2,179 万 9,000 円であります。

保健福祉センター維持管理事業は、保健福祉センターの管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の光熱水費、108 ページになりますが、12 節は清掃委託や各種設備の保守点検に係る委託料などであります。

11 目老人福祉センター管理費、900 万 6,000 円であります。

老人福祉センター維持管理事業は、老人福祉センターの管理運営に要する経費であり、次のページになりますが、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、12 節は清掃管理のほか各種設備の保守点検に係る委託料などであります。

12 目ふれあいセンター福寿管理費、1 億 422 万 5,000 円であります。

本目は、ふれあいセンター福寿の管理運営に要する経費であります。

110 ページになりますが、主な事業といたしましては、説明欄の中段、忠類地域通所介護事業運営費補助事業 1,200 万円は、忠類デイサービスセンターの運営に対する補助金であります。

次に、ふれあいセンター福寿維持管理事業 9,131 万 1,000 円は、主なものとして、10 節需用費の光

熱水費や、111 ページになりますが、12 節委託料は、管理委託や清掃委託のほか、各種設備の保守点検に係る委託料などであり、14 節工事請負費は、福寿駐車場などの改修費であります。

112 ページになります。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、3 億 5,759 万 1,000 円であります。

児童福祉総務事務事業は、児童福祉全般に要する経費であり、主なものとして、次世代育成支援対策地域協議会委員 13 人の報酬及び費用弁償のほか、次のページになりますが、19 節扶助費、細節 2 児童手当は、延べ児童数で約 3 万 3,000 人分見込んでおります。

2 目児童医療費、1 億 1,305 万 1,000 円であります。

子ども医療費助成事業は、中学校卒業までの子どもに係る医療費扶助及びその事務に要する経費であります。

114 ページをお開きください。

3 目施設型・地域型保育施設費、7 億 7,905 万 5,000 円であります。

本目は、幕別地域 5 か所の認可保育所の管理運営に要する経費が主なものであり、本年度は 547 人が入所予定となっております。

説明欄の下段、町立保育所運営事業 2 億 2,553 万 9,000 円は、主なものとして、1 節の代替の保育士及び給食調理員などパートタイムの職員や、2 節のフルタイムの保育士、次のページになりますが、給食調理員などの人件費のほか、116 ページになります、10 節需用費、細節 60 賄材料費は、給食及び間食に係る経費であり、17 節備品購入費は、老朽化が著しい机、椅子を木製品に更新するもので、本年度は札内北保育所と幕別中央保育所の机 39 台、椅子 93 脚を更新する経費などであります。

117 ページになりますが、町立保育所維持管理事業 1,290 万 6,000 円は、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、12 節各種設備の保守点検に係る委託料などであります。

次に、私立保育所運営事業 3 億 7,099 万 5,000 円は、118 ページになりますが、12 節委託料、細節 5 は札内青葉保育園、細節 6 は札内南保育園の運営に係る委託料、18 節負担金補助及び交付金は、札内青葉保育園の外構工事に要する費用に対し補助金を交付するものであります。

次に、認定こども園等施設型給付事業 1 億 5,165 万 1,000 円は、主なものとして、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 認定こども園等施設型給付費負担金は、新制度に移行済みの認定こども園や幼稚園に対する給付であり、今年度から新たに幕別幼稚園が追加となっております。細節 4 施設等利用給付費は、新制度に移行していない私立幼稚園などに対する給付費であります。

次に、認可外保育施設保育料助成事業 183 万 2,000 円は、定員超過などにより町内の認可保育所を利用することができず、認可外保育所や一時保育などを利用する保護者に対し、認可保育料との差額を助成するものであります。

次のページになりますが、家庭的保育事業所運営事業 1,505 万 1,000 円は、今年度から新たに開所した家庭的保育園 1 か所の運営に係る給付費であります。

4 目へき地保育所費、8,840 万 6,000 円であります。

本目は、幕別 4 か所、忠類 1 か所のへき地保育所の管理運営に要する経費であり、へき地保育所運営事業 8,101 万 1,000 円は、主なものとして、1 節の忠類へき地保育所の事務員と代替の保育士などパートタイムの職員や、2 節のフルタイムの忠類へき地保育所所長及び町内 5 か所の保育士などの人件費のほか、120 ページになりますが、10 節需用費、細節 60 賄材料費や、次のページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 5 へき地保育所給食費負担金は、学校給食センターに支払う給食代などであります。

次に、中段の、へき地保育所維持管理事業 739 万 5,000 円は、へき地保育所の光熱水費や設備の保守点検など維持管理に要する経費が主なものであります。

122 ページをお開きください。

5 目発達支援センター費、1,420 万 8,000 円であります。

発達支援センター運営事業 1,386 万 4,000 円は、発達に心配のあるお子さんに対する相談や支援な

どに要する経費であります。

主なものとして、1 節のパートタイムの保育士や、2 節のフルタイムの保育士の人件費のほか、124 ページになりますが、12 節は作業療法士及び言語聴覚士等の派遣委託料、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 南十勝子ども発達支援センター負担金などであります。

6 目児童館費、8,376 万 3,000 円であります。

本目は、児童館 3 か所及び学童保育所 6 か所の管理運営に要する経費であり、本年度は学童保育所 6 か所で 375 人が入所の予定であります。

学童保育所運営事業は、次のページになりますが、主なものとして、放課後児童支援員に係る人件費のほか、10 節需用費、細節 60 賄材料費のおやつ代などであります。

学童保育所維持管理事業 1,049 万 9,000 円は、10 節需用費の光熱水費などの管理費用が主なものであり、126 ページになりますが、14 節工事請負費、細節 1 つくし学童保育所外構工事は、屋外活動の安全確保のためのフェンス設置や、劣化した歩道ブロックと縁石の修繕を行うものであります。

7 目子育て支援センター費、2,408 万 9,000 円であります。

子育て支援センター運営事業は、幕別子育て支援センター及び忠類子育て支援センターの運営に関する経費であり、主なものとして、保育士や代替保育士に係る人件費のほか、128 ページになりますが、傷害保険料や複写機借上料など、ファミリーサポートセンター事業に要する経費などあります。

129 ページになります。

3 項 1 目災害救助費、550 万円であります。

災害弔慰金給付事業は、災害見舞金等に要する経費であります。

以上で、民生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。ございませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 意見を伺います。

90 ページ、1 目社会福祉総務費、ひきこもりサポート事業についてです。昨年度から新規事業として取り組まれています。1 年を経過して利用状況などお聞かせください。また、対象年齢についてもどのようになっているのかお願いいたします。

2 点目です。101 ページです。6 目老人福祉費、外出支援サービス事業です。外出支援サービスを利用したいという声を大変多く聞きます。バスや運転手を増やすなどして要望に応えるという考えはありませんか。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） ひきこもりサポート事業の 3 年度の実施状況でございます。相談人数でございますが、実人数といたしました 17 人の方の相談が来ております。相談回数としては 66 回受けております。また、利用の年齢層でございますが、中学生から 50 代の方の 17 名の方がご相談に来ております。ご本人が来られるというよりは、ご家族、主に母親の方が多いような状況ではございます。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 外出支援についてでございます。外出支援サービスにつきましては、これまで一定のやっぱり要件を、対象の方を決めておりまして、その中で運営事業を実施しております。現在のところ、対象を広げるという予定はありません。現在のところ、使っていただいている中で利用日が重なったりするということはあるかもしれませんが、その中で、運転手さんですとか、バスを増やしてというほど不足しているというふうには聞いておりませんので、今のところ増やす予定はございません。

○委員長（千葉幹雄） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） ひきこもりサポート事業です。

今回も1人の方が予算計上されて取り組まれているのかなと思っています。町として新たにひきこもり事業に取り組んだということで大変よかったなと思っているのですが、やはりすごく時間がかかったりですか、結果がはっきりするまでなかなか大変な事業になります。それこそその対応を間違ったりとか、耳を傾ける姿勢とか、いろいろそれこそ経験を積んで取り組んでいかなければいけないのかなと思っています。そうした中で今1人で取り組んでいるということなのですが、やはり一つ一つの事例を要は集団で議論してどういうふうに検証してどういうふうに取り組むかという視点も大変重要ではないかと思うのですが、そういった取組については町としては考えはありますか。

外出支援サービスについてです。

町としては拡大については考えていないというお答えでありました。ぜひ幕別町の高齢者支援としてすごく喜ばれているものなのです。町としてもっと拡充して利用者を広げる、今2か月に5回という中で利用されているのですけれども、もう少しあったらいいなというお話もあったりですか、あ、あの方が使っているのだね、私も使いたいなというような声があったものです。町でかなり区分けをされているというお話なのですが、そこについても可能な限り利用できるように広げるということも、やはり事業の拡大としても必要ではないのかなと思うものですから、お聞きしました。特に今早期に治療すること、すごく大切なのだと思います。大変な状況だからこそ使っている事業なのですけれども、そうした方々がもっと使えるように、拡充のほうを考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○委員長（千葉幹雄） 福祉課長。

○福祉課長（檜木良美） ひきこもりの相談を受ける方の専門性といいますか、そういったことについて考えているかということでございますけれども、音更町がうちより1年前からひきこもりの相談を行っておりまして、音更町の相談員と幕別町の相談員と担当の係と、情報交換を行ったりですとか、あと北海道にあります専門の北海道ひきこもり成年相談センター等に難しい事例についてはご相談しながら、そのアドバイスを受けながらとかいう形で相談等は進めている状況であります。また、福祉課内ではありますけれども、障がい福祉担当の者もおりますし、生活相談の担当の者もおりますので、そういった者たちとも協議をしながらどういった形で進めたらいいかという協議もさせていただいた中で相談を受けているような状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 外出支援についてでございますが、これまでも拡充のご意見はいただいておりますが、まず公共交通機関を使えない方を対象ということで行っている事業でありますので、そちらをまず使っていただいて、それが難しいという場合には外出の手だてとして行っている事業であります。やはり自分で外出できるうちはやっぱり自分の力を使って外出していただいて、介護予防ということにもつながっていくのかなというふうに思いますので、現在のところは今の状況で続けてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） いいですか。ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 1点お伺いします。

109ページ、12目ふれあいセンター福寿管理費の中の、次ページになるのですけれども説明欄、ふれあいセンター福寿維持管理事業の中の14節工事請負費、細節1ふれあいセンター福寿改修工事のところなのですけれども、駐車場などの改修という今説明はあったのですけれども、予算資料の中では駐車場の再整備及び緑地広場にある遊具の更新となっております。それで金額が6,500万円とかなり大きい額になっておりますので、ちょっと気になったのですけれども、こういったこれは工事になってきますでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（林 隆則） 福寿の駐車場の整備ですけれども、駐車場全体の抜本的な改修、それと併せて現在の駐車場の土を入れ替えるものですから、余った残土を福寿の北側に芝生があるのですけ

れども、そちらのほうに残土を盛って、軽い遊具を設置してあそこに通っています学童の児童ですとか、保育所の園児が遊べる遊具を設置する予定でいます。

(関連の声あり)

○委員長(千葉幹雄) 野原委員。

○委員(野原恵子) 外構工事ということでしたけれども、そのほかに福寿の中の改修は考えられておられないのでしょうか。というのは、福寿の中に障がい者用の浴槽があると思うのですけれども、その浴槽が今使えない状況だということもお聞きしております。それで、大樹のほうに通所しているということなのでも、忠類には高齢者施設もありますので、そういうところではやはり福寿を利用して忠類の方がその浴槽を利用できる、そういう改修早急に必要ではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょう。

○委員長(千葉幹雄) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(林 隆則) 忠類の特殊浴槽のことだと思うのですけれども、デイサービスを始めていった当初、一般浴と特殊浴槽と設置して介護度の高い方に利用していただいております。その後、あちらでやっていますデイサービスの事業のほうで、介護度の高い方が施設への入所などによって特殊浴槽が使わなくなった経過がありまして、それと合わせてその時期に実は特殊浴槽自体が故障しまして、修理が利かない状態になっておりました。たまたま利用される方がいないということで、更新することもなく、現在に来ております。現在デイサービスを行っていただいております幕別振興協会、こちらのほうと送迎を含めた対象者の受入れができるか、それと併せて一般浴に入浴介助できる補助器具で対応できるのか、それともやはり特殊浴槽でなければならないのかということで、併せて今協会のほうとお話しさせていただいている状況です。

○委員長(千葉幹雄) 野原委員。

○委員(野原恵子) 実際に特殊浴槽ですか、利用したいという方がそういう声も聞いております。ですから、忠類で高齢の方が利用を完結させるというところでは、早急な手だてが必要ではないかと思うのですけれども、その相談ということはいつ頃までに、その相談を進めて改善をしていこうとしておられるのかお聞きしたいと思います。

○委員長(千葉幹雄) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(林 隆則) 時期的なものははっきりとはちょっと明確には言えないのですけれども、できるだけ早い段階で結論のほうをしたいというふうには考えております。

○委員長(千葉幹雄) 野原委員。

○委員(野原恵子) 早急な改善、実際に介護度3となっておりまして、大樹まで通っているという現状をつかんでおられるのであれば、これから利用される方も増えると思うのです。ですから、ぜひ改善のほうを早く進めていっていただきたいと思います。

これで終わりますけれども、ほかの質問もあるので、それは後でいいですか。一緒にしていいですか。

○委員長(千葉幹雄) 関連ではなくて。今のそういう要望でいいのですね、今のはね。いいのですね、分かりましたね。

それでは、野原委員、改めて。

○委員(野原恵子) それでは118ページ、3目施設型・地域型保育施設費、認定こども園等施設型給付事業なのでも、18節負担金補助及び交付金、認定こども園等施設型給付費負担金なのでも、今回、幕別幼稚園が新たに認定こども園の対象になるということなのでも、これは保育時間といったらいいのでしょうか、開園時間といったらいいのでしょうか、これが長くなる、認定こども園ということですので長くなると思うのですけれども、そうしますと保育所に通っている子どもたちもここに受け入れができるということなのではないでしょうか。その点をお聞きしたいと思います。

もう一点、認可外保育施設保育料助成事業で18節負担金補助及び交付金、細節3認可外保育施設保育料助成事業補助金、ここでは待機児童が対象になると思うのですけれども、今年度の待機児童何人

ぐらいと予想しているのでしょうか。

もう1点、119 ページ、家庭的保育事業所運営事業なのですが、これも新しくできた事業となっております。こういう子どもたちの5人対象ということですが、これも待機児解消のためだとは思いますが、保育の内容がどうなるのか、公設の基準に基づいた運営になるのか、それと町との関係はどのようなことになるのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず、1点目の幕別幼稚園に関してですが、新制度に移行してということで、ただその時間数ですとか、内容についてはこちらのほうは変更がないものでございます。

2つ目の、認可外保育施設助成金の関係なのですが、こちら待機児童に対して町外の認可外施設利用の場合の助成金でございますけれども、今年度の保育所入所に関わりまして、現在のところの待機児童の見込みというところでございますが、現在認可保育所5か所で547人の入所決定をしております。それに加えまして、家庭内保育事業所で5人、事業所内保育所「のびのび保育所」になりますが、こちらで8人という入所決定をしております、合わせて560人という状況です。入所申込みいただいているのが571人おりまして、残り11人というのが利用保留というような状況になっておりますが、そのうちの6人が認可外の保育所を利用予定、そして2人が育児休業の利用の予定ということでの残る3人というのが今段階での待機児童の見込みということになります。認可外助成金の予算上は一応10人ということで見込んでおります。

次に、家庭内保育事業についてでございますが、こちら令和4年度からの新たな施設ということでございます。国のほうの保育所の保育支援、そちらに基づいた運営ということで、基本的に保育内容というところでは町のほうでも運営始まってからできるだけ、特に始まりというところは大事かと思っておりますので、その運営については関わっていきたいというようなところでございますけれども、変わりはないという運営で進むかと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） まず、認定こども園の幕別幼稚園との関係なのですが、今までと変わりはないということなのですが、ということは今までということでは、保育を必要とする子どもたちも受け入れていたということなのですか。認定こども園という、そういうことになると思うのですが、幼稚園児、そこのところを説明もう一度お願いしたいと思います。

それと、待機児が今のところ3人、10人を予定している、10人ぐらいになるのではないかと予測しているということですね。お答えの中では。それでこの待機児の考え方なのですが、本当に子育て世代というのは、子どもを育てながら自分も仕事をしていくということでは、朝早く起きて子どもの世話をし、そして自分もきちんと仕事の体制を取ってということでは、朝の時間というのは本当に走るような勢いで、子育てしながら自分のこともやりながらといって出勤するわけです。そうすると、保育所というのは少しでも近くに預けることが本当に大事なことだと思うのです。ですから、そういったことを考えますと、やはり待機児の解消というのは本当に大切なことだというふうに思っております。ですから、そういう対策も考えながら待機児は出さない、そういう対策を町として取っていただきたいと思っております。

それと、家庭保育事業運営事業ということでは、町の基準に合ったように対応していかれると思うのですから、その辺も新しい事業ですので、しっかりと対応をしていただきたいと思っております。

最初の2点だけお願いいたします。

○委員長（千葉幹雄） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず、1点目の幕別幼稚園でございますけれども、この支出の科目が認定こども園等ということで、あくまで認定こども園ではなくて、制度的に新しい子ども子育て新制度のほうに移行したあくまで幼稚園ということでございますので、その保育というところは従前と同じく行わない幼稚園ということでございます。

次の認可外助成金のほうですが、今段階で待機児童が3人の見込みということと、それから助成金

のほうで 10 人分を見込んであるということでございます。青葉保育園がこの 1 月に完成をいたしまして、そちらのほうの入所が始まり、そちらのほうでも定員数としては 30 人拡大したのですが、実際の入所人数といたしましては、今現在入所決定が 128 人という状況でございます。こちら旧園舎での入所の人数が直近でいうと 113 人というところで今移転しております。プラス 15 人というところで、現在においても定員を超えた入所決定をしているところです。あくまで新しい園舎での保育が今 1 か月、2 か月というところでございます、ただ施設的には大変ゆとりのある園舎でございますので、また運営の中でぜひ、あと人員ということはあると思いますので、そこは法人とも運営状況というところは相談しながら、またできるだけ受け入れを多くというようなことで進めていきたいと思っております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員、まだ時間かかりますか。

○委員（野原恵子） もう一点、待機児をどう見るかなのですけれども。

○委員長（千葉幹雄） 長くあるのだったら、ここで休憩取りたいと思って。2 回目で申し訳ないのですが。

○委員（野原恵子） 時間かからないように。

○委員長（千葉幹雄） それでは、野原委員。

○委員（野原恵子） ということで、待機児の見方ということで、幕別に住んでいる方が幕別の保育所に入っているということは、そこでお父さんもお母さんも地域との関わりもできます。そこで子どもたちが卒園した場合には地域の小学校に入ります。そういうことでは、地域のコミュニティの中で子どもが育つということですから、幕別以外のところにも入所したり何かした場合には、そういうところのつながりも途絶えていくということになりますので、待機児を出さないように地域の保育園に入れるような、そういう視点に立って保育所をつくっていくことはまちづくりにもつながると思うのです。ですから、そういう視点を入れてしっかりと待機児を出さないような対策をぜひ考えていっていただきたいと思っております。

そのことで質問あります。

○委員長（千葉幹雄） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 待機児を出さないという部分に関しては、当然私どもの担当といたしましても、ぜひそういう方向で進んでいきたいというふうに考えております。課長のほうからの答弁でもありましたように、青葉保育園の改築に当たりまして大きな園舎、ゆとりのある園舎を建てただいて、これが受け入れの人数の拡大につながるものというふうに私どもも考えておりますし、法人としても、その旨何とか受け入れていきたいという方向を出していただいております。ただ、新しい園舎での保育はまだ始まったばかりなものですから、急に多くの園児を受け入れるということが、まだまだちょっと試行錯誤の段階だというふうに思っております。令和 3 年度の待機児童が 14 人、今回こうやって青葉の増ということ、また家庭内保育園の新設ということがあって、課長の答弁にありましたように 3 人なのですよね今。あと何とかもう少し広げれば全部町内の保育施設で受け入れが可能ということになっておりますので、いろんな関係機関とも十分協議しながら、待機児童ゼロに向かって対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。ほかにございませんか。

（ありの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 3 款民生費につきましては、質疑があるようでございますが、14 時 25 分まで休憩いたします。

14 : 14 休憩

14 : 25 再開

○委員長（千葉幹雄） それでは休憩を解いて、再開いたします。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 124 ページ、6 目児童館費、学童保育所運営事業について 2 点伺います。

学童保育所のほうからは、かねがねおもちゃや図書を買うお金がないだとか、コピー機も職員が使うプリンターぐらいで、拡大縮小できるコピー機もないとか、そういう備品の要望が強く出されているのですけれども、この予算では 10 節の需用費の消耗品費 48 万円がおもちゃに当たるのかなというふうに思うのですが、昨年の予算では 15 万円だったのですが、こちらのような計画で伸びているのかということを伺いたいと思います。一方、その下のおやつ代、賄材料費が昨年より 70 万円ぐらい予算が減っているのですが、その理由も併せて伺います。

それぞれの学童へのおもちゃの予算の支給の仕方なのですけれども、去年の決算で 1 年間を通して、全くおもちゃ、図書代が当たらなかった学童が 2 か所、一方、4 万 2,000 円当たった学童保育所もあったということで、アンバランスがあったと思うのですけれども、年度当初に、年間この学童保育所はこれだけ使えますよというふうに予算を割り当てるのか、必要なときに随時ということで渡すのか、その予算の渡し方といいますか、そのあたりも伺いたいと思います。

もう一点、学童保育所に関わってですが、126 ページの工事請負費で、つくし学童保育所の屋外フェンスだとか、縁石だとかの工事を行うということを伺いました。施設については、はぐるま学童のトイレが便座が冷たいとか、暗いとかいう要望も前から出されています。また、やまびこ学童は玄関のドアが重たくて、低学年のお子様が手が挟まれないか心配だという声があります。また、やまびこ学童は、狭いところに今お子さんの入所が増えていて、いろんなものを置く棚もないということで、せめて棚を置いて欲しいという、つり戸棚みたいな高いところに置くものが欲しいという要望もあったのですが、そういった設備について検討されたのかを伺います。

大きくもう一点ですが、114 ページの町立保育所運営事業と、117 ページの私立保育所運営事業に関わってです。この 2 月から政府の計画で、保育所などの処遇改善で 1 人当たり 9,000 円の引上げということが決まったのですけれども、それぞれ幕別町の町立保育所と私立保育所、正職員、フルタイムパート、フルタイムの会計年度任用職員、パートタイムの会計年度任用職員、それぞれの引き上がった金額について教えていただきたいと思います。

また学童保育所も対象になっていると思うのですけれども、4.5 時間の支援員の皆さんの給与引上げについて、どのようになったのかお伺いします。

○委員長（千葉幹雄） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず最初に、学童保育所の関係でございます。

備品購入費につきましては、令和 4 年度 10 万円の予算計上をしております、1 か所当たり 2 万円というような計算になります。この 2 万円というのが、各学童保育所において必要なものということでの購入予定になるのですけれども、必ずしも 1 所 2 万円とは限らず、また必ずしも児童用というもの、または施設に必要な備品ということも含めての、あくまで必要の確認をしての決定になりますので、必ずしも 2 万円ではなくてちょっと偏りということも生じることがあります。あと例年ではございますけれども、消耗品費、そちらのほうで図書の購入、そして令和 3 年度においては、各学童への図書の購入とまた多様な遊びということでの検討で、ゲームというようなものも、カードゲームとかボードゲームみたいなものなのですけれど、ゲームということも新たに購入させていただきまして、そちらのほう各学童に配置いたします。

そして 2 点目の賄材料 70 万円の減ということでございますが、賄材料そのとおりおやつ代でございます。こちらのほうは執行状況、それと入所児童の見込みというところから、減額ということで間に合うという見込みでございます。

次の工事請負費でございます。こちらは今回の予算計上は、つくし学童保育所のほうの外遊具、施設の周りを囲うフェンス、それと歩道の縁石、こちらのほうが行き帰りの利用の中で歩行に危険がある。そして外遊具で遊んでいるときに、間違っって駐車場のほうとかに飛び出す危険もあるということでの安全を配慮しての工事ということになります。そのほか、今お話にありました、はぐるま学童保育所のトイレ、そちらのほうは、例年ご質問をいただくのですけれども、一応和式と洋式と男女それ

ぞれ1つずつ現在も設置がありまして、一応利用の中でこちらも指導員ともお話はしておりますけれども、なかなかその中では利用人数というところもありますけれども、一応対応できているのかなという、担当としては認識でございます。

続きまして、やまびこ学童保育所のドア、こちらのほうは重たい、低学年の子にとっては特に重たいというような声、そちらのほうはこちらでも伺ったときに、気をつけながらいろんな指導員に不便はないか聞きながら対応しているところですので、改めてちょっと確認をして、あるいはちょっと取替えとかではなくて、ちょっと修繕ということでの対応は検討したいと思います。

もう一点、やまびこ学童の棚のほうなのですが、こちら今年、ちょっと確かに物を置いたり、児童数の関係からなかなか使うのに物がはみ出すようなお話をいただきまして、棚をちょっと手作りではありますが増設をいたしました。

最後に、町立保育所と私立保育所の処遇改善での給与の引上げ、こちらのほうが対応されているかということでございます。先般の補正予算のほうで、まず令和3年度2月分からまず対応しているということでございまして、その中で対象としているのは、保育士の有資格の保育士を対象としております。その給与の上げ幅でございますが、2号棒ということで、大体ですけれども月額で3,000円程度というような額になっております。

給与の引上げに関してですが、有資格の保育士、こちらを対象としておりまして、フルタイムの保育士、月額の保育士の給与の2号棒のアップということでございまして、それ以外のパートタイムの保育士、それから例でお話にありました学童保育所の指導員、こちらの方は対象とはしておりません。正職員の方も対象とはしておりません。

○委員長（千葉幹雄） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 学童のおもちゃや本の予算で今年10万円ということでしたが、それは予算書のほうで言いますと、消耗品費の48万円の中に入るのでしょうか。48万円のうちの10万円ということなのですが、強い要望もあったのですけれども、そう引き上がったようには思えないということと、それ以外は何予算で去年よりもこのように増えているのかという、もう一度お伺いしたいなというふうに思います。

工事について、はぐるまのトイレなのですけれども、ほとんどほかの学童保育所は、便座はきちんと暖かいとか、複数あるとかそういった条件になっていっているかなというふうに思うのですけれども、そこでの公平性といいますか、その点からもちっとどうかなという思いもありまして、改めて注意深く職員や子どもたちの要望を聞いていただけたらなというふうに思います。

処遇改善についてですけれども、今回の内閣の資料を見ますと、公立の正職員も会計年度任用職員のパート職員も、学童保育の正職員ではない会計年度任用職員も対象となり得るという文章を見たのですけれども、幕別町としてはそれを対象にしないという何か理由があるのでしょうか。それと民間の保育園、もう補正予算がつけましたけれども、民間保育園の正職員、パート職員はそれぞれ幾ら上がったかという答えなかったもので、分かればお願いします。

○委員長（千葉幹雄） こども課長。

○こども課長（平井幸彦） まず備品についてでございます。消耗品費48万円という予算の中で、こちら文字どおり消耗品ということでございまして、学童保育所運営に関わるもろもろの消耗品の費用、この中で当初から各学童に幾らというような割り振りはしていないのですけれども、毎年可能な限り、運営の中で、年度の中で、できるだけ金額を図書の購入に充てようという考えになります。ちょっと今の段階では各学童幾ら、この中の幾らが図書とかゲームとか、そういう費用ですよというのは、運営の中でできるだけのやりくりをしていきたいと思っています。

次の、はぐるま学童保育所のトイレでございますけれども、こちらのほうは再度ちょっと指導員のほうにも、利用状況とかちょっと確認に努めたいと思います。

続きまして、処遇改善のほうの給与、ほかの職種というところでございますけれども、まず町職員の場合は、正職員につきましては人事院勧告に準拠した給与というところで、まず対象外としており

ます。あと、学童保育所ですとか、へき地の保育士ですとか、そちらのほうも、あくまで会計年度任用職員という中の給与体系の中で、同様の他の職種と比較しての均衡などもありまして、こちらのほうをちょっと対象としていなかったというところがございます。

あと、民間の補助金となりますが、こちらのほうは各入所人数、年齢児ごとの入所人数で、国で定められた保育単価、そちらのほうでの金額の計算の根拠がございまして、それに基づく金額、各保育園に対して幾らというような補助基準があります。それを上回る実際の支給を、各法人のほうで行っていただく。それが補助基準の中でも確認の書類としてありますので、なので1人幾らというような金額ではありません。

○委員長（千葉幹雄） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 保育士の処遇改善なのですけども、せっかくこの制度ができて、この趣旨につきましても内閣の文章では、子どもたちに関わる仕事で、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において、働く方々の収入の引上げを含め、全ての職員を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直すというふうにされています。この間、なかなか町として、独自に危険手当を出すこともかなわないという思いもしたと思うのですけれども、町の保育所のパート職員の先生方も、時給 930 円という値段で働いて、そういう危険な中で大変な思いもして働いてこれていると思います。せっかくの制度ですので、ぜひ検討していただけたらなというふうに思うのですが、今からでも難しいのかどうか分からないのですけれども、学童の先生方も同じように大変な思いをして働いているということは常々言われて、この2年間ずっとそういう思いで働いてこれたと思います。ぜひこの制度を活用して、少しでも処遇改善に努めていただけたらなと思うのですが、その点いかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 保育士等の処遇改善の関係であります。国が今回のコロナの関係で、その最前線に立つ方々の処遇改善ということでの制度創設というのは、理解しているところであります。ただ、ほかの職種との関連性も当然考慮しなければならないという中で、うちの町として、その保育業務に当たられる方の今回の国が示している処遇改善として、対応できる範囲はどのなのだろうというような形の中で、でき得るとすれば、フルタイムの会計年度の職員さんの2号俸の上昇ということを行ったところであります。他町村、ほかの周辺の町におきましても、同様な措置がされているというような形の中で、うちの町として行い得るのは、今回はこの範囲だろうということで行ったところであり、先般の補正をお願いしたところであります。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですね。

ほかにございませんか。ございませんね。

（なしの声あり） ないようでございます。

○委員長（千葉幹雄） 3 款民生費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、4 款衛生費に入らせていただきます。

4 款衛生費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 4 款衛生費についてご説明申し上げます。

130 ページをお開きください。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費 3,058 万円であります。

保健衛生総務事務事業 1,313 万 5,000 円は、保健衛生業務を円滑に運営するための経費であり、主なものとして、内科医師 6 人と歯科医師 10 人に係る報酬及び費用弁償と担当保健師の人件費などあります。

131 ページをお開きください。

中段の地域医療対策事業 1,744 万 5,000 円は、医療の提供体制の確立に要する経費であり、主なものとして、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 の高等看護学院に係る負担金や細節 5 の帯広厚生病院運営費補助金などであります。

132 ページになります。

2 目母子保健対策費、2,677 万 5,000 円であります。

本目は、妊娠期から子育て期にわたり、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに要する経費であります。

母子保健対策事業 455 万 9,000 円は、主なものとして、よちよちサロン、はみがき教室、パパママ教室等の実施に要する経費であり、保健師、歯科衛生士、助産士など担当職員の人件費のほか、実習材料代などであります。

133 ページをお開きください。

乳幼児健診事業 183 万円は、乳幼児健康診査の実施に要する経費であり、主なものとして、保健師、看護師、栄養士及び歯科衛生士など担当職員の人件費のほか、8 節旅費、細節 1 は乳幼児健診に係る医師の費用弁償などであります。

下段の妊婦・産婦健診事業 1,558 万 1,000 円は、主なものとして、妊婦一般健康診査や産婦健康診査に係る委託料や、妊婦健診及び産婦健診に対する助成に要する経費であります。

134 ページになりますが、妊娠・出産包括支援事業 110 万 5,000 円は、主なものとして、産前産後サポート事業に係る助産師に対する謝礼や産後ケア事業に要する経費であります。

下段の不妊・不育症対策事業 370 万円は、主に特定不妊治療や一般不妊治療、不育症治療に要する経費に対する助成金などであります。

特定不妊治療と一般不妊治療につきましては、本年 4 月から医療保険の適用となりますが、保険適用後であっても自己負担額が高額であることから、その負担軽減を図ろうとするものであります。

3 目予防費 9,765 万 6,000 円であります。

定期予防接種事業は、感染症予防のための予防接種などに要する経費であり、主なものとして、135 ページになりますが、10 節需用費は細節 70 の定期予防接種に係る医薬材料費、12 節委託料は定期予防接種に係る委託料、136 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は予防接種や抗体検査に係る自己負担分の助成などであります。

説明欄の下段、任意予防接種事業 111 万 9,000 円は、137 ページになりますが、任意予防接種であります中学 3 年生と高校 3 年生、妊婦に対するインフルエンザワクチン接種や風疹抗体価の低い妊娠を希望する女性と、その家族に対する麻疹風疹ワクチン接種に要する経費であります。

4 目成人保健対策費 3,399 万 6,000 円であります。

本目は成人に対する健康づくりのため、健康相談、生活習慣や食習慣の改善、各種健康診査やがん検診に要する経費であります。

主な事業といたしましては、説明欄の下段、生活習慣改善事業 28 万 4,000 円は、運動習慣の普及や健康意識の啓発に要する経費であり、主なものとして、7 節報償費、細節 1 は家トレ家ケアなど運動講座の講師謝礼などであります。

138 ページになります。

下段の疾病対策事業 1,249 万 3,000 円は、町民の疾病の予防や早期発見、早期治療により、健康寿命を延伸するため、各種健診の受診に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料は人間ドックや脳ドックのほか、後期高齢者健診など各種健診の委託料などであります。

139 ページをお開きください。

がん対策事業に 2,068 万 7,000 円は、がんの予防教育及びがん検診の受診率向上のため、クーポン券発行やはがきによる受診勧奨を実施するなど、がんの早期発見のための各種がん検診に要する経費であり、主なものとして、11 節役務費はクーポン券やはがきによる受診勧奨の発送に係る郵便料、12 節委託料は各種がん検診の委託料などであります。

140 ページになります。

5 目診療所費 3,858 万 3,000 円であります。

へき地診療所運営事業 282 万 3,000 円は、幕別地区の新和、糠内及び駒島診療所の運営に要する経費であり、主なものとして、内科医師 2 人の報酬及び費用弁償のほか、診療者の運転手人件費や維持管理経費などであります。

次に、忠類診療所運営事業 1,816 万円は、忠類診療所の管理運営に要する経費であり、主なものとして、12 節は管理運営等の委託料であります。

141 ページになりますが、17 節備品購入費は、画像診断システムの更新であります。

次に、忠類歯科診療所運営事業 1,760 万円は、忠類歯科診療所の運営に要する経費であり、主なものとして、12 節委託料は指定管理者業務指定管理料、14 節工事請負費は歯科診療所エアコン設置に係る経費、17 節備品購入費は高圧蒸気滅菌器と歯科用エアーコンプレッサーの購入であります。

6 目環境衛生費 1 億 7,724 万 9,000 円であります。

環境衛生対策事業 856 万 9,000 円は、環境衛生及び環境保全に要する経費であり、主なものとして、環境衛生業務員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は死亡犬の焼却委託や狂犬病予防注射の接種に係る委託料などであります。

143 ページになります。

墓地維持管理事業 202 万 2,000 円は、町内 11 か所の墓地の維持管理に要する経費であり、主なものとして、草刈委託料や支障木の伐採などに要する経費であります。

次に、葬斎場維持管理事業 1,933 万 5,000 円は、葬斎場の管理運営に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費の光熱水費や、次のページになりますが、12 節委託料の葬斎場の管理及び警備委託料のほか、14 節工事請負費は、火葬炉の耐火物積替え工事及び排気筒の陣笠の修繕に係る経費であります。

説明欄の下段、二酸化炭素排出抑制対策事業 1,033 万 8,000 円は、脱炭素社会構築に要する経費であり、1 節報酬は 145 ページになりますが、地球温暖化対策推進委員会委員 15 名分の報酬のほか、12 節委託料は温室効果ガスの排出量の実態把握と再生可能エネルギーの賦存量の把握など、ゼロカーボンに向けた情報基盤の整備に係る委託料が主なものであります。

7 目水道費 2 億 161 万 8,000 円であります。

主な事業といたしましては、十勝中部広域水道企業団への出資金や簡易水道特別会計への繰出金などに要する経費であります。

8 目新型コロナウイルスワクチン接種事業費 5,267 万 7,000 円であります。

本目は新型コロナウイルスワクチンの接種に要する 7 月分までの経費であります。

1 節報酬はワクチン接種に係る保健師、看護師、事務補助員等会計年度任用職員に係る報酬のほか、予防接種健康被害調査委員会委員 3 人に係る報酬であります。

146 ページになります。

8 節旅費は、主にワクチンの集団接種会場における医師、看護師等に係る費用弁償、10 節需用費はワクチンの集団接種会場で使用する消耗品や医薬材料費のほか、ワクチンを保管するジープフリーザーの電気料、接種券等の印刷経費、11 節役務費は郵便料や相談コーナーの電話料、12 節委託料は医師、医療機関へのワクチン接種に係る委託料のほか、147 ページになりますが、ワクチン接種のウェブ予約システムの運用に係る委託料や、集団接種会場に従事する看護師業務委託料、13 節使用料及び賃借料は複写機等の借上料であります。

2 項清掃費、1 目清掃総務費 3 億 9,981 万 2,000 円であります。

ごみ収集運搬処理事業 3 億 8,294 万 5,000 円は、ごみの収集及び処理に要する経費であり、主なものとして 10 節需用費は、次のページになりますが、細節 30 印刷製本費は指定ゴミ袋及びごみカレンダーの作成に係る経費、11 節役務費は細節 15 の公共施設等のごみ処理手数料、12 節委託料は燃やせるごみや燃やせないごみ、資源ごみなど家庭ごみの収集運搬に係る経費であります。

18 節負担金補助及び交付金は、細節 3 の十勝圏複合事務組合負担金は、幕別地区のごみを 1 市 14 町村で共同処理することに係る本町の負担金、細節 4 の南十勝複合事務組合負担金は、これまで埋立処理してきた忠類地区のごみの最終処分場の管理に係る経費や事務局運営に係る本町の負担金などがあります。

149 ページになります。

し尿処理事業 1,686 万 7,000 円は、し尿の適正処理に要する経費であり、主なものとして、19 市町村で共同処理している十勝圏複合事務組合に対する本町の負担金などがあります。

以上で、衛生費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

野原委員。

○委員（野原恵子） 137 ページ、4 目成人保健対策費、12 委託料です。

この部分ですけれども、いろいろな委託をして成人病対策を行っております。その 1 つとして、聴力検査を幕別町独自で行う、このことを提案したいと思います。といいますのも、今、30 代、40 代、そういう方の中にも難聴でコミュニケーションがなかなか取れない、仕事の関係上困難を来している、こういう声も聞こえております。そういう点では早く検査をし、医者判断の下で難聴対策を行っていくことが、コミュニケーション、仕事の関係上必要ではないかと思ひまして、聴力検査の委託を行うことを提案したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 聴力検査のご提案でございますが、現在、町の実施する健診の中には、野原議員がおっしゃるように実施はしておりません。聴力検査を実際に行うとなった場合に、やはり静かな場所でなければ正しい検査というのはなかなか難しい状況にありまして、今の実施の体制だと、なかなかすぐに取り入れるということは難しいかなというふうに考えております。管内の状況なども確認したのですけれども、一般住民向けの行っている健診の中で取り入れているところではなくて、今回の研究が必要だなというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） 確かに静かなところで検査というのは、そのとおりだと思います。ですから、今、人間ドックですとか脳ドック、こういうところは病院に行って検査しておりますよね。ですから、そういう専門の医療機関に行って検査をしていただく、こういうこともできるのではないかと思います。ほかのところではしていないということでしたけれども、ほかのところと比較するというのは、町長はそういうことはやりたくないということを何回もおっしゃっております。幕別町でも先進的に取り組むということも考えられるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） そうですね。専門の医療機関へ行ってということでございますが、若い方の難聴の発生率などを考えましても、健診というところまでいくよりは、聞こえの悪さなどをできるだけ早く受診をしていただいて、対応していただくということになるかなというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） 町で実施するということは、助成のあるということですので、そうしますと、自分で聞こえが悪くてお医者さんに行くという手前で、こういう制度がありますよ、活用しましょう、そういう町からのお知らせがあると、では検査してみよう、早く手だてを取ろう、そういうふうになると思うのです。それでいろんな資料を見ましても、そういう耳鼻科の先生たちも、早期に若い方の難聴、30 代、40 代の難聴の方は、軽いうちに補聴器をつけて慣らしていく、そのことがより聴こえをよくする手だてになる、高齢になってから使うよりは有効だという、そういうことも聞いております。ですから、これから高齢化社会に向けていく中では、早い時期にそういう対処を取っていくというこ

とも大切ではないかと、私は思って質問したのですが、そういう検討はいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） いろいろな病気ですとかありますけれども、全てのものが検診という形でできれば、どれでも早期発見ということは可能であります、費用対効果ですとか、健診自体、若い方にある方のエビデンスですとか、そういうあたりのところがまだきちんと示されているものではないかなというふうに考えておりますので、今後、研究してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ページ数 145 ページ、8 目の新型コロナウイルスワクチン接種事業の 1 節の報酬のところの細節 3 看護師報酬 1 人のところと、次ページの 147 ページの細節 11 集団接種看護師業務委託料、これはワクチンの接種のための臨時的な看護婦さんの雇用のための予算配置だというふうに思います。それぞれのところで、看護師さん、最初のほうは 1 名であり、細節 11 のほうは集団接種会場ということでありますから、多数の看護師さんになるのかなというふうに思います。その辺の状況を教えていただきたいことと、お聞きしたいことは、ここの 1 名の看護師さん 69 万 5,000 円ということでありますから、結構長いスパンで仕事をしてくださるのかなというふうに思います。

それで、今、自宅の療養の方たちが大変増えているものですから、こういった人たちとリンクして、看護師さんの専門性を生かしていただいたサポートにつながるような、そういったことも描けたらいいと思うのですが、まず事業の中身についてお示してください。

○委員長（千葉幹雄） 保健課主管。

○保健課主幹（宇野和哉） 新型コロナウイルスワクチン接種事業費の看護師の雇用についてでありますけれども、まず報酬のほうで見えています看護師報酬につきましては、新型コロナワクチンの相談コーナーで雇用している会計年度任用職員の看護師 1 名分の報酬でございます。金額が 69 万 5,000 円ということで、今 7 月分までの予算計上ということですので、4 か月分というような計上になっております。それから 12 節の委託料のほうで見ている、集団接種会場の看護師の委託料でございますけれども、こちらは延べ 9 名の方と委託契約を結びまして、実際に集団接種会場の運営業務の補助をしていただくということで考えています。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 相談コーナーの看護師が自宅療養者への支援ということなのでございますが、自宅療養者につきましては、まず町のほうに詳細な情報が、どの方が自宅で療養していらっしゃるということが伝えられるものではないのですね。なので、こちらから関わるということになりますと、今、保健所のほうで対応しておりますが、うちのほうから積極的に関わるということは、ちょっと難しいかなと思っております。このところ非常に十勝の感染者が多くなっておりまして、保健所業務も非常に逼迫しているということで、これまで町のほうから保健師が、正職員が自宅療養の方の健康観察をするということで、そこの支援には出ているところであります。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 認識が違っていたら言っていたきたいのですが、まずは感染された方の情報ですね。これ去年、私、議会で随分やり取りさせていただいて、道の管轄、つまり保健所の管轄で、そういう情報は得られないのだということを聞いておりました。しかし、緊急災害など防災も含めて、分からないでいたら、助けられる命も助けられないというような経過から、町に守秘義務はもちろんある中で、ここの幕別町の防災関係といいますか、救うという意味で、そこに情報が届けられるようになった。幕別町だけではなくて、全自治体に情報が届けられるようになったと聞いておりましたが、違いますでしょうか。そこを、まずどうでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） そうですね。防災のほうに、災害が起きたとき避難をするときに、その対応がございますので、その情報が伝えられているようなのですが、うちのほうでその対応しますよということになりましたら、災害のほうでその情報を得ることはできるのですが、それを同じ役場の

中だからといって、うちの係にすぐ知らせるという状況にはなっておりません。

また、防災のほうに伝えられていても、その方がいつ陽性になったものか、いつまでご自宅で療養されるのか、あと、今の自宅療養なので、そんな症状がない方とか軽症の方なのですけれども、その程度を知ることができない状況にありますので、うちのほうから療養の方に関わって何か支援というところは、難しいという状況になっております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 分かりました。それぞれのポジションといいますか、ありますから、そして守秘義務もありますから、そういった線引きというのは一定必要なことなのだろうというふうに理解をいたします。

その上で、そうなりますと、自宅療養者に対する対応で、実は最近の新聞報道等でももちろん問題視されているのですけれども、濃厚接触者も含めてかなりの方たちが、一定期間、家族まるごと家から出られないという、そういう現状がございます。幕別は、この間、毎月月曜ごとに数字が出されているのを見ましたら、1週間で53の方が感染されているのですよね。それで、十勝全体の感染者のうち、自宅で療養されているという方が数字上だけでは82%、つまり幕別町で53人いらしたら44、45人は自宅で療養されているのではないかなというふうに思うのです。その方たちの家族も含めて、濃厚接触者も含めて出られないということの中で、いろいろ助け合ってその10日間を過ごせられる方ももちろんいらっしゃると思います。しかし、この間、報道されていたのですけれども、買物にももちろん行けませんから、北海道の保健所のほうから、当面の生活物資、それから食べ物など送られてきます。ところが、札幌経由なものですから、大体到着まで、全員ではないでしょうけれども、1週間以上かかってきてしまうと。そうすると、その間の生活に非常に不安を来す、支障を来すということが取り上げられておりまして、うちの町でもそういう状況があるのじゃないかと。本人たちから相談の窓口や連絡先、携帯で届いておりますから、そういう働きかけをやってくだされば、多分つながるのだろうと思うのですけれども、なかなか病気になって症状も出て、なかなか自分から発信というのができないというような状況の中では、こういう方たちもきちっと救っていかなければいけないのだと思うのですよね。

それで、私はやっぱりこういう場合のサポート体制といいますか、本来は保健所であり、そこが対応するのですけれども、身近な物資であれば、札幌から来なくても、札内なら札内、幕別なら幕別で近い距離でのつながりができれば届くわけですよね。そういったことも含めて、もしというか、本人の情報は届いていないということでもありますから、こちらからそういう体制もできますよと、応援もできますよと、困難なところはお知らせくださいというような形で、さらにサポートをしますというのを、きちっとお伝えできる仕組みができたらいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 自宅療養者の支援という関係でございます。

委員もおっしゃっているように、まず第1位はやはり北海道保健所のほうで行うというのが基本だというふうに思っています。また、うちの町が支援を行うにしても、必要な情報が届いていないというのも現状でございます。保健所から、この町村として支援いただけないかと、具体的に自宅療養者の支援を行っていただけないかということでの相談は、まだいただいておりますけれども、どういう形で保健所、逼迫している保健所業務の中に、町村が協力できるかということも、保健所とも今後協力して行きたいというふうに思っておりますが、今、保健課長もからも言っていますけれども、保健所業務が逼迫した際に、健康相談といいますか、それを電話する保健師が足りないということで、そこにうちの保健師が派遣してするという形で協力しておりますので、今後ともできる体制について、保健所とも協議してまいりたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） ぜひ協議をしていただいて、対応できるものは対応していただきたい。

繰り返しになりますけれども、すぐそばに手に入る物資が、そういったルートを通るものですから、

遠く札幌からここにまで届くと、これは一律なのですよね。ですから、そこは本当に保健所から率直に言ってくださって、協力を町村に求めるということをしてほしいなと思いますし、そういう働きかけもしたいと思うのですけれども、現実そうなっていることをやっぱり共有しながら、実際に子どもさんを育てていらっしゃる方などで、衛生用品なんかで緊急要するなどということも、町内でも聞いております。だから、そういうところをもっと合理的に、何もわざわざ遠くから送ってくるものを1週間かけて待って、感染者ですから、そういうところに届かないというようなことは、やっぱり改善が要るのだろうというふうに思います。状況をお伝えするということが主でありますから、お伝えさせていただいて、今後生かせるものは生かしていただきたい、このように思います。

○委員長（千葉幹雄） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 確かに支援物資の発注といいますか、配達、支給というのは、保健所のほうで行っていて、大手コンビニ、道内の大手コンビニを通じて配達されていて、1週間程度かかるというのは、ニュースで私もお聞きしました。もっとうまく流通を動かせないものかなというふうにも、そのニュースを見て思いました。委員のおっしゃることも分かります。ただ、道として、これだけ多くの陽性患者に支援物資を届けるという形になったときに、なかなか、個々、流動的にというのは難しい状況もありますので、その辺も機会を得て、保健所のほうとも協議させていただきたいというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかにありますか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 134 ページ、3 目予防費の定期予防接種事業、次ページ、細節 8 子宮頸がんワクチン接種委託料なのですけれども、子宮頸がんワクチンについてお伺いするのですけれども、これは定期接種の再開であったり、キャッチアップ接種事業というのも実施されていくものというふうに思いますけれども、この頸がんワクチンは経過がありまして、平成 25 年 4 月から定期接種というふうになったのですけれども、重篤な副反応、後遺症に苦しむ方が出てきまして、その後、積極的な接種勧奨を差し控えることになったのですけれども、令和 3 年 11 月差し控えることをやめてということで、報道を見ますと、デメリットよりもがん予防というメリットが上回る、そういった判断での再開、そして接種できなかった方に、公費で接種するキャッチアップ接種というのも行っていかれるということで、これはもう国の方針で進められるようになって、町のほうもそれに倣って進んでいかざるを得ない面もあるかと思うのですけれども、私は重篤なそういった副反応、後遺症について、まだまだ懸念があるのではないか、不安が全く払拭されないままですけれども、進めるに当たって、そういった懸念について、国からの通達というのはどうなっていますでしょうか。

また、これまで経過あるのですけれども、そういった重篤な副反応、後遺症も含めまして町の認識や、あとデメリットの周知、それはどのようにされていかれるのかお伺いします。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 子宮頸がんワクチンについてでございますが、国のほうからは、今、小島委員がおっしゃったように、リスクと有効性に関するエビデンスを整理した結果、ワクチン接種後に生じた多様な症状とワクチンと因果関係を示唆する新しい質の高いエビデンスは報告されていないということで、おっしゃったように有効性の方が上回るであろうということで実施するというような、今、委員がおっしゃったような内容の通達が来ております。

町の認識としましては、ワクチンの接種がいろいろな副反応、いろんな症状が出たところに、必ずしもワクチンのものだけだというふうには、言われていないところもありますので、ご案内をするときに、丁寧にリスクと有効性を説明し、接種を受けようと考えている方が、正しくその人に合った判断ができるように説明をしていきたいというふうに考えております。

また、案内する文章の中にも、例えば1回打ったとしても、そのときに症状があれば2回目、3回目を必ずしも受けなくても大丈夫ですよというような記載もありますので、そこはワクチン全体ではなくて、そのワクチンの1回1回についても、自分で選択ができるようなご案内をしていきたいとい

うふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 小島委員。

○委員（小島智恵） そういった副反応、後遺症を起きましたら、はっきりとした治療法もなく、元の体に戻れない、そういった実態も報道上で見る限り多いようであります。

また、因果関係の話もあったのですけれども、訴訟等を起こしましても、これ国のほうがワクチンとの因果関係を認めないといった、そういった状況もあるようでありまして、かなりデメリットも大きいように私は思っております。メリットとしましても、100%予防できるとは限らないようでありまして、ヒトパピローマウイルスの型が合わない、これも予防につながらないということもありまして、何かあれば、そういった副反応に関すること起きれば、2回目必ずしも受けなくてもいいですよといった形で、丁寧な形でお知らせもしていくということで、そういったこともそうですし、あとデメリットがきちんと判断できるような、ご本人の方ができるようなことが重要になってきますので、しっかり周知していただけるように進めていただきたいと思います。

あと、それと、このワクチン接種したとしても 100%予防にならないといったのですけれども、予防という意味では、性教育を充実させて予防していくという観点もありますので、それは子宮頸がんだけでなく、様々な性感染症の予防にももちろんつながってまいります。教育の部門になってくるかもしれませんが、保健衛生のほうとも連携しまして、できれば早いといいますか、低い年齢層から性教育というのを始めるのが望ましいのではないかと考えてはいますけれども、性教育の充実強化というのをも併せて進めていただきたいと思いますというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 性教育に関してなのですけれども、以前には中学校とかにお伺いしまして、性教育の時間をいただいて行ったこともあります。今後も、委員がおっしゃるように、大事な教育の一つだなというふうに思いますので、教育委員会ですとか学校のほうと連携を取りながら実施に向けて検討してまいりたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

他にございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようであります。

4 款衛生費につきましては、質疑はないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、15 時 30 分まで休憩いたします。

15：21 休憩

15：30 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩前に引き続き、審査を続けます。

次に、5 款労働費に入らせていただきます。

5 款労働費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 5 款労働費についてご説明申し上げます。

150 ページをお開きください。

5 款労働費、1 項労働諸費、1 目労働諸費、予算額 516 万 4,000 円、本目は労働者対策に係る経費であります。

説明欄の中段、援農協力会活動支援事業 56 万円は、援農協力会に対する補助金であり、勤労者福祉資金貸付事業 381 万円は、勤労者の福祉の向上を図るため、生活や教育などに要する資金を貸し付けるための運用原資を労働金庫に預託するものであります。

2 目雇用対策費、予算額 879 万 1,000 円、本目は雇用対策に係る経費であります。

若年者緊急雇用対策事業 320 万 3,000 円は、新規学卒者等で、就職未内定の方を町の事務補助員として半年間任用し、社会人としての素養を身につけ、民間企業等への就職の促進を図るもので、4 名分に要する費用であります。

151 ページになります。

季節労働者雇用対策事業 558 万 8,000 円は、季節労働者の生活の安定と地域経済を守るため、冬期の雇用対策に関するものであります。

12 節委託料のうち、細節 5 は街路など幹線道路の清掃、細節 6 は町道の除排雪、焼き砂の袋詰めなど、細節 7 は近隣センターなどの清掃や床のワックスがけを行うものであります。

以上で、5 款労働費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 5 款労働費につきましては、質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、6 款農林業費に入らせていただきます。

6 款農林業費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 6 款農林業費についてご説明申し上げます。

152 ページをお開きください。

6 款農林業費、1 項農業費、1 目農業委員会費、1,781 万 2,000 円、本目は農業委員会の運営や農業者年金事務などに要する費用であります。

農業委員会運営事業 1,522 万 9,000 円は、農業委員会委員 24 名の報酬のほか、事務局の経費が主なものであります。

153 ページになります。

2 目農業振興費、1 億 6,130 万 5,000 円、本目は農業振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

155 ページになります。

説明欄の中段、ゆとりみらい 21 推進協議会運営事業 102 万 8,000 円は、町と農業関係団体等で構成するゆとりみらい 21 推進協議会に対する補助金で、細節 4 は狩猟免許取得に対する助成など、有害鳥獣被害対策事業に対する補助金。

156 ページになります。

説明欄の上段、ふるさと土づくり支援事業 1,500 万円は、堆肥切替え作業や堆肥購入、緑肥種子購入を実施した農業者に対し、その費用の一部を補助するもの、説明欄の中段、環境保全型農業直接支援対策事業 2,234 万 5,000 円は、化学肥料と農薬を慣行栽培の 5 割以上を低減する取組と併せて行う、緑肥や堆肥の施用、有機農業など、環境保全効果の高い営農活動を行う農業者団体等に対する補助金になります。

157 ページをお開きください。

説明欄の上段、中山間地域等直接支援対策事業 3,909 万 5,000 円は、生産条件の不利な中山間地域での忠類地域において、農業生産活動を行う集落に対する補助金。

説明欄の中段、農業ゆとりみらい総合資金貸付事業 3,006 万円は、農業振興と農村地域の活性化を図る農業者等に対する無利子または低利の貸付金。

説明欄の下段、農業振興公社運営費補助事業 958 万 5,000 円は、担い手対策や農地の利用集積などを行う農業振興公社に対する補助金であります。

158 ページになります。

説明欄の上段、新規就農者支援事業 709 万 3,000 円は、新規就農者に対する支援で、18 節負担金補助及び交付金の細節 3 は、町が認定した 3 組の新規就農者に対する奨励金、細節 4 は就農直後の経営確立を支援する資金として、3 組 6 名の認定新規就農者に交付するものであります。

説明欄の下段、産地生産基盤パワーアップ事業 2,350 万円は、収益力の強化に計画的に取り組む忠類地域の農業団体に対し、小麦用コンバインの導入を支援する国の間接補助であります。

3 目農業試験圃場費、予算額 345 万 1,000 円、本目は施肥比較試験や品種比較試験などを実施する、町の農業試験圃場の運営に要する費用であります。

160 ページをお開きください。

説明欄の上段、4 目農業施設管理費 1,119 万 9,000 円、本目は農業担い手支援センターと、ふるさと味覚工房の管理運営に要する費用であります。

161 ページになりますが、説明欄の上段、ふるさと味覚工房維持管理事業 438 万 1,000 円は、地場産品を使用した食品を加工する、ふるさと味覚工房の維持管理費のほか、指導員 2 名分の人件費であります。

162 ページになります。

5 目畜産業費 1 億 3,592 万 9,000 円、本目は畜産振興に係る補助金や負担金などが主なものであります。

163 ページになりますが、説明欄の下段、畜産団体活動支援事業 591 万 3,000 円は、乳牛検定組合をはじめ、酪農ヘルパー組合などの畜産関係団体に対する補助。

164 ページになりますが、説明欄の中段、後継牛確保対策事業 255 万円は、乳用牛の雌雄判別精液購入に対する補助。

肉用牛遺伝的能力評価支援事業 42 万円は、産肉能力の優れた繁殖雌牛を保留するため、遺伝子検査を実施した場合に、検査費用の一部を補助するもの。

忠類地区道営草地整備事業 1,004 万 1,000 円は、忠類地域において実施する道営草地整備事業に対する負担金であります。

公社営草地整備事業 1 億 1,502 万 5,000 円は、幕別地域において、北海道農業公社が実施する草地畜産基盤整備事業に対する委託料であります。

165 ページになります。

6 目町営牧場費 6,146 万 2,000 円、本目は町営牧場 3 か所の維持管理に要する費用で、作業員 5 名と補助作業員 6 名の人件費や牧草地の肥料費が主なものであります。

なお、本年度は、幕別地域で 500 頭、忠類地域で 600 頭の入牧を見込んでおります。

167 ページをお開きください。

7 目農地費、3 億 5,073 万円、本目は土地改良施設の管理運営に要する費用であります。

土地改良施設等維持管理事業 4,247 万 1,000 円は、上統内排水機場をはじめ幕別ダムなど、土地改良施設の維持管理に要する費用が主なもので、169 ページになりますが、説明欄の中段、12 節委託料の細節 13 は、旧途別川河川改修に伴う相川 20 号橋の畑地かんがい用水添架管の移設に係る調査設計委託料であります。

説明欄の下段、14 節工事請負費は、細節 2 の猿別地区の明渠排水路改修工事が主なものであります。

170 ページになります。

説明欄の上段、小規模暗渠排水整備事業 500 万円は、農業者が農用地の排水改善のため、明渠や小規模暗渠を整備した場合に、経費の一部を補助するもので、本年度から小規模暗渠の整備に要する費用について、その限度額を 13 万円から 15 万円に引き上げようとするものであります。

多面的機能支払交付金事業 1 億 8,907 万 1,000 円は、農地や水路、農道などの維持補修や植栽による景観形成など、農村地域の共同活動を支援するもので、農業者等の組織、14 地区に対する交付金が主なものであります。

説明欄の下段、国営土地改良事業 5,450 万 9,000 円は、幕別地区かんがい排水の規定償還のほか、

令和4年度から開始される札内川地区国営施設応急対策事業の償還について、一部繰上償還するものであります。

171 ページになります。

説明欄の上段、農業集落排水特別会計繰出 5,311 万 7,000 円は、忠類市街地を処理区域とする農業集落排水特別会計への繰出金であります。

団体営土地改良事業 656 万 2,000 円は、忠類地区第 1 幹線明渠排水路の機能保全計画の策定に要する費用であります。

8 目土地改良事業費 1 億 3,166 万 6,000 円、本目は土地改良事業の事務的経費や道営事業負担金に要する費用であります。

道営土地改良事業は 172 ページになりますが、説明欄の上段、18 節負担金補助及び交付金の細節 5 の駒島地区から、細節 10 の相川 1 地区までの 6 地区で実施する、道営水利施設等保全高度化事業の負担のほか、細節 11 古舞小学校通学路の道営農道整備事業に係る負担金が主なものであります。

173 ページになります。

2 項林業費、1 目林業総務費 4,323 万 3,000 円、本目は林業振興に係る補助金や鳥獣被害対策などに要する費用であります。

174 ページになりますが、説明欄の中段、公費造林推進補助事業 1,738 万 9,000 円は、国の森林環境保全整備事業を活用し、人工林造林を実施した森林所有者に対し、その経費の一部を補助するもの。

有害鳥獣駆除対策事業 1,418 万 7,000 円、7 節報償費は、有害鳥獣捕獲者に対し捕獲した鳥獣に応じて報償費を支払うもの。

175 ページになりますが、説明欄の上段、18 節負担金補助及び交付金は、有害鳥獣捕獲者に対し、捕獲個体の処理方法や捕獲した鳥獣に応じて、国の鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業を活用し補助金を交付するもの。

森林整備環境促進事業 1,055 万 6,000 円は、森林環境譲与税を活用した事業で、12 節委託料の細節 7 は、令和 2 年度に実施した森林所有者意向調査において、町や森林組合に管理を委託したいと回答があった所有者の森林について、今後の管理に向けた調査などを実施するものであります。

18 節負担金補助及び交付金は、森林を維持するために必要な除間伐や下刈りなど、森林整備に要する負担を軽減するため、森林所有者に対し、その費用の一部を補助するものであります。

2 目町有林管理経営費 5,302 万 1,000 円、本目は町有林の管理に要する経費であります。

説明欄の下段、12 節工事請負費は、下刈り、除間伐、皆伐、地ごしらえ、植栽など、町有林の整備に要する費用であります。

176 ページになります。

3 目育苗センター管理費 3,353 万 8,000 円、本目は忠類育苗センターの管理運営に要する費用で、本年度はトドマツ 5 万 8,400 本の出荷を見込んでおります。

以上で、6 款農林業費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

内山委員。

○委員（内山美穂子） 2 点質問させていただきます。

2 つとも林業費で、1 点目が 175 ページ、森林整備環境促進事業です。新年度森林環境譲与税は 3,113 万円を基金に繰り入れて、このうち 1,412 万 5,000 円を繰入れしているという説明がありました。昨年度の充当事業につきましては、ホームページで公表されております。今年度、充当事業、今ご説明がありましたけれども、金額を教えてくださいたいのと、また基金残高とその基金残高の今後の活用法についてお聞きします。

2 点目が同じく林業費で 176 ページ、2 目の町有林管理経営費なのですが、工事請負費に関わってです。防風林なのですが、開拓の歴史の中で整備が進められ保全されてきましたが、近

年、減少傾向にあるという報道があります。町内の防風保安林、耕地防風林の実態はどうなっているのかをお聞きします。また防風林に関わった相談がこれまでなかったのか、あればその内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） はじめに、森林整備環境促進事業の令和４年度の中身についてですが、まずは森の輪製作委託料、こちらにつきましては昨年と同様に継続事業として実施を予定しております。金額として 32 万 8,000 円を予定しております。

それと林地台帳修正委託料、こちらにつきましては林地台帳の修正業務を予定しております。そちらの額が 49 万 2,000 円を予定しております。

それと新たな取組の事業といたしまして、民有林経営管理委託料を予定しております。こちらが 273 万 6,000 円、こちらの中身につきましては、主な中身といたしましては、令和２年度に実施いたしました森林所有者意向調査、その結果、町や森林組合に管理を委託したいと回答した方の森林を調査して、基本的には既存の森林経営計画に編入するための森林の調査を予定しております。

それと、森林環境譲与税についてですが、令和４年度の譲与税の額が 3,113 万 1,000 円を予定しております。令和４年度に歳出の予定があるのが、先ほど申した説明のほかに、保育所で児童用木製机、椅子、それと成人式の記念品として木製鉢の購入を予定しております。合計が 1,412 万 5,000 円を予定しております。差し引きまして、昨年度、令和３年度からの繰入金と、今年度の残を合計いたしまして、基金残高といたしましては、令和４年度で 7,641 万 4,000 円を予定しております。これらの今後の支出につきましては、森林組合と林業事業者等と協議しながら、今後どのような活用をしていったらいいかということで、現在協議をしている最中であります。

２点目の防風保安林についてですが、防風保安林につきましては、幕別本町の中で保安林指定しておりますのが、全体で 556 ヘクタールございます。一般民有林の約 5.1%なのですが、この中に防風保安林が 556 ヘクタール、耕地防風林につきましては、個人が植栽して植えている防風林ということで、この面積の中には入っておりません。そのため個人の植栽になっているものですから、耕地防風林の面積等については、本町においては把握はしておりません。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 現在の基金の残高が 7,641 万円、すごく大きい金額であります。活用方法については、今年度これ以降お聞きしたのですが、早いうちに整備にこの基金を活用して、整備に着手していただきたいと思うのですが、まず所有者不明の民有林というのは、一体どのくらいあるのか。その対応策があればお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 政策推進課長。

○政策推進課長（白坂博司） 私のほうから基金の残高の関係で、額のほうを改めてお伝えさせていただきます。

先ほど言ったのが４年度末残高の見込みとして、７千何がしということで数字のほうをお示しをさせていただいたのですが、財政のほうで把握している、要は今年度積み立てる分と今年度取り崩す分と、その差引きということで行きますと、一応４年度末の見込みとしましては、5,357 万 1,000 円の残高見込みということであります。

○委員長（千葉幹雄） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 森林所有者意向調査の結果でありますけれども、対象となった方が 295 名、それで面積としては 547.92 ヘクタール、そのうち文書等が到達した方が 232 名、面積で 433.7 ヘクタール、このうち回答された方が 158 名で、283.59 ヘクタールとなっております。

所有者不明となっているのは、合計で 63 名で 114.21 ヘクタールとなっております。

○委員長（千葉幹雄） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 基金残高については分かりました。

所有者不明の土地なのですけれども、この森林環境譲与税というのは、気候変動対策の一環として設けられたもので、町長も今回カーボンゼロ元年というふうにおっしゃっていましたが、森林の環境整備というのは、温室ガスの削減に関わってくるものでありますから CO2 の吸収率を上げていくというのは大事なことだと思います。森林の機能を最大限発揮できるように、町としてもできる限り管理していくのが望ましいと思います。

その上で、森の整備というのは何十年もかかります。今、基金の残高の話をお聞きしたのですけれども、使わなかったらどんどん増えていくのですけれども、早期に着手して、早期に整備につなげていくことが、本当に森はすぐできるものではないので、それを希望したいと思います。

所有者不明 63 人ですか。なかなか所有者不明の土地を探し当てて、それを実際結びつけるというのは難しいかもしれませんが、それを放置しておいても何にもなりませんので、特例措置ですとか分収林制度など、何らかの手法を活用したりして、早期に着手して、森林整備、環境の保全につなげていただきたいと思います。いかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 先ほどの森林の意向調査の所在不明な方、63 名いるということでしたけれども、まずはその回答をいただいた町や森林組合に委託したいと回答された方の森林を調査して、そこを既存の森林計画を立てていただいて、適正な森林管理をしていただくということを考えておりまして、その後、所在不明の方等がございましたら、町のほうで森林経営管理計画というものを定めますと、その森林所有者が不明であっても、みなし同意を得るという特例措置もありますので、その辺は今後その法律等に基づいて、本当に必要であるかどうかを判断しながら状況を見て行っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 内山委員。

○委員（内山美穂子） すみません。先ほど 2 点目の再質問をするのを飛ばしてしまったのですけれども、1 点目に関しては分かりました。早期につなげていただきたいと思います。

2 点目なのですけれども、耕地防風林に関しては町として把握していないということでありました。防風保安林に関しては、計画を立てて順繰りにやっていっているということなのですけれども、耕地防風林は個人の所有物ということですが、防風林が日照を妨げたり、機械作業に支障が出たり、いろいろ GPS の妨げになったりして伐採しているような、そういった問題も出てきていますが、このことは否定できるものではないというふうには思います。ただ一方で、防風によって表土が持っていけなかったり、土ぼこりが発生して、視界不良になって事故を招くといった弊害もあって、全体として農地を守っていく観点、このことも重要だとお聞きしています。こうしたことに対して、町の見解と今後の対応策、町としてできることをお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 農林課長。

○農林課長（香田裕一） 耕地防風林につきましては、個人の所有物なので、町で土地を買ったりですとか、森林法の網をかけるということは、なかなか難しいものですが、耕地防風林のメリットデメリットというのを明らかにして、そのメリットのよさを周知して、引き続き耕地防風林として守っていただくというのが、町の役目かなと考えております。

それと、森林環境譲与税という財源ができておりますので、耕地防風林に対する何らかの補助みたいなものも、十勝管内でやっている市町村もありますので、それらを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 内山委員。

○委員（内山美穂子） 難しい問題だと思いますけれども、道の森林室のほうなどでも、今後地域の防風林の維持を図っていくために、そうした農業者の理解を得るために研修会ですとか、そういった技術指導などを行っていききたいということでありましたので、そういったことを町としても一緒にやっ

ていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

若山委員。

○委員（若山和幸） 176 ページ、3 目育苗センター管理費についてお伺いいたします。

3 年ほど前に、産業建設常任委員会で所管事務調査をさせていただいたときのお話ですけれども、だんだんとドマツの苗の販売が減ってきているというような話を聞いております。予算書を見ても年々生産物販売収入が減っているということでした。そのときのお話の中でも、将来的に苗販売を終了していきたいというような話を聞いたと、私は記憶しているのですが、今現在、どのような計画を持って、育苗センターの管理に当たっているのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 経済建設課長。

○経済建設課長（高橋宏邦） 育苗センターにつきましては、平成 23 年度ぐらいから霜の被害ですとか、平成 27 年度の風の被害により、苗畑がうまく育たないような状況にございましたので、また雇用の場の確保ということで、忠類村時代から営業してまいりましたが、労働される方の高齢化等もありまして、現在のところ令和 6 年度の春出荷をもって閉鎖するという予定で、北海道並びに北海道種苗協同組合とも協議いたしまして、このような予定で現在進んでいるような状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 若山委員。

○委員（若山和幸） はい、分かりました。

そうなってくると、その後、同様な育苗センターの土地や施設の利用、再利用というのはどのように考えていくのか、今現在考えられているのか、ある程度出来上がっているものなのか、お聞かせください。

○委員長（千葉幹雄） 経済建設課長。

○経済建設課長（高橋宏邦） これは空いている畑が出た場合には、公募をかけまして、近隣の農家さん等に畑として貸出しております。市街地にあります倉庫等につきましては、今後どのような活用方法がいいのかを検討してまいりたいと思いますし、また国道沿いに一番いい畑もございますので、そちらのほうも今後畑としてお貸しするのか、また公共施設を建てるなどの用地とするのか、町として検討してまいりたいと考えております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようであります。

6 款農林業費につきましては、ほかに質疑がないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、7 款商工費に入らせていただきます。

7 款商工費の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長（岡田直之） 7 款商工費につきましてご説明申し上げます。

177 ページをお開きください。

7 款商工費、1 項商工費、1 目商工振興費 4 億 849 万 1,000 円、本目は商工振興と中小企業支援に要する経費であります。

説明欄の上から 2 番目、商工会振興補助事業 3,866 万 9,000 円は商工会に対する補助金であります。

住宅新築リフォーム奨励事業 400 万円は、町内業者の施工により住宅のリフォームを行う方に対し商工会の商品券を交付することにより、住宅関連産業の活性化や消費の拡大を図るためのものでありますが、新年度から対象工事を見直し、新築、外構工事及び賃貸住宅に係るものを事業の対象外とし、100 件分を見込んでおります。

商店街活性化店舗開店等支援事業 160 万円は空き店舗対策事業で、新規開業 1 件分の改修及び家賃

に対する補助金であります。

178 ページになります。

中小企業融資保証料・利息補給事業 1,269 万 4,000 円は、中小企業融資に係る保証料及び利息補給補助金であります。

2 目消費者行政推進費 1,015 万 1,000 円、本目は消費者行政に要する経費であります。

消費者保護推進事業であります、説明欄の 1 節報酬から 4 節共済費までは消費生活相談員 3 名分の人件費、179 ページの 10 節需用費のうち細節 4 は、消費生活センター及び消費者被害防止ネットワークにおける啓発活動に係る配布物、細節 30 は詐欺や悪質商法などによる消費者被害の防止に向けた啓発や注意喚起を行うためのリーフレット作成や町広報紙の印刷経費が主なものであります。

3 目観光費 9,194 万 6,000 円、本目は観光及び物産振興に係る経費であります。

観光物産振興事業 1,514 万 9,000 円は、観光物産振興を図る上で必要な経費について計上しております。

18 節負担金補助及び交付金の細節 4 は観光物産協会に対する補助金、180 ページになりますが、細節 5 は特産品研究開発事業補助金、細節 6 の観光客誘致に取り組むプラス 8 プロジェクト事業補助金であります。

細節 7 の広域観光周遊促進事業負担金は、事業に賛同する十勝管内の 9 市町の広域連携事業として、トカプチ 400 による観光誘客等を目的としたサイクルツーリズム推進のための負担金であります。

細節 8 の南十勝夢街道プロジェクト推進協議会負担金は、南十勝 5 町村の広域連携事業として、移住希望者を対象としたオンラインツアーを開催する同協議会に対する負担金であります。

観光施設維持管理事業 919 万 8,000 円は、忠類地域の観光施設の維持管理に要する経費であります。

10 節需用費のうち、細節 21 は道の駅忠類のトイレなどの電気料、細節 40 は道の駅のトイレなどの水回り設備の修繕であります。

181 ページになります。

アルコ 236 整備事業 3,509 万 9,000 円は、浴槽のろ過器の更新や、脱衣室の拡張等の工事請負費が主なものであります。

忠類振興公社貸付事業 500 万円であります。当公社は令和 3 年度末をもって指定管理者の業務を終了することに伴い、法人の清算に向け準備を進めておりますが、清算に際しましては、令和 3 年度の指定管理料リスク分担分や、コンサルティング料の清算金の処理などの手続が年度内に完了しないことから、一時的に貸付けを行うものであり、令和 4 年度中の清算時には全額の償還を見込んでいるものであります。

182 ページになります。

4 目スキー場管理費 4,005 万 2,000 円、本目は明野ヶ丘スキー場と白銀台スキー場の管理運営に要する経費であります。

スキー場維持管理事業であります、説明欄の 1 節報酬は、スキー場の補助作業員 9 人分の報酬、2 節給料は、スキー場を管理する作業員 5 人分の給料、183 ページになりますが、12 節委託料は、スキー場管理に要する委託料。

184 ページになります。

14 節工事請負費は、白銀台スキー場のリフトの油圧緊張シリンダーとそのユニットの更新が主なものであります。

5 目企業誘致対策費 1 億 4,072 万 7,000 円、本目は企業誘致等に要する経費であります。

企業誘致対策事業 1,955 万 6,000 円ではありますが、185 ページの 18 節負担金補助及び交付金の細節 3 企業開発促進補助金は、固定資産税相当額補助で 12 社を予定しております。

工業団地取得資金貸付事業 1 億 2,107 万 7,000 円は、工業団地取得資金の融資に係る原資を金融機関に預託するものであります。

以上で、7 款商工費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 1点質問いたします。

180 ページ、3 目観光費、18 節負担金補助及び交付金で、新規事業としてあります広域観光周遊促進事業負担金、金額としてはそんなに大きな金額ではないわけではありますが、今のご説明の中で9 市町と連携していくという事業ですが、その中でサイクルルートをつくって、幕別に寄ってもらってというようなことの効果を狙っておられるのかなというふうには思うわけですが、いわゆる素通りにならないようなそういった戦略ということで、お考えになっているような方向があれば、お示しいただきたいというふうに思いますが、それとともに8 の説明の南十勝夢街道プロジェクト推進協議会のあたりも連携しながら、これは進めていくようなもののでしょうか。それとも全く別というふうに押さえるべきでしょうか、お伺いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 私のほうからは、広域観光周遊促進事業についてご説明いたします。

委員おっしゃるとおりサイクルは広域なものです、町として取り組む以上、素通りにならないように、当然観光施設や飲食店等が連携しながら取り組めるよう事業を進めてまいりますけれども、今現在考えておりますのが、トカプチ 400、あくまでこれは基幹ルートでございます。昨年の5 月も広報でお知らせ、周知したところでございますけれども、一般の人たちがまず自転車に乗って楽しみながらサイクルツーリズムできるよう、サブルート、地域ルートですね、400 まで行かないけれども、10 キロとか 20 キロ、30 キロ程度のサブルートを町内に設けて、そのところどころに休憩施設だとか飲食店、当然幕別であればパークゴルフがありますから、パークゴルフ等を楽しめるような、サイクルをしながら観光ができる仕組みというものを、まず考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 私のほうからは、細節8 南十勝夢街道プロジェクト推進協議会負担金についてご説明を申し上げます。

今、ご質問では、細節7 の広域観光の事業と絡むのかという部分のご質問でありましたけれども、事業としてはまた別の事業となります。夢街道プロジェクトにつきましては、これまでも南十勝全体の振興を図るために、十勝ふるさと市町村圏基金という基金事業がありまして、それを活用して、この組織の中で夢街道の観光ネットワークのイルミネーションの事業であったり、そういった事業展開を進めてきていたものでありまして、今回、これまではその基金事業の範囲内で行っていたものですから、市町村のこういった負担金というものが生じてはいなかったのですけれども、今回改めて令和4 年度からにつきましては、先ほど部長の説明にもありましたように、移住者希望者を対象にオンラインツアーを開催したいというふうに考えておりまして、そのための市町村負担の分の20 万円ということになります。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 小田委員。

○委員（小田新紀） 対象として一般の方のサブルートとというようなご説明をいただきましたが、サイクリングで動き回る方というのは、多種多様というか、物すごく専門的にやられている方、それと本当にちょっとお楽しみを含めながらというか、いろいろなところに寄りながらというような方々と様々ですけれども、対象を、ターゲットとしてはどちらかという後者というようなことに、今ご説明があったように、途中で泊まってパークゴルフを楽しんだりとか、ほかの自転車以外の部分の楽しみを求めたりとか、そういった方を対象にされていくというふうな受け止めでいますが、そういった部分で、これからやる事業ですので、まだ全てが用意されているわけではないと思いますけれども、そういった方々に向けてのいわゆるアピール資料というか、広報的なそういったコンテンツというも

のも用意していくべきかなというふうに考えますが、そのあたりはいかがでしょうか。

先ほどの南十勝夢街道の云々のお話を伺ったところ、細かいところのいろいろな部分については、ちょっと把握はできていないのですけれども、今聞いた限りにおいては、2つの事業がうまくかみ合っていけば、なお一層豊かな事業になるのかなというふうに思いますが、それは結びつけていきながらということで、複合的な取組ということは可能でしょうか。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 今後の取組の一つで、当然、情報発信、広報的なものも当然必要なことでありますけれども、今、考えておりますのは、まず住民向けに対しては、また今年度も、これは先のことなのですけれども、当然自転車月間でありますから、広報5月号にサイクリングの特集をまた出していきたいと思っております。

また併せて、専門的な方、当然町内外いらっしゃいますけれども、そういった方々に対しましては、観光物産協会のホームページがございますので、そのホームページを使うとともに、トカプチ400で昨年からサイトで、情報発信のサイトを設けておりますので、そういったところも活用しながら、幕別だけではなくて地域と、他自治体と連携しながら進めていきたいと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 地域振興課長。

○地域振興課長（亀田貴仁） 南十勝夢街道プロジェクトの関係ですけれども、オンラインツアーを実施していく中で、今、予定しておりますのは、関係する南十勝の町村の情報発信をするためのPR動画を作成するという考えで進めております。

これらの作成の中にも、当然、広域連携で様々な町村と、今のサイクルマップのようなものも含められる可能性はあると思いますので、その辺も含めて協議してまいりたいと考えております。

○委員長（千葉幹雄） 小田委員。

○委員（小田新紀） 最後に一つだけ。せっかく自転車ということでサイクリングということで、我が町は山本幸平選手というオリンピック選手がおられるわけですが、そういった山本幸平選手との連携とか助言とか、そういったものも考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 当然、幕別町一番のある意味情報発信源の一つでもございます。

山本幸平選手とは、12月頃にも一度お会いさせていただいて、来年度どういった取組をしたらいいか、当然、山本幸平さんだけではなくて、地域のサイクリングの方と一緒に考えているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

（関連の声あり）

○委員長（千葉幹雄） 関連、谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今、サイクリングロードの話が出ました。そちらのほうの関連でございます。

トカプチ400のほうではなくて、町内のファミリーサイクリングロードについて、大変関心があるところで、昨年秋口、町内の河川の堤防沿いの道路が大変舗装状況がよくて、町民の方々からはサイクリング、主にはまだウォーキングの利用が多いところです。本当にきれいに整備されていて、例えば札内橋からずっと札内川沿いを通して歩いていくと、自転車に乗っていくと、そのまま途別川につながって、その橋を渡れば、また今度相川方面からずっと止若橋まで来て、そしてそれを越えていけば、明野ヶ丘公園まで続くとか。それから、今、道道のほうの整備も進んでいく中では、途別川の国道を渡った橋、ちょっと名前は忘れましたが、そこから十勝川のほうに行くのではなくて、そのまま泉町方面に進んでいってもずっと続くのです。相当な長い距離が、しかもきれいな舗装になっていると。途中、国道との交点などでは危険箇所もあるのだけれども、ファミリー向けにとって大変有意義なものになっているのだということがあります。

山本幸平選手の名前が出ました。幾つかの道外の自治体には、この町はサイクリングの町であると

いう、そういうキャッチフレーズなどをもって町の振興に充てています。そのようなことなども、と
プチ 400 は、確かに幕別も通りますが、あまり町内は長く重なっていないと。それはそれで町の振興
になるように工夫していただくのだけれども、そういったこの町が、山本幸平選手も育ったサイクリ
ングの町だというような、そういう在り方もあっていいのではないかというふうに思うのです。

その辺では、今いろいろと検討されているということがありました。もうちょっと話すことがあ
ったら、進行状況のお話をいただきたいし、スケジュール感です。その辺のこともお話しいただけ
らいいかなと思ってお聞きしておりました。お願いします。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） サイクリングにつきましては、今回、突然この事業に取り組んできたわ
けではなくて、平成 28 年度以前からエコロジーパークをはじめとした町内外の取組をしてきました。
その中で、昨年は特に秋口にサーモン、サケを対象にして、十勝エコロジーパークを中心に十勝川周
辺で、猿別川のサケ捕獲場、そういったところを回るなど、試走的なモデルコースというのをやっ
てみました。これにつきましては、町外の専門家の方も一緒に回って、山本幸平選手にもちょっとアド
バイスをいただいたりはしていたのですけれども、まずこのサブルートにつきましては、今現在、既
に開発局のほうで公募が始まっております。一応 4 月 28 日を第 1 回としていますけれども、今現在、
町としては、それをちょっと上げていきたいと考えているところでございます。

また、山本幸平選手の関係で言いますと、何かイベント的なものが、そういったものを使いなが
らできればいいかなということで、それは当然決まってははいないことでありますけれども、引き続き調
整してなるべく実現していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） お話は分かりました。

5 月号の広報で、この町のサイクリングのことを出すというお話がさっきの答弁でありましたけれ
ども、併せてヘルメットの着用と保険に入ることを、しっかりと宣伝していただきたいのと、このこ
とを希望して終わります。答弁は特に要らないです。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

（関連の声あり）

○委員長（千葉幹雄） 関連、小島委員。

○委員（小島智恵） 広域観光周遊促進事業負担金のところなのですけれども、小田委員と多少重なる
部分はあるかもしれないのですけれども、まずは一般の方にお知らせするという形なのですけれども、
重点事業の骨子の資料なんかを見えますと、インバウンド及び国内旅行者ということも対象として考
えられているということで、そういう方も含めまして、コロナが続けば来られるのかどうなのか、な
かなかどうなるか分からない面もあるのかもしれませんけれども、本町としましてそういった観光誘
客はどのぐらい見込めるのでしょうか。期待されることはどういったことでしょうか。

またもう一つ、トカプチ 400、八の字になっていますけれども、そのルートの中で、谷口委員から
も危険箇所もありますという話も、一部話もありましたけれども、町内ですと、交通安全上、そうい
った危険な道路のルートを見ていて、私が運転したときに見受けられるところもあるのですけれども、
その辺の認識はどういうふうに持っておりますでしょうか。

また、この実施主体が北海道観光振興機構となっていますけれども、そういったところからも、そ
ういった危険箇所のご指摘は受けていないのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） まず、見込まれる効果の部分でございます。

私、先ほど地元の方たちもメインターゲットと考えてはいるのですけれども、これは当然ほかの町
との連携をしてやる取組でございます。全体としては、この事業はインバウンドを含む観光誘客をタ
ーゲットとしておりますから、見込まれる効果としましては、当然私たちの町には宿泊事業者、今現

在、令和元年度から各宿泊施設にサイクルスタンドですとか工具とか、いろいろと整備を進めてきております。そういったところを使いながら、まず一番大きいところは宿泊、そして飲食、そういったところの経済効果、はっきりと幾らとは言いきれないのですけれども、そういったところを見込んでいきたいと考えております。

次に、危険な箇所、当然昨年トカプチ 400 指定したときに危険な箇所、町内であれば狭小区間、幅が狭いところ、そういったところも 4 か所ほどございました。その中では、十勝中央大橋のところには注意喚起の看板を立てたりしてきました。それにつきましては、当然この 3 年間で、トカプチ 400 というのは、3 年後に更新をする予定であります。なので、その期間の間に整備を進めていく考えであります。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 小島委員。

○委員（小島智恵） 私が見たところ、札内橋の辺りの車道の左端に、急に青い三角形でペイントが道路にされているという、それがルートとしての印だと思うのですけれども、そういった交通量も多い、そして道幅も結構狭い、そういった場所も見受けられるのですけれども、なかなかそういったところ、サイクル自転車で走るのは危険を伴うことでありまして、今、注意喚起だとかという話もあるのですけれども、道路交通法では自転車は軽車両の位置付けをされていて、原則車道を通行しなければいけないということになっているかと思うので、法律上歩道は走れないと、そういうふうになっているので、どうしても狭いところでもそういったルートを設けなければいけないというふうになるのかもしれませんが、そういったところの安全性です。交通事故が起きてからでは遅いのですけれども、啓蒙だったり事故が起きたとき等の補償とか、そういったことについては、どういうふうな形になっていますでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） 危険性の部分だと思うのですけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、自転車は車道が原則です。そのため札内橋のところにつきましては、車道のところに青い矢印、案内道路が、案内板があるのですけれども、これについて引き続き啓蒙を、今年の 5 月広報におきましても、まず交通ルールとマナーを守りましょうということで、自転車は車道が原則です、左側を通行しましょう。あと走行ルールを守りましょう。あと先ほど谷口委員からもおっしゃっていただいて、子どもはヘルメットを着用しましょうといったものを進めております。

また、補償の関係なのですけれども、自転車につきましては、基本的に自転車損害賠償保険、個人が加入する形になっております。これにつきましても、今年の 5 月の広報で紹介をさせていただいておりますので、自転車に乗られる方に対しましては、引き続き啓蒙活動を進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 177 ページの、1 目商工振興費の商工振興に関わってお尋ねしたいと思います。

実は、事業者にとって大きな変化となります税制度、インボイス制度というのが、来年の 10 月 1 日から実施されることになり、それに伴って今年の 9 月からその業者に対する登録の事務が開始されて、今年度中に完了をしなければならないというふうになっています。これは、これまで特に消費税に関わって 1,000 万円以下の免税事業者の人たちにとって、今までは帳簿方式あるいは領収書方式だけで、消費税は売上げで税を払うときに、仕入れの分のかかった税を差し引くのですけれども、その登録がなかったらそれができないということで、登録が義務付けられるといいますか、事業を続けようと思えば、これはかなり大きな影響が出てくるのではないかというふうに推察いたします。

そこで質問なのですけれども、商工会と連携して、商工事業者の振興のための指導を行っておられると思うのですけれども、このインボイス方式が導入されることによって、影響を受ける業者はどの

ぐらいいらっしゃるのか。そして、この事業者に対しての指導といいますか、手だても含めてどう関わって、この予算の10月1日ですから迎えていくのか、まずはそこをお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 商工観光課長。

○商工観光課長（西嶋 慎） インボイス、確かに来年10月から始まりますけれども、影響を受けられる事業者、申し訳ございません。ただいま税の個人の収入の状況というものは、私たちも把握していないものですから、今現在その数値については持ち合わせておりません。

次に、こういった関わり方を持っていくかについてでございます。報道等では先に既に出ておりまして、商工会に対してもそういったインボイスが始まるといった形の通知は送らせていただきました。それらを会員層に対して情報発信をしていただくことはありますけれども、引き続きこれらについては重要な案件だと思いますので、どのようなことができるかにつきましては、引き続き商工会と連携しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） コロナの影響で小さな事業者の皆さんというのは、ただでさえ大きな影響を受けてきたと思うのですが、そこにこの税制度の改正によって、さらに負担が増えていくということには目に見えて明らかなのです。しかし法律は通ってしまっていますから、避けられないということがありまして、やはり適切な、ここでは適格請求書制度というふうに言うのだそうですけれども、その資格を取っていかなかったら、恐らく取引先が課税業者であれば、なおのこと商売が成り立たなくなっていくということが、はっきりしてきているのだと思うのです。そういったところの指導も含めて、もちろんこの制度に対しては、全国の商工会の団体をはじめ、中小企業、同友会の方たちも含めてやめてほしいというような声は上げてはいるのですが、しかしもう半年後に迫っているということもありまして、今、商工会と連携を取ってということですが、やはりこの点に対する指導の強化というのは、急がれるというふうに思います。そういうことも含めてぜひ町内の個人事業者の皆さんに対する手厚い手だてを取っていただきたい、このように思いますかどうか。

○委員長（千葉幹雄） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） このインボイス制度につきましては、町長と私と、実際に年に何回か事業所を回らせていただいている中でも、こういったことが起きると、重大な変更だということで切実なお話を聞いております。

町におきましては、もちろん課長が申し上げましたように商工会と連携して、さらに周知に努めて相談にも乗ってまいるといことで対応していきたいと思っておりますけれども、また2年ほど前から、青色申告会の中でも、税務署の職員を招いて勉強会をしているというふうにお聞きをしておりますし、また町としてもさらに情報収集をしながら情報発信に努めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） なければ、7款商工費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、8款土木費に入らせていただきます。

8款土木費の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 8款土木費の説明をいたします。

186ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目道路・河川管理費1,102万2,000万円、本目は道路・河川財産管理事業に要する費用であり、スノーポール、土のう袋などの管理用消耗品、札内駅人道跨線橋のエレベーターの管理に要する費用、河川及び道路の台帳修正に要する委託料が主なものであります。

187ページに行きます。

2目地籍調査費5,700万9,000円、本目は地籍調査に要する費用であり、旅費や消耗品及び郵便料

のほか、12 節委託料は、188 ページに行きまして、地籍調査測量に要する委託料が主なものであり、本年度は継続 2 地区のほか、新規に明倫地区の一部において 1 地区着手し、合計で 22.62 平方キロメートルの調査を実施するものであります。

3 目樋門・樋管管理費 319 万円、本目は樋門・樋管の維持管理に要する費用であり、町内にある 107 か所の樋門・樋管の定期点検等の委託料が主なものであります。

189 ページに行きまして、2 項道路橋梁費、1 目道路新設改良費 3 億 426 万 5,000 円、本目は町道の整備に要する費用であり、12 節委託料は道路整備に伴う調査設計委託料、190 ページへ行きまして、14 節工事請負費は道路改良や舗装、オーバーレイ工事等に要する費用であり、本年度は継続が 9 路線、新規が 5 路線の 14 路線、地域別では幕別地域で 12 路線、忠類地域で 2 路線を予定しております。

191 ページに行きまして、21 節補償補填及び賠償金は、忠類 24 号線の水道管移設に要する費用であります。

2 目道路維持補修費 5 億 882 万 6,000 円、本目は町道の維持補修に要する費用であります。

はじめに、道路施設維持事業 4 億 2,582 万 6,000 円は、町道の維持保全に要する費用であり、12 節委託料は、192 ページに行きまして、細節 1 は幕別及び忠類地域の除排雪を含めた通年の町道管理委託料、細節 5 は幕別地域における町道除雪に要する委託料、13 節使用料及び賃借料の細節 5 は公共施設の除排雪に要する機械借上料、17 節備品購入費は除雪トラックの購入に要する費用、18 節負担金及び交付金は音更町と共同で管理をしております十勝中央大橋の維持管理に要する費用であります。

次に、道路施設補修事業 8,300 万円は、町道の補修に要する費用であり、12 節委託料の細節 5 は、5 年に 1 度実施が義務付けられております 38 橋分の定期点検委託料、193 ページに行きまして、細節 6 は点検結果を踏まえました橋梁長寿命化修繕計画の策定に要する委託料、14 節工事請負費の細節 3 は茂発谷橋の長寿命化修繕工事であります。

3 項都市計画費、1 目都市計画総務費 4 億 5,687 万 8,000 円、本目は都市計画に関する経常的な費用であります。

はじめに、都市計画総務事務事業 117 万 5,000 円は都市計画審議会に要する費用が主なものであります。

194 ページに行きまして、次に公共下水道特別会計繰出 4 億 5,570 万 3,000 円は公共下水道特別会計への繰出金であります。

2 目都市環境管理費 1 億 4,638 万 2,000 円、本目は公園やパークゴルフコースの維持管理に要する費用であり、10 節需用費は管理に要する消耗品や電気料のほか、草刈り及び管理車両に要する燃料費や修繕料、195 ページに行きまして、12 節委託料は、公園緑地やパークゴルフコースの草刈り及び清掃、日常管理、遊具の定期点検ほかトイレの清掃等に要する委託料が主なものであります。

196 ページに行きまして、3 目都市施設整備費 4,484 万 9,000 円、本目は公園整備に要する費用であり、8 節旅費の細節 1 は、明野ヶ丘公園に係るワークショップ参加者に支払う費用弁償であります。昨年までに策定いたしました基本計画を基にワークショップを開催しながら、基本設計の策定を進めてまいります。

14 節工事請負費は公園施設の長寿命化対策として、老朽化が進行しております若草南公園の遊戯施設等の更新に要する費用が主なものであります。

197 ページに行きまして、4 項住宅費、1 目住宅総務費 322 万 6,000 円、本目は公営住宅を中心とした事務に要する費用であり、会計年度任用職員である公営住宅業務員に要する費用が主なものであります。

198 ページに行きまして、2 目住宅管理費 3,066 万 2,000 円、本目は町が管理する住宅の維持管理や修繕に要する費用であり、10 節需用費は壁や床、建具などの一般修繕費用、199 ページに行きまして、12 節委託料の細節 7 は公営住宅管理人の管理委託料、14 節工事請負費は住宅営繕工事に要する費用が主なものであります。

3 目公営住宅建設事業費 880 万 6,000 円、本目は公営住宅の整備に要する費用であり、200 ページ

に行きまして、12 節委託料は現在の公営住宅等長寿命化計画が策定から 5 年を迎えることから、見直しを行い、令和 5 年度以降の新たな計画を策定するための委託料、21 節補償補填及び賠償金は、あかしや南団地建替事業に係る移転に要する費用であります。

なお、あかしや南団地建替事業につきましては、令和 3 年度の繰越事業として、既存住宅 2 棟 40 戸の解体と、2 棟 16 戸の建設を行ってまいります。

以上で、8 款土木費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりました。

当然、質問はありますよね。

（あるの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 質問があるということでございますので、説明が終わったところではありますけれども、今日の会議をこの程度でとどめたいというふうに思いますけれども、ご異議はございますか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） なければ、今日の会議をこの程度で終わらせていただきたいと思います。

それでは、以上をもって本日の会議を終了とさせていただきます。

16 : 45 散会

令和 4 年度

各会計予算審査特別委員会会議録

1 日 時 令和 4 年 3 月 22 日

開会 10 時 00 分 閉会 16 時 41 分

2 場 所 幕別町役場 3 階議場

3 出 席 者

① 委 員 (16 名)

石川康弘	小田新紀	内山美穂子	藤谷謹至	小島智恵
若山和幸	岡本眞利子	荒 貴賀	酒井はやみ	野原恵子
田口廣之	谷口和弥	芳滝 仁	小川純文	藤原 孟
中橋友子				

② 委員長 千葉幹雄

③ 委員外議員 議長 寺林俊幸

④ 説明員

町 長	飯田晴義	副 町 長	伊藤博明
教 育 長	菅野勇次	企 画 総 務 部 長	山岸伸雄 (選挙管理委員会事務局長)
住 民 福 祉 部 長	細澤正典	経 済 部 長	岡田直之
建 設 部 長	笹原敏文	会 計 管 理 者	合田利信
忠 類 総 合 支 所 長	川瀬吉治	札 内 支 所 長	新居友敬
教 育 部 長	山端広和	政 策 推 進 課 長	白坂博司
総 務 課 長	佐藤勝博 (選挙管理委員会書記長)	地 域 振 興 課 長	亀田貴仁
糠 内 出 張 所 長	宮田 哲	税 務 課 長	高橋修二
住 民 生 活 課 長	谷口英将	こ ど も 課 長	平井幸彦
保 健 課 長	金田一宏美	保 健 福 祉 課 長	林 隆則
経 済 建 設 課 長	高橋宏邦	土 木 課 長	小野晴正
都 市 計 画 課 長	河村伸二	水 道 課 長	松井公博
生 涯 学 習 課 長	石田晋一	学 校 教 育 課 長	西田建司
学校給食センター所長	鯨岡 健	図 書 館 長	天羽 徹
防災環境課消防担当参事	田中弘樹 (消防署長)	防災環境課消防担当参事	宮野裕範 (消防副署長)

ほか、関係主幹、係長及び係

⑤ 職務のため出席した議会事務局職員

局長 萬谷 司 議事課長 半田 健 係長 北原正喜

4 審査事件 令和 4 年度幕別町一般会計ほか 8 会計予算審査

5 審査結果 一般会計ほか質疑

6 審査内容 別紙のとおり

予算審査特別委員長 千葉幹雄

議事の経過

(令和4年3月22日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○委員長（千葉幹雄） それでは、3月18日に引き続き、予算審査特別委員会を開会いたします。

[審査再開]

○委員長（千葉幹雄） それでは、8款土木費について説明が終わっておりますので、質疑をお受けしたいと思います。ありませんか。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） それでは、2点お伺いいたします。

191 ページ、2目道路維持補修費、道路施設の維持事業についてです。昨年6月の千葉県の八街市で、小学校の5人がトラックではねられて死傷するという事件がありました。それを受けて、道の教育委員会が小学校の通学路の安全点検結果について集計しています。全道で149市町村、1,705か所で歩道と車道の区別がない危険な場所であるということが報道されていきました。本町において、危険な場所としてどれほどありますか。また、整備についてどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

2点目です。196 ページ、3目都市施設整備費、公園整備事業です。公園にはトイレが整備されているのですが、冬期になりますと閉鎖されています。音更や清水では、一部のトイレも冬の間も開放しています。町としても取り組むべきと考えますが、どうでしょうか。

また、都市公園安全・安心対策事業の中なのですが、説明では、若草南公園の整備とありました。具体的にどのような整備をされるのか、お聞きいたします。

○委員長（千葉幹雄） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） まず、1点目の危険箇所のお話なのですが、千葉県の事故がありまして、本町においても、教育委員会と併せまして、通学路の点検を合同で行っております。今、通学路の点検箇所の箇所数についての資料ちょっと手持ちにないものですから、箇所数を今述べることはできないのですが、教育委員会のほうと道路管理者のほうで合同で点検を行っているような状況でございます。

2点目の公園のトイレの冬期の利用の関係なのですが、今現在は冬期間、公園のトイレはご質問にありましたように、使用できない状況になってございます。これは維持管理上の関係もございまして、そういうようにしてございます。また、このことについては再度検討して利用することができのかどうかを含めまして、検討していきたいと考えております。

ただ、冬期の公園になりますと、除雪の関係もございまして、また、施設の凍結の関係もございましたので、その辺も含めまして十分検討してまいりたいと考えています。

3点目に、若草南公園の整備内容でございます。こちらは、公園施設長寿命化計画に基づく公園施設の更新工事となっております。若草南公園は平成14年に供用開始したのですが、施設整備から19年が経過しておりますことから、劣化が著しい施設がございましたので、その部分の更新ということで考えてございます。

細節1の都市公園安全・安心対策工事は、国の交付金事業の対象となる遊具の更新工事で、複合遊具、ターザンロープ、ローラー滑り台などの更新を予定しております。細節2の都市公園等長寿命化対策工事は、国の交付金事業の対象とならない遊具以外の施設の工事で、築山の改修、それから階段の更新、それから園路の部分的な更新、あずまやの改修などを予定してございます。

また、遊具の選定に当たりましては、札内南小学校にご協力いただきまして、3年生の子どもたち

の意見を伺いながら、今現在、計画を進めているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 通学路の危険箇所ということですが、こちらのほう、昨年9月28日に合同点検を行いました。そのときの危険箇所数については、12か所ということでございます。

○委員長（千葉幹雄） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 通学路の安全点検で、幕別は12か所というお答えをいただきました。要は、整備についてどのように考えているのか。整備状況、今後その危険箇所があるので、そこをどのようにしていくのかの改修、整備、行う必要があるのだと思うのですが、町としてはどのようにお考えているのか、お聞きします。

2点目については、了解しました。十分検討していくということであります。若草南公園も国の補助事業なのですね、分かりました。整備していくということで分かりましたので、通学路だけお願いします。

○委員長（千葉幹雄） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 危険箇所の対策なのですが、対策内容はいろいろあるものですから、道路管理者が行うべき状況というものが、そのうち区画線の整備と区画線の車道と路肩、歩道というか、車道以外の分を区別する区画線の整備をするような形で考えてございます。

また、安全対策といたしまして、冬期間の除雪によって通学路の幅員を確保する、それから夏場は草が生えているような部分を幅員を確保する、そういうような形の安全確保の部分でございます。そのほかは、横断歩道の関係だとかございましたので、その部分につきましては、公安委員会のほうに今後要望してまいりたいと考えてございます。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

ほかに。

（関連の声あり）

関連、小島委員。

○委員（小島智恵） 若草南公園の工事関連なのですが、金額を見てみますと、重点事業の骨子の資料を見てみますと、これ新規に入ってきていまして、4,423万円と結構大きい額になっておりまして、一般的に公共の遊具関係は高額になる傾向になるということは承知しているのですが、子どものご意見をお伺いしながら進めているといった話ではあったのですが、総じてその規模としましては、大体これまでと同等規模の工事になってくるのかご説明いただきたいのと、あと災害等に強いまちづくりとしての事業に入ってくるのですが、災害との関連性、これについてはいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 本事業は先ほど説明申し上げましたとおり、国の交付金事業を活用しながら実施していくことを予定してございます。長寿命化計画に基づいて国の交付金事業を活用していく場合には、もともとある施設の更新ということになりますので、もともとある施設の範囲内で交付金が対象となってくるものですから、規模といたしましては、基本的には今現在と同じような規模を想定しているところでございます。

また、災害の関係の話があったのですが、これはあくまでも公園の安全対策を行うことによって、安心・安全な公共施設の利用が保たれるということで、都市公園の安全・安心対策事業ということになってございますので、これによって災害対策になるという形ではない考えでございます。ただ、公園遊具の配置などを今現在よりも間隔を取りながら整備してまいりたいと考えてございますので、実際に子どもたちが遊ぶ場合の危険性はなくなるというふうに考えてございます。

○委員長（千葉幹雄） 小島委員。

○委員（小島智恵） 金額的には、大きい額に感じたのですが、同等規模という話でありました。この公園、子どもの利用頻度多いように見受けられているのですが、工事で使えない期間とい

うのは結構長くなってくる感じなのでしょうか、お伺いします。

○委員長（千葉幹雄） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） 今ご質問にありましたように、この公園は若草公区、それから桂町だとか、近隣の子どもたちに多く利用されている公園でございます。なので、実際、夏場の子どもたちが遊ぶような時期に工事いたしますと、公園を使えない時期が発生してしまいますので、秋口、10月以降に整備をしていきたいと考えてございます。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。ほかに。

石川委員。

○委員（石川康弘） 196 ページの同じく公園整備事業について1点だけお伺いしたいと思います。

ドッグランの設置について質問させていただきたいと思います。近年、少子高齢化社会に伴い、非常にペットを飼う人たちが非常に増えてきているのだというふうに思っております。その中で、私も一度医師の講演を聞いたことがあるのですが、そういう社会のストレスによって、精神的苦痛を患っている人たちに、ペットを飼うことが非常に有効であるというふうなお話も聞いております。そういった観点から、私はこの町内においてどのぐらいのペットの増加があるのかちょっと把握しておりませんが、近年、近隣町村でもドッグランの設置をしているところが見受けられます。我が町では、ナウマン公園に1つあるということで、あと最近では、上士幌町にもできたと、あと清水町にできているということで、私も住民から要望いただいております。

その中でやはり、犬のストレス解消であるとか、それからしつけの問題であるとか、最も有効なのは、犬友というのですかね、犬を飼っている人たちのコミュニケーションを図る場でもあると。そういったいろんな有効性があるわけですが、そういった観点から、先ほど申し上げましたように、その犬を飼う人たちが非常に増えている中で、我が町でも、そういう公園の中に、簡易的なそういうペットのリード線を外して、ストレスを解消するような場をつくらなければいけないときに来ているのではないかなというふうに考えておりますけれども、その辺については、町のほうでどのような考えを持っているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 土木課長。

○土木課長（小野晴正） ドッグランの関係なのですが、今現在の令和4年度の予算には計上してございません。

今ご質問にありましたように、ドッグランにつきましては、町内でこれまで忠類地域にドッグランを設置しております。忠類地域は、合併前から公園内のペットの持込みが禁止されていることから、今まではナウマン公園とかにもペットを連れていくことができないような状況でした。忠類地域は観光の関係で特化しているような状況にございますので、交流人口の拡大を目的として設置したものでございます。これに対しまして、幕別、札内につきましては、交流人口の拡大ではなくて、地域住民の利用を目的とした設置になってくると考えてございます。他市町村の例を見ると、ドッグランを設置した場合には、ドッグラン以外のところにはペットの持込みをしないような形を取っているのがほとんどでございます。

したがって、うちの町はペットを連れて公園に行くことが今できる状況なのですが、仮にドッグランを設置した場合には、ペットを持ち込むことができなくなるということもあるかなというふうに考えてございます。また、加えて、ドッグランにつきましては、ペットが集まることによって、喧騒や臭気が近隣住民の迷惑になる可能性があるものですから、設置場所は十分注意して検討しなければならないかなというふうに考えております。今後、住民のニーズの高まりの動向を見て、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 197 ページ、4 項の住宅費の1目住宅総務費に関わりまして、公営住宅の政策に

ついて質問をいたします。

2つ大きくあるのですが、1つは現在公営住宅の建て替え工事として、あかしや団地の建設が進んでおります。既に、新しい住宅の姿も見えておりまして、住み替えの事業がどんどん進んでいくことになると思います。この住み替えに当たりまして、希望する方たち、つまりこれまで古い住宅にいらした方たちの入居希望が、予定よりという言い方は正しくないかもしれませんが、少ないというような声も聞いております。その移転の状況、住み替えの状況はどんな状況と押さえていらっしゃるでしょうか。

それと、この建て替え工事の計画期間、札内地域での公営住宅の募集というのは一定制限されております。その住み替えの入居のその状況によっては、この住み替えも一定押さえている状況も変わってくるのかな、つまり早まってくるのかなという期待も含めてあるのですけれども、どうでしょうか。

もう一つは、公営住宅の入居条件についてお尋ねしたいと思います。現在単身者というのは、入居できるのは60歳を超えてからということになっています。現実には、今、60歳を超えなくとも、それぞれの事情によって入居されている方がいらっしゃいます。もちろん障がいを持つとかという特別な理由もありますが、入居したときには、単身ではなかったけれども、現状として単身でいるという状況もありまして、そういう入居者もいらっしゃると思います。全体で、単身者の今の公営住宅の入居の割合とかというのは、押さえていらっしゃるのでしょうか。特定公賃の単身者住宅を除いて、一般の公営住宅の単身者の入居状況です。分かればお示してください。

さらに、今、入居を求める人の中には、今の幕別町の公住の条件には含まれていない、例えばLGBTの関係の入居を希望とかというの、北海道全体の中では生まれ出でてきております。そういったこともありまして、まずは単身者の入居と、それから、今の条例に沿って入居、実際にはそういった事例は少ないとは思いますが、もしあれば、お示しいただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） まず、1点目のあかしや南団地の建て替えに伴いましての募集の状況ということでございますが、今年度解体いたしました5号棟、6号棟のお住まいの方、21世帯ございました。そのうち、あかしやに希望されている方が7世帯、そのほか新しくできた桂町西など、ほかの団地にお住まいになられている方が14世帯ということで、今度の建設、今しています新しい団地には、7世帯の方が仮移転から戻られて入られるという状況でございます。それで、令和4年度に解体いたします3号棟、4号棟にお住まいの方々が29世帯ございまして、そのうち2世帯の方が退去されるということで、残りの27世帯のうち、11世帯の方があかしやに戻りたいという希望の中、残りの方々もそれぞれ希望の団地に今お住まいということで、流れるということで、おおむね皆さん希望どおりの住み替えが進んでいる状況でございます。

それで、残りの1、2号棟の方々も今のところご意向はお聞きしているところでございますが、また新たに新年度になりまして、意向調査をした上で、残りの住宅についての確保と対策をしていきたいなというふうに思いまして、今のところ順調に希望どおり入居できているのかなというふうに思っております。

2点目の募集の関係でございますが、今それ1、2号棟の方の意向の確定をした後、改めまして、残りの住宅、札内に空いている住宅、募集をかけたいなというふうに考えておりますので、7月ぐらゐをめどに確定して、空き住戸を募集したいなというふうに思っております。

3点目の60歳以上の単身の方の入居の関係でございますが、今、単身入居されている方の世帯が283世帯ございます。入居戸数に占める割合につきましては、45%程度ということになっております。

4点目のLGBTの関係でございますが、今のところLGBTの関係での入居の相談は、今、承っていない状況でございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですか。

中橋委員。

○委員（中橋友子）　まず1点目のあかしや団地ですけれども、実際に住まわれている方たち、27戸のうちの11件があかしやに希望されている。つまり、11件以外の方たちは、あかしやには戻られないということになりますね。したがって、そういった住宅、戻られることを想定して改修進めてこられたのですけれども、一般公募、つまり公募をかける条件の中に、今度の新しい住宅も含まれてくるというふうに押さえてたいと思います。その時期は7月と考えていいのでしょうか。それとも、さらにもう2棟の改築計画ありますよね。それが終わらないと新しい住宅への一般公募というのは、かなわないのかどうか、もう一度お答えください。

それと、単身者の入居のことなのですけれども、現在283世帯が単身者、全体の45%ということですから、かなりの数だと思います。その中に、60歳以前の方、若い方ということも含まれていると思うのですが、もし割合が分かったら教えてください。

それで、最近やはり結婚する人たちがだんだん高齢化してきているというのがありますし、なかなか独身者が多くなっているという状況の中で、単身であっても公営住宅に住みたいという声があります。こういう声があっても、今、幕別町の場合は、特公住宅のここか、これは35歳までですから、その35歳を超えて60歳になるまでの期間が、もともと入居の条件としてそこでカットされるのですよね。こういった状況は、現状に照らしてそろそろ見直していくときではないかなというふうに思います。

もう一つ、かなり公営住宅の募集が多かった時期があります。しかし、今だんだん人口の減少も含めまして、減ってきているということも考えれば、そういう今までの募集要項については一定見直しを図って、現実にあった対応ということも必要ではないかと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（千葉幹雄）　都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二）　1点目の募集の関係でございますが、7月に募集を予定していると先ほどお話しさせていただきましたが、あくまでもあかしやの新しい団地以外の住宅、桂町西の新しい団地も含めて札内地域にある団地、めどが立ち次第、動向を見ながら募集かけたいなというふうに思っております。

それから、2点目の単身者の年齢構成ですけれども、283世帯という先ほどお話しさせていただきましたが、このうち60歳以上の方が218世帯という状況になっております。

それから、3点目の単身入居の関係でございますが、もともとこの公営住宅法ができたときは、同居親族要件といいまして、単身者の入居はできなかったということで、その後、法律の改正があって、障がい者や高齢者、このとき50歳の改正がありまして、また改正になったときには、障がい者の枠を広げたり、DV被害者、それから高齢者に関しましては60歳以上の方が対象、単身入居できる対象ということに法律の改正がありました。この法律の趣旨からいきますと、基本的には公営住宅、世帯向けであって、しかしながらその障がい者だとか高齢者に入りやすくするような法律の改正があったということで、その後、地方分権改革の関係で、入居基準については条例で定めるということで、本町において条例で定めておりますが、この法の趣旨にのっとって同じようなつくりの条例にさせていただいておりますことから、基本的にはやはりその障がい者や高齢者の方が入りやすいような環境は、ある一定程度整備しておかなければいけないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄）　中橋委員。

○委員（中橋友子）　あかしやの件は分かりました。

それで、入居基準のことにしてなのですけれども、今お答えいただきましたように、あくまでも、いわゆるその低所得者であったり、障がいを持っている方であったりというようなことで、そういった方たちに、きちっと提供してくるという点では、非常に大きな役割をこれまでも果たして来られたと思うのですよね。そして、まだまだ持家という流れになる以前は、本当に倍率が3倍、5倍というようなときもありました。しかし、現実には、今、倍率どのぐらいになっているのか、分かたら教えていただきたいですけれども、これぐうんと下がってきているのだと思うのですよね。長期に空い

ている住宅というのも、それも条件によるのでしょうけれども、目につくようになりました。有効な活用というのは、やはり必要ではないかなというふうに思います。単身者の方の、そういった障がいなども持たない方たちで単身というのは、やはり今の雇用状況からいって、いろんな雇用形態があつて、なかなかその年齢に行っても単身で正職に就けない、つまり非常勤職員といいますか、そういった状況も増えています。ですから、そういったところに門戸を開くというのも、一考を要するのではないかと。

それから、先ほどの LGBT は、これは全道では 2 年前、札幌市が初めて実施したのですよね。実績をつくっているのですが、これも全体のいわゆる今の多様性を尊重するというふうに考えていけば、この点もやはり入居の条件の中に、適当かどうかも含めて検討するときが来ているのではないかと思うのです。

私、改めて、今回、公営住宅の入居条件の幕別町の条例や規則を読んでもみしたら、まだまだ、これ極端なのですけども、例えば引揚者だとか、中国から帰ってきた方たちを優先して入れますよとか、あるいは炭鉱離職者を優先しますよとかというのがまだまだ残っているのですよね。これは、こういう方たちに提供してきて、本当にさっき言ったように役割果たしてこられたと思うのです。それが、今もこれがあってはだめだということではないのですが、こういう経過を経て、今の本当の意味の公住を必要とする人たちに提供するためには、この条例のままでいいのかどうか、改善する余地があるのではないかと私は思います。改めてご答弁いただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 都市計画課長。

○都市計画課長（河村伸二） 1 点目の単身の入居の関係でございますが、募集につきましては、今、全体を通しまして 1 倍を切っているのが現状でございます。全体を通しましての 1 倍でして、実のところやはり人気のある団地につきましては、1 戸募集して 4 世帯だとか、4 倍になるというケースもあります。設備関係だとかが充実している新しい住宅というのは、やはり募集倍率が高くなるような動向にございます。

それで、残りの住宅といいますか、応募に至らなかった住宅については、やはり随時募集になったりと空きがあるのが現状でございます。それに絡めて、その単身者ということでございますが、それをやはり今後は募集倍率や空きの状況などを踏まえて、本町におきましても、忠類地域、過疎地域につきましては、単身入居を認めているところもございますので、それらと同様で整備というのも、今後の検討課題ではあるのかなというふうに考えてございます。

次に、LGBT の関係でございますが、本町、今、現状は相談はございませんが、やはり国や北海道の動向見ながら、必要となる場合については検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。ございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） それでは、8 款土木費につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、9 款消防費に入らせていただきます。

9 款消防費の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） それでは、9 款消防費についてご説明申し上げます。

201 ページをお開きください。

9 款 1 項消防費、1 目常備消防費 5 億 8,621 万 1,000 円であります。

本目は、1 市 18 町村で構成する十勝広域消防事務組合への分担金であり、本年高機能消防指令システム及び消防緊急デジタル無線の情報系機器の部分更新に係る経費が含まれております。

2 目非常備消防費 4352 万 2000 円であります。

本目は、幕別町消防団に関わる経費であり、説明欄の上段、消防団活動推進事業 3,937 万 5,000 円

は、主なものとして、1 節報酬は消防団員 155 人分の年額報酬と、これまで 8 節旅費で支給していた災害や訓練出動に係る費用弁償を報酬として支給することとし、新たに 155 人分の出動報酬を計上したものであります。

202 ページになりますが、17 節備品購入費は 29 年度から 2 か年で整備した消防団員用防火衣の 30 年度整備分に係る備荒資金償還金のほか、7 月に江別市で開催される消防操法大会出場に当たり、消防ホースなど、訓練用備品の購入に要する経費であります。

次のページになりますが、説明欄中段、非常備消防施設維持管理事業 414 万 7,000 円は、消防団施設及び車両に係る維持管理に要する経費であります。

204 ページをお開きください。

3 目消防施設費 7,587 万 2,000 円であります。

本目は、消防施設、消防車両の整備、管理に要する経費であり、上段の消防施設整備事業は、主なものとして、14 節工事請負費は糠内地区に配備する水槽付消防ポンプ自動車の更新と、幕別消防署の老朽化した地下タンクの漏えい防止のためのライニング工事、幕別消防署と札内署のオーバースライダー、車庫のシャッターであります、その修繕及び更新に係る工事であります。

18 節負担金補助及び交付金は、消火栓取替工事に伴う負担金であります。

4 目水防費 47 万 5,000 円であります。本目は水防対策に要する経費であり、次のページになりますが、15 節原材料費は、水防活動に伴う土のう袋等の資材の購入に要する費用が主なものであります。

以上で、消防費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） 先日、令和 4 年度の団員報酬の賃上げといいますが、条例案に賛成をいたしました。それは、年額 3 万 2,000 円を 3 万 6,500 円となるということです。私は、町民が求める安全・安心のために行う業務として、非常に危険度が高い、その割には報酬が低いのではないかと思います。そこでまず、この団員の年間の総トータルといいますが、出動だとかもろもろの報酬が当たりますが、1 人当たりどのぐらい年間出るのか、まず 1 点目伺います。

続きまして、災害に従事した団員は、昨年までは 1 日単位を 4 時間としておりましたが、今年から 7 時間 45 分といたします。それによって、拘束時間が長くなったような気がします。それにより自分の本来の業務に戻るのが非常に厳しくなったのではないかなと。報酬の低さ、それから業務に戻ることの厳しさなどを考えましたら、やはりこれは消防署の広域化によって、何かがあったら、いろんな他の町村から署員が駆けつけてくれるということで、私は団員が少なくなってもいいのではないかと、そういう施策に思えるのですが、いかがでしょうか。

3 点目、年額報酬が非常に低いので、これは町単独で補助を出すことはできないのか。

以上お伺いいたします。

○委員長（千葉幹雄） 消防担当参事。

○消防担当参事（田中弘樹） 今のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目なのですが、年間の消防団員の報酬の金額ということなのですが、これにつきましてはちょっと災害の件数によって変わってきますので、あと年額報酬につきましては、各団員さん、班長、部長等、金額が変わってきますので、トータル平均というのはちょっと現在の、今、資料もちょっと持っていないのですが、というところでちょっとばらつきがあるかなというところだと思います。

2 点目の 4 時間から 7 時間 45 分という、その拘束時間が長くなるというところなのですが、災害が収束した場合には、団員さんは引き揚げてもらって、自分の仕事に戻っていただくという形を取っていますので、この 4 時間から 7 時間 45 分になったことで、拘束時間が長くなるということではないというふうに考えております。

それと3点目の、やはり消防団員さんにつきましては、町単独の補助ということだということですが、この辺についてはまた、今回、年額報酬、団員さん分、副団長については、報酬が上がった状態です。それで、各十勝管内の町も同じぐらいの金額になっているというところなのですけども、さらにその金額を上げるということでの質疑だと思いますが、その辺については協議していきたいなというふうに、検討していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 要するに、総額2,410何万円ですよね、報酬は。それを155人で割ったら、取りあえずの概算の数字は出るのではないのでしょうか。私が出したところ1万6,000円にならない程度、いわゆる月1万2、3千円の報酬になるのかなと。これで消防団員を、あの危険な場所に行ってもらって働く、町民感情として非常に求めづらいのではないかと、そう思って、私は1人当たりどれぐらいのお金が年間払われるかということ、ちょっとお聞きしたものです。

続きまして、拘束時間、これ4時間だったのを7時間45分にしたと。要するに、7時間45分出動しないと1日分の出動報酬というのは出ないのではないかなというふうに読み取ったのですが、そういうことではないのでしょうか。

それから、これだけのやはり危険な仕事を求めているわけですから、私は年報酬3万円何がしというお金は、本当にこれでいいのかなと。これは全町民を挙げて検討して足せるような形を取るべきではないかなと思いますが、それは検討程度で終わりなのではないでしょうか。検討しなければ次に進まないのでしょうかけれども。私はそれを強く求めたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 消防担当参事。

○消防担当参事（田中弘樹） 1点目の報酬料少ないというお話だと思いますが、その十勝管内のバランスというのもありますし、その辺は、今後、報酬の引き上げ等も検討していかなければならないなというふうに考えております。

2点目の時間ですね。7時間45分、もう出動した時点で、これは報酬金額が出るということで、7時間45分いないと報酬が出ないということではありません。ですので、その4時間、今まで4時間だったのですけれども、4時間超えれば、またさらにその同じ分の金額がさらに上乗せされるということで、今まではそうでした。今後も7時間45分、これを超えると、またさらに同じ分を支給するという形なので、その支給されるということで、この4時間から7時間45分変わったというところで、その差はなく、単純に支給額が上乗せされたという形になると思っております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 本当にこの年報酬、私は絶対少ないと思う。だから、団員もなかなか募集に応じてくれないのではないかと。そのところを本当に、定員を満たすためにはぜひ検討すべきだと思います。

以上、終わりです。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですね。

ほかにございませんか。ございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） それでは、9款消防費につきましては、ほかに質疑がないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、10款教育費に入らせていただきます。

10款教育費の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（山端広和） 10款教育費につきましてご説明を申し上げます。

206 ページをお開きください。

10 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費 230 万 3,000 円、本目は教育委員の活動に要する経費であります。

説明欄の教育委員活動推進事業は、教育委員 4 人の報酬、費用弁償及び交際費が主なものであります。

2 目事務局費 5,220 万 1,000 円、本目は教育委員会事務局の管理運営費、会計年度任用職員の共済費、各種負担金、交付金等に要する経費で、説明欄の教育総務事務事業 1,046 万 7,000 円は、18 節負担金補助及び交付金で、次の 207 ページになりますが、細節 7 教育振興会交付金は、教職員の研修事業のほか、児童生徒の英語暗唱大会や作品展の開催などに要する経費を交付するもの、細節 10 は、中札内高等養護学校幕別分校開校 10 周年に伴う記念事業に対する補助金であります。

その下になりますが、会計年度任用職員給料等支払事務事業 2,234 万 4,000 円は、教育委員会事務局の事務補助員 1 人、学校教育推進員 3 人、子どもカウンセラー 4 人の報酬や職員手当、共済費などが主なものであります。

208 ページになります。

説明欄の上段、学校運営協議会運営事業 164 万 1,000 円は学校運営協議会開催に伴う 48 人の委員報酬のほか、各中学校エリアで実施する乗り入れ授業等の教育活動に対する小中一貫教育推進交付金の交付などが主なものであります。

209 ページをお開きください。

説明欄の上段、魅力ある高校づくり支援事業 1,035 万 6,000 円は、幕別清陵高等学校及び中札内高等養護学校幕別分校における特色ある教育活動に対する補助金であります。清陵高校に対しましては、引き続きキャリア教育に必要となるインターンシップや資格検定に要する費用、部活動支援などを実施し、選ばれる学校となるよう努めてまいります。

210 ページになります。

3 目教育財産費 5 億 5,290 万 5,000 円、本目は小中学校と幼稚園教職員住宅 71 戸の維持管理に要する経費であります。

211 ページをお開きください。

説明欄の下段、学校教育施設整備事業 5 億 2,355 万 9,000 円、12 節委託料、細節 5 は札内南小学校の長寿命化改修工事に伴う工事監理委託料で、次の 212 ページになりますが、14 節工事請負費、細節 1 小・中学校等整備工事は、幕別小学校の高圧受電設備の老朽化に伴う更新工事や教職員住宅リフォーム工事が主なもの、細節 2 は札内南小学校長寿命化改修工事で、校舎及び屋内運動場を本年度から 2 か年にわたり改修工事を行うもので、令和 4 年度実施分であります。将来にわたって長期間使用ができるよう、外壁や屋根の断熱化、内装改修のほか、水道、ガス、電気等のライフラインの更新、バリアフリー化などを実施してまいります。

4 目スクールバス管理費 1 億 2,710 万 3,000 円、本目はスクールバス運行に要する経費であります。

12 節委託料、細節 5 はスクールバス運行 13 路線のうち 8 路線は町有車両を貸与し、残る 5 路線については車両を借り上げて運行をするために要する経費、細節 6 は魅力ある高校づくり支援事業に係るスクールバスの行事運行委託料で、中札内高等養護学校幕別分校が行う職業体験等に対してスクールバスを運行するための委託料であります。

17 節備品購入費は、忠類西部線のスクールバス 1 台の更新に要する経費であります。

5 目国際化教育推進事業費 1,566 万 2,000 円、本目は国際交流員による小中学校等の英語指導に要する経費であります。国際交流員 2 人が、中学校の英語教諭とチームティーチングによる指導や、幼稚園に訪問し指導を行う経費が主なものであります。

214 ページをお開きください。

6 目学校給食センター管理費 2 億 9,141 万 9,000 円、本目は幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターの給食提供と管理運営に要する経費であります。

説明欄の学校給食センター給食提供事業 2 億 4,969 万 6,000 円は、給食の提供に要する経費で、本年度児童生徒教職員を合わせて、幕別は 1 日約 2,580 食、忠類は 1 日約 190 食を見込んでおります。

1 節報酬、細節 2 の給食補助調理員報酬は、幕別 11 人、忠類 5 人に要する経費、2 節給料は幕別学校給食センターの調理員 6 人及び業務員 1 人に要する経費であります。

215 ページをお開きください。

10 節需用費、細節 60 は給食食材の購入に要する経費、細節 61 は児童生徒の給食食材購入に対する町の支援費用で、1 食 22 円として、年間約 43 万 1,000 食を見込んでおります。

12 節委託料、細節 5 は幕別 4 路線、忠類 1 路線分の配送に要する経費、次の 216 ページになりますが、細節 7 は給食の残渣残食を家畜用の餌として処分する経費であります。

17 節備品購入費、細節 2 の栄養管理システムは、幕別学校給食センター及び忠類学校給食センターで使用する献立作成や栄養計算のソフト更新費用、細節 3 は幕別学校給食センター調理場内に設置されている蒸気回転釜 2 台を更新する経費であります。

説明欄の下段、幕別学校給食センター維持管理事業 4,172 万 3,000 円は、学校給食センターの運営と管理に要する経費であり、10 節需用費のほか、次の 217 ページになりますが、12 節委託料が主なものであります。

218 ページになります。

2 項小学校費、1 目学校管理費 2 億 5,323 万 6,000 円、本目は小学校 9 校の管理に要する経費であり、今年度の児童数は、前年度より 12 人減の 1,367 人、教職員数は 147 人の見込みであります。

説明欄の小学校の維持管理事業 2 億 4,770 万 1,000 円、1 節報酬は町で任用する 7 校 7 人の学校事務補助員及び 6 校 36 人の特別支援教育支援員、臨時英語指導助手 1 人、219 ページになりますが、細節 4 は新たに医療的ケア児への支援のため看護師 1 人を配置するために要する経費であります。

220 ページになります。

12 節委託料は、小学校の管理清掃や警備などに要する経費、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験活動など特色ある学校づくりに対し、運営費を交付するものであります。

221 ページをお開きください。

説明欄の上段、学校健康診断事業 553 万 5,000 円は児童及び小学校の教職員に係る健康診断等の経費が主なものであります。

12 節委託料は、小学校の教職員のストレスチェックに要する経費であります。

2 目教育振興費 5,579 万 7,000 円、本目は小学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する経費であります。

説明欄の小学校教育活動推進事業 3,334 万 2,000 円は、222 ページになりますが、17 節備品購入費、細節 2 の北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金、細節 3 の学校図書の購入に要する経費が主なものであります。

説明欄の中段、保護者費用負担軽減事業 2,245 万 5,000 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、19 節扶助費が主なものであり、新入学用品費の入学前支給をはじめ、修学援助などの経費であります。

223 ページをお開きください。

3 項中学校費、1 目学校管理費 1 億 5,815 万 7,000 円、本目は中学校 5 校の管理に要する経費であり、本年度の生徒数は前年度より 13 人減の 684 人、教職員数は 88 人の見込みであります。

説明欄の中学校維持管理事業 1 億 5,482 万 5,000 円、1 節報酬は町で任用する 4 校 4 人の学校事務補助員及び 3 校 7 人の特別支援教育支援に要する経費であります。

224 ページになります。

12 節委託料は、中学校の管理清掃や警備などに要する経費、225 ページをお開きください。

18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は学校規模に応じた必要な管理費を、細節 5 は学校行事や体験

活動など特色ある学校づくりに対し、運営費を交付するものであります。

2 目教育振興費 5,415 万 7,000 円、本目は中学校の教育活動及び保護者負担軽減に要する経費であります。

説明欄の中学校教育活動推進事業 2,586 万 6,000 円になりますが、7 節報償費、細節 1 の講師謝礼は、町有であります平田オリザ氏を講師として招き、授業の中で演劇手法を用いたワークショップを実施するために要する経費、細節 3 は部活動などで優秀な成績を収め、全道、全国大会に出場する際の経費を補助するものであります。

226 ページになります。

17 節備品購入費は、細節 2 の北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業を活用して購入したパソコンやタブレットなどの償還金が主なものであります。

説明欄の下段、保護者費用負担軽減事業 2,829 万 1,000 円は、保護者の経済的負担の軽減を図るための事業で、18 節負担金補助及び交付金、細節 4 は保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的に、中学生の修学旅行に要する経費の一部を補助するものであります。

19 節扶助費は、新入学用品費の入学前支給をはじめ、修学援助などの経費であります。

227 ページをお開きください。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園管理費 1,679 万 9,000 円、本目はわかば幼稚園の管理に要する経費であり、本年度の児童数は 3 歳児 4 人、4 歳児 5 人、5 歳児 4 人の合計 13 人となる見込みであります。

説明欄の幼稚園維持管理事業 1,672 万 5,000 円は、わかば幼稚園の園長や事務補助員、幼稚園教諭や代替教諭の報酬や手当のほか、人件費が主なものであります。

229 ページをお開きください。

2 目教育振興費 8 万 7,000 円、本目はわかば幼稚園の教育振興に要する経費であります。

5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 1,634 万 9,000 円、本目は成人式や文化賞、スポーツ賞等表彰式のほか、小学生国内交流事業、中学生・高校生海外研修事業などに要する経費であります。

説明欄の社会教育総務事務事業 617 万 7,000 円は、生涯学習推進員 1 人分の報酬や職員手当などの人件費のほか、各種団体等に対する補助金が主なものであります。

231 ページをお開きください。

説明欄の下段、小学生国内交流事業 334 万 3,000 円は、コロナ禍の影響を受け、2 年連続で交流事業を中止したことから、今年度、埼玉県上尾市、神奈川県開成町、高知県中土佐町からの受入れに加え、本町からは中土佐町に小学校 6 年生 15 人を派遣するための経費であります。

232 ページになります。

説明欄の中段、中学生・高校生海外研修事業 593 万 2,000 円は、海外研修引率者 3 人分の旅費のほか、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 は中学 2 年生 16 人、幕別清陵高校 1 年生 3 人の海外研修参加補助が主なものであります。

2 目公民館費 1,202 万円、本目は糠内公民館及びまなびや相川と中里の管理運営経費のほか、しらかば大学運営に要する経費であります。

235 ページにお進みください。

3 目町民会館費 2,707 万 5,000 円、本目は町民会館の管理運営に要する経費であり、12 節委託料など施設管理に係る経費が主なものであります。

236 ページになります。

4 目郷土館費 1,283 万 4,000 円、本目はふるさと館、蝦夷文化考古館の管理運営などに要する経費であります。

説明欄の下段、ふるさと館・郷土館維持管理事業 1,176 万 2,000 円につきましては、1 節報酬のほか、次の 237 ページになりますが、2 節給料、3 節職員手当など、会計年度任用職員に要する経費が主なものであります。

令和 3 年度から、蝦夷文化考古館と千住生活館の機能を併せ持った多機能型交流施設の建設に向け、

アイヌ政策推進交付金を活用するため、前提となりますアイヌ政策推進地域計画を国と協議していましたが、過日計画認定を受けました。今後、蝦夷文化考古館に展示しております資料等の再調査やクリーニングなどの業務を行うため、新たに会計年度任用職員として、学芸員1人分の経費を計上しております。

238 ページになります。

5 目ナウマン象記念館管理費 1,521 万 1,000 円、本目はナウマン象記念館管理運営に要する経費であります。

説明欄の化石発掘調査研究事業 150 万 2,000 円は、ナウマン象の足跡化石の発掘調査を引き続き実施するもので、足跡化石発掘調査の鑑定等に伴う指導謝礼のほか、次の 239 ページになりますが、12 節委託料は、足跡化石の複製品制作委託に要する経費であります。

説明欄の中段、ナウマン象記念館発掘等体験講座事業 30 万円は、発掘体験講座等の専門機関への委託料と講座で使用する化石の購入経費が主なものであります。

説明欄の下段、ナウマン象記念館維持管理事業 1,340 万 9,000 円は、会計年度任用職員 3 人に要する報酬や職員手当などの人件費のほか、次の 240 ページになりますが、10 節需用費と 12 節委託料など、施設の維持管理に要する経費が主なものであります。

241 ページをお開きください。

6 目集団研修施設費 201 万 9,000 円、本目は集団研修施設こまはたの管理運営に要する経費であり、10 節需用費が主なものであります。

242 ページになります。

7 目図書館管理費 7,038 万 6,000 円、本目は本館札内及び忠類分館の管理運営に要する経費であります。

説明欄の図書館を核とした地域づくり事業 81 万 6,000 円は、1 節報酬として図書館協議会委員 12 人分の報酬のほか、次の 243 ページになりますが、13 節使用料及び賃借料は、AR 技術を活用し、図書館が関係課と連携し、コンテンツを策定いたしました郷土の史跡や地域の観光資源などについて、情報発信するために必要なアプリケーション、マチアルキの使用に要する経費であります。

説明欄の 1 つ目、図書館蔵書整備事業 821 万 3,000 円は、図書資料 3,683 冊、AV 資料 54 タイトルの購入に要する経費であります。

次に、説明欄の 3 つ目、図書館維持管理事業 6,112 万 7,000 円、1 節報酬は事務補助員 1 人とブックモービル運転手 1 人分の報酬、2 節給料は図書館司書 8 人分の給料などが主なものであります。

246 ページをお開きください。

14 節工事請負費、細節 1 本館南側通路改修工事は、舗装の経年劣化に伴い全面改修をするものであります。

17 節備品購入費は、北海道備荒資金組合の防災機材譲渡事業を活用し更新した、図書館 3 館及び中学校 5 校分のシステムの償還金であり、18 節負担金補助及び交付金、細節 6 は町民文芸誌まくべつの発行に係る交付金であります。

8 目百年記念ホール管理費 1 億 2,693 万 2,000 円、本目は百年記念ホールの管理運営及び忠類地区の生涯学習講座に要する経費であります。

説明欄の芸術文化後援事業 110 万 2000 円は、7 節報償費の忠類地区における生涯学習講座及び特別講演会に要する経費が主なものであります。

247 ページをお開きください。

説明欄の 1 つ目、百年記念ホール維持管理事業 3,537 万 5,000 円は、14 節工事請負費が主なものでありますが、大ホール舞台幕の更新に要する経費であります。

248 ページになります。

6 項保健体育費、1 目保健体育総務費 1,198 万円、本目はスポーツ推進員 12 人の報酬や大会参加奨励金のほか、各種スポーツ団体の活動支援に要する経費であります。

説明欄の上段、保健体育総務事務事業 410 万 8,000 円につきましては、7 節報償費、細節 3 の少年団や部活動などで全道、全国へのスポーツ大会に出場する際の、交通費や宿泊費など、経費の 2 分の 1 を補助する参加奨励金が主なものであります。

249 ページをお開きください。

説明欄の上段、スポーツ推進事業 69 万 4,000 円につきましては、7 節報償費、細節 1 の各種スポーツ教室開催に伴う講師謝礼に要する経費が主なもの、説明欄の下段、アスリートと創るオリンピックの町創生事業 382 万円につきましては、子どものスポーツを支えるための後援会や十勝 EZOKA フェスティバルの参加に係る経費のほか、250 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金、細節 3 のスポーツ合宿誘致に取り組むための補助金が主なものであります。

2 目体育施設費 1 億 3,284 万 3,000 円、本目は農業者トレーニングセンターや札内スポーツセンターの指定管理料をはじめ、忠類体育館、運動公園、陸上競技場及び野球場など、体育施設の管理運営に要する経費であります。

説明欄の屋外体育施設維持管理事業 3,488 万円につきましては、運動公園陸上競技場や野球場など、屋外体育施設の維持管理に要する経費で、12 節委託料や、251 ページになりますが、14 節工事請負費が主なもので、細節 2 は運動公園陸上競技場管理棟、倉庫大型シャッターの整備に要する経費であります。

説明欄の下段、屋内体育施設維持管理事業 1,467 万 9,000 円は、252 ページになりますが、14 節工事請負費の札内スポーツセンターアリーナ床ウレタン塗装工事に要する経費や、17 節備品購入費、細節 1 は農業者トレーニングセンタートレーニング室の機器の更新に要する経費が主なものであります。

253 ページをお開きください。

説明欄の上段、町民プール維持管理事業 3,374 万 8,000 円につきましては、町民プール 5 か所の管理運営に要する経費で、254 ページになりますが、14 節工事請負費が主なもので、細節 1 の幕別町民プールは、プール西側屋根の改修を行うもの、細節 2 の忠類町民プールは、昨年 12 月の強風により西側のモルタル外壁が倒壊したため、修繕工事を行うものであります。

以上で、10 款教育費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりしましたところでありますけれども、この際 11 時 20 分まで休憩いたします。

11：11 休憩

11：20 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて、再開いたします。

それでは、10 款教育費につきまして質疑をお受けいたします。

小田委員。

○委員（小田新紀） 3 点質問させていただきます。

1 点目、208 ページ、1 項教育総務費、学校運営協議会運営事業についてであります。毎回、質問させていただいておるわけですが、様々な課題について質問をこれまでもさせていただきました。今年度、町が考えてきた目標に対して、どんな成果と課題が見られたのか。そして、次年度、予算的にはそんなに大きな変化はないわけですが、こういった見直しを図られた活動が次年度されていくのか、お伺いしたいと思います。

2 点目、226 ページになります。3 項中学校費、報償費の絡みになりますが、いわゆる中学校の部活動改革について質問させていただきます。教職員の働き方改革の視点という中で、国も、今後、部活動改革についてよく叫ばれているわけですが、令和 5 年には大きく変わろうとしている中で、令和

4年度の中で、こういった取組をされていくのか。また、それに向けた予算について、どう計上されているか、あるいは予算を組み立てられていないのか、そういったことも含めてお伺いしたいと思います。

3点目、231ページと232ページに関わりますが、5項社会教育費におきまして、小学生国内交流事業、それから中学生・高校生海外研修事業になります。先ほどの説明の中で、今年度の取組についてお話がありました。とはいうものの、恐らく町のほうも、今のコロナの部分について、まだまだ懸念事項もあるのかなということで、前回の決算委員会だったでしょうか。事業できなかったときの代替事業、代わりについて、子どもたちにどういったことを考えられているのかということで質問をさせていただきましたが、先日の補正におきまして、この部分については、大きなお金の差し戻し、執行されないで差し戻しがありました。実際、中学生、今度の3年生につきましては、3年間、次年度、令和4年度事業が執行されないと、3年間丸々何もなかったというような状況になるわけで、実施ができるにこしたことはないのですが、子どもたちに対して、こういった狙いがある中で、大きな予算をつけている中、全く何もないということで、差し戻しということにならないであってほしいという願いを持って、その代替事業についても含めて考えられているのかどうかお伺いします。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 御質問の1点目、学校運営協議会に係るコミュニティスクール、こちらのほうの成果と課題ということであります。まず最初に、成果につきましては、一つの学園において、地域の幅広い方々の参画を得て学校支援活動などを行うに当たり、学校と連携、共同を行うためのコーディネーター機能を持ちます地域学校共同本部、こちらのほうの立ち上げ、さらに地域コーディネーターを1名決定し、地域学校活動協力員、こちらのほうも10名確保したほか、ほかの2学園においても、地域学校共同本部の立ち上げに向け準備を進めるなど、各学校においては一歩ずつであります、活動を進めてきております。

次に、課題といたしましては、1点目として、地域学校共同本部の設置とコミュニティスクールコーディネーターの配置というふうに考えておりますが、まずその前段で、学校において、どんなことを地域に担っていただきたいのかということが、明確になっていない部分も少なからずあるということも認めて認識しており、そのことも進まない原因であるというふうに考えております。

また、2点目として、地域住民や保護者に対する制度について、再度周知を行って理解を深めていかなければならないと考えておりますところが、ここに対しては、職員が出向き、従前とは異なる制度で、こういったことを学校で実施するために、地域の力が必要だということを理解していただくことが、再度必要だというふうに課題を持っているところでございます。

次年度に向けてということですが、令和3年度におきましても、令和3年度からコミュニティスクール本格導入というふうにお示ししておりましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大による影響により、各学校においても感染対策や感染者の発生等の対応に追われていたことや、地域の方々とのやり取りについても、感染対策により、会が開催できなかったり、スムーズなコミュニケーションが行われなかったということは事実であります。4年度につきましては、ただ止めているということにはなりませんので、課題を踏まえて、各学園において、学校、家庭、地域が目標やビジョンを共有し、連携、共同していくため、学校運営協議会を通じて、さらに理解を深めるとともに、各種活動の積極的な発信を通して、地域とともにある学校づくりを進めてまいりたいと思います。

1点目については、以上です。

○委員長（千葉幹雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 御質問のいただきました小学生の国内交流事業であります、2年度と3年度は中止になっておりまして、向こうと協議しながらスライドして、4年につきましては、全ての町、村、高知県の中土佐町と神奈川県の開成町、埼玉県の上尾市から、それぞれ受入れを予定して

おります。また、時期的には夏休みを予定しておりますが、その時期のコロナによっては、非常に厳しいのかなというところも想定はしております。また、交流事業がしばらく途絶えているということもありまして、それぞれの担当者とお話して、特別にというか、本来であれば全部受入れて終わるのですけども、高知県の中土佐町につきましては、こちらからの小学生の15名も受入れ可能だということで、ここにつきましては交互の交流事業を予定しております。

ただ、これ、もし中止になった場合の代替はなかなか厳しいのかなというところは考えておりますし、向こうの担当者とも時期を考えながら、そういった検討はさせていただければというふうに思っております。以前も冬にこちらに来れないかとかというお話もしたのですが、なかなか向こうの冬休みが短くて、うまく調整できなかったという経緯がございます。

次に、中学生・高校生の海外研修事業であります。こちらにつきましても、2年度行われていない状況でありました。前回の御質問のときに、代わりの事業を考えたいということで、令和3年度中に交流を行っております、オーストラリアのメルローズハイスクールの担当の方とお話して、リモートを利用してできないかということも考えてはいたのですが、なかなか日程調整もできずに、こちらが多くの方を対象としてやるということも、事前研修も含めると、ちょっと難しいという結論に至りまして、3年度につきましては行っておりません。

現在のところは、4年度、年度末、3月に行えればなというふうに思っておりますが、学校の担当の方にもちょっと相談して、こちらにつきましては、本来は向こうに行って交流するのが一番の子どもたちのためにはなるのですが、そういったこともちょっとなかなか難しいものですから、各学校から募集する方法ではなくて、既存の学年、対応していただける学校と協力していただける先生方の協力をいただきながら、一つのクラス、学年なのか、単位を小さくして、向こうとの交流をリモートでできないかというところは、今、調整しているところであります。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 御質問の2点目、中学校の部活動改革についてでございます。こちらにつきましては、小田委員がおっしゃったとおり、令和5年度からということで、国のほうではそのようなお話もございます。その中で、今年度、まさに小田委員も協議させていただいたとおり、モデル事業等もございまして、土日の部活動、そういったところでの講師の派遣であったりとか、そういうことで働き方改革につなげていくような取組が、今後行われていかなければならないということで、今年度を振り返って、そういった内容について確認させていただいたところではございますけれども、現時点では、部活動の関係、中体連の関係とか、いろんな部分がまだ見えてきていない部分、大会等ですね、そういった部分が見えてきていないところがございまして、その辺については、ある校長のほうからも教育委員会からというよりは、まず学校として、中学校の部活動をどうしていくのだという部分、そういった部分を考えなければいけないということから、校長会等でそういった部分を共通課題、共通の研究ということで、共有しながら今後いろいろ考えていきたいというところでございますので、教育委員会としても、そのお話を一緒に協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 小田委員。

○委員（小田新紀） では、改めて質問させていただきたいと思いますが、1点目、複数の学校で地域共同本部が出来上がってきているということですが、それに関わって、どういった声その協議会の中で上がってきたことによって、そういった結論に至ってきたのか。地域共同本部を立ち上げていったほうがいいのかというふうな流れになってきているのかということの経緯を、ちょっと説明いただきたいのと、それからコーディネーターも配置していきたいというような意図を受けましたが、これについてはどういった見通しを、ここはかなり人件費も必要になってくるのかなというふうに思うわけですが、そのあたりの見通し、あるいは何名といったことが、町として理想とされているのか。

それから、学校等々のいろんな周知がまだまだ不十分というようなところでありまして、それから

また学校が地域に対しての要望についてというところでの、なかなか把握しづらいといったところがありますが、かなりこの協議会についてはもう年数たっているわけで、その部分が今に至ってもまだ十分話し合えていないということについての原因は、どうお考えになられるか。私なりに予想するに、やはりはっきりした町としての、再三言っているのですが、柱がないといったところで、協議する皆さんも中心的な議題というか大きなテーマがない中で、ゴールが見えない中で話し合われているというような声も、委員の皆さんからも、それから学校側からも話を伺いますが、そのあたりの分析を改めて伺いたいと思います。

2点目のほうに移りますが、部活動改革につきてまして、方向性については分かりましたが、国の動きが見えてこなくてもというか、一定程度見えてきている部分もあるのかなというふうには思うわけですが、やはり学校教育に関わる部分ですので、教育委員会のリーダーシップというのは大きく必要だというふうに考えます。学校の声を聞くというのはもちろんのこと、また地域や保護者の声といったものも教育委員会がそういった場を設定して、やはりみんなで顔を突き合わせて、あくまでも今回の質問は教職員の働き方改革の視点でということですが、そういった部分で教育委員会なりの考え、方向性というのを、みんなで提案しながら突き合わせていくというような姿勢が必要ではないかというふうに思いますし、そのためのしっかりとした予算を取っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

最後3点目、直接交流するのがベストだというのは同じ思いではありますが、だからといって、できなかったときにやっぱり何もなかったというのが、これ1年目はしょうがないにしろ、2年目、3年目になってきて、そこが変わらないということも、やはりこれちょっと創意工夫がもっと必要だなというふうに感じるわけで、相手方となかなか日程調整もつかないということではありますが、今ずっと交流されている町、国とやれるのがベストではあるとは思うのですが、やはり本来の目的ということを考えていきますと、違う町であっても、違う国であっても、また別のやり方であっても、100%の目標達成にはならないかもしれませんが、80%、90%の目標に近づけられる施策はあるのではないかというふうに思います。これだけ大きな予算をせっかく組んでいるわけですので、そういった工夫というのを求めていると思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） コミュニティスクールにおける地域学校共同本部、さらにコーディネーター、その必要性と、どういった声があったかというようなお話かと思います。こちらにつきましては、共同本部の立ち上げに当たって、どんな声があったというよりは、もちろんその学園によって必要性を理解いただいたということでの立ち上げ、設置ということになるかと思うのですが、やはりコーディネート機能を持つ共同本部ということになりますので、各学園でそれぞれ管理職がいろんな事務を担っていただいているのかなという部分で、やはり学校の負担にもなってくるのかなというところで考えれば、こういうコーディネーター設置していくと、そういった負担ももちろん軽減されるのではないかとこのところも考えているところでございます。コーディネーターの設置については、コミュニティスクール、先ほどからもお話ししているように、各学園ごと、そちらのほうでの設置が望ましいのではないかとこのところ考えているところです。

こちらのほう、進まなかった理由というところで、ゴールが見えないというようなお話かと思います。こちらのほうは、先ほども申し上げたとおり、やはりもう一度周知しながら、最初の答弁でもお話ししましたように、職員が出向いて、再度御説明申し上げて、理解をいただくしかないのかなというところを思っていますので、令和4年度、そういった周知徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

部活動改革の部分でございます。小田委員おっしゃるように、まさに地域、保護者の声というのが大事だというふうに考えておりますので、こちらのほうは、まず働き方改革の部分のお話も出ましたのですが、令和4年度にはそういった時間外在校等時間の公表だとかというのを取り組む予定もしております。そういったことで、住民のほうにも教職員のそういった時間外、御理解をいただき

ながら、さらに部活動改革、今後どのように部活動を考えていくかという部分、十分に皆さまとお話をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 小学生の国内交流事業の代替、ここの町以外でもほかの町とかでも交流できないかということだったと思います。埼玉県上尾市との付き合いは非常に長くて、昭和 50 年から子ども会を中心に行ってきております。こちらの研修につきましては、行っても来てもホームステイがあるということで、非常に密の濃い交流事業を行っております。

それに加えて、平成 27 年度から本町と災害連携協定を締結している開成町と中土佐町との相互交流が行われました。こちらにつきましても、こういった経緯から、ほかの町とというところは、なかなか考えづらいところかなというふうには思っているところでもあります。できれば、個々の町と交流を行いたいなというふうには考えておりますが、できないのであれば、どうなのかというところですけども、先ほどもちょっと申し上げましたが、可能なのところは冬の行き来も含めて考えてみたいなと思っております。向こうの日程もあることでしょうか、そういった提案はさせていただければなというふうには思っています。

あと、中学生・高校生の海外研修事業であります。こちらにも縁があって、今、メルローズハイスクール、以前はカンバーハイスクールだったのですけれども、そこと交流事業ずっと行ってきております。こちらについては、向こうに行くのが 3 月の年度末、4 月に帰ってくるのですけれども、その前段から事前研修を含めたとしても、途中で事業がもし中止になったとき、なかなか代替も考えづらいなというところもあるのですね。昨年度みたいに早々にこの事業が中止になったというところであれば、機会を見て、向こうとは交流事業を進めていかなければいけないというふうな認識は持っております。この手法としてはどういったことがいいのか、行き来はできませんからリモートになるのでしょうか、向こうのクラス単位なのか、どういった時期かということも含めて、向こうの担当者こちらの国際交流員と連絡を取りながら、事業を進められるように考えてまいりたいなというふうに思っています。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 小田委員。

○委員（小田新紀） そこに関しては、1 つだけにさせていただきます。学校運営協議会のことで、各学園ごとにコーディネーターの設置を目指していくということでありましたが、これはまた年度途中にそういった増えていくというか、設置をされていくということも可能というか、予算として組んでいける準備があるのかということについての質問させていただきます。

それから、3 点目の交流事業については、課長おっしゃるとおり、やれるのがベストですし、今、交流あるところが最優先というのは重々分かりますが、こうやって続いている中で、2 年間も続いている中で、できないことが続いている中で、これは空振りで終わってもいいのですけれども、あらかじめできなかったことも考えて、しっかり準備しておくことは求めていきたいと思います。

1 点目の質問だけ。

○委員長（千葉幹雄） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 先ほど課長のほうから学園ごととお話ありましたが、これはあくまでも将来的な、そういった考え方ということで、まず学校の中で、地域とともにどうやっていくかというのは、まだしっかりと熟議も含めて取組が遅れています。なので、来年度は学校教育推進員、これは内部の中ですけれども、積極的に学校の中に入って、まずそこから動きをうまく活用できるように進める、これがまず第一に進めなければいけない部分だと思っています。その中で、実際に学園ごとに本当にコーディネーターが必要が出てくるかというのは、これは将来的なことになりますけれども、そこはそういった協議の中で必要に応じて、それは時期が来ましたら、そういった検討というのは必要かなというふうに思っております。

（関連の声あり）

○委員長（千葉幹雄） 関連、谷口委員。

○委員（谷口和弥） オーストラリアですね、中学生・高校生海外研修事業について関連の質問をさせていただきますと思います。

私自身も、2年間実施できていないわけですから、今年こそは実施に至ればいいなという、そういう思いでいるところであります。それで質問したいことの中身というのは、この参加者の内訳、対象となる参加者の内訳ですね。中学生が16人、高校生が3人を上限にという点であります。高校生のその上限が3人とする、この中身が令和元年度に開設した幕別清陵高校の1年生を対象にしているという、この点についてちょっと少し検討していただくべきだなと思っただけの質問であります。

2年間実施されていない中では、中学校時代に体験できなかった、そういう幕別町内の中学校生活を過ごした、そういう生徒さんも当然いるのだというふうに思うわけです。ここで清陵高校と限定してしまいますと、清陵高校には幕別の中学校出身者ばかりではない、当然、いろんな周辺の自治体からも来ている。中学校時代に逃してしまった高校生を救済する、そういう思いもなくはないのだと思うのですよ。ですから、ここで清陵高校の1年生をというふうに限定してしまうことは、柔軟な解釈をして、そしてほかの高校から、幕別の中学校時代を過ごして、現在も幕別町内から高校に通っているというようなことであれば、この対象に入れるべきではないかなというふうに思っているわけです。また、清陵高校の生徒さん、今も言ったように、いろんな自治体からも来ている。私はここで一般町民の方から、どうして清陵高校だけというふうに聞かれても、ちょっと答えに窮する。この2年間行けなかったということだけでなく、これからについても、この事業については清陵高校の1年生という限定をかけないほうがいいのではないかなと思うのですけれども、その点についてちょっとお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○委員長（千葉幹雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、谷口委員から御質問いただきましたオーストラリアの海外研修の件で関係がありますが、もともとは中学生16人は変わらないのですが、高校生は、以前は幕別高校1名、江陵高校1名で、高校生2名の枠で行っていただいております。大体中学生と一緒に高校生と事前研修を行う中では、リーダー的な存在として地域の子をまとめていただいて、海外に行っていただいたということなのです。それが、今、清陵高校になりましてから、1人増員して、3名の高校生枠としているところであります。これにつきましては、新しくできた高校の支援策ということではないですけれども、魅力ある学校づくりにつながればなという意味合いもありまして、できれば清陵高校から3名。で、学校に通いながら事前研修も行うものですから、それを幕別、札内で行う中では、近くて研修にも参加しやすいのかなというふうに考えるところであります。

また、今後それを變更して、実際その中学校に在籍する中で、手を挙げても行けなかったお子さんいらっしゃいました。その方、全てを救済するというのもなかなか難しいでしょうし、そういった志があれば、この後、どこかでそういったことにもチャレンジしていただければなというふうには思っているところではあります。現在としては、清陵高校以外の高校生を対象として、この事業を進めるという考えはありません。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の答弁は、あまりいい考えではないなというふうに思って聞いておりました。救済する考えはないのだということでありましたけれども、それは教育委員会のほうの考えであって、世間一般でいったら、そういうふうな考えは少数派ではないかなというふうに推察いたします。

魅力ある学校づくりに清陵高校、これは今現在、厳しい状況にあることから必要ですけれども、それはそれで事業があるわけで、これは幕別で育った子どもたちに、ちゃんと提供できるような条件をそろえるべきだというふうに思うのです。少なくとも2年間に対する救済措置という言い方も変なのだな。救済措置ではなくて、行けるチャンスを、学びたいというチャンスを生かせるのに、一般の幕別の中学校を卒業した生徒さんに、希望があれば行かせる道筋というのはあつてしかるべきだと思うし、繰

り返しになりますけれども、これからもそういうしばりはかけないことのほうが、これは幕別清陵高校の支援策ではないのだから、そういうことにはしないことのほうがいいのだと思いますよ。

同じ答弁になるかもしれないけれども、強く言います。改めてもう一度、答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） お話いただいたことも、そういった考え方もあるというのは分かりますが、今回、確かに中学生、本当に中止の決定をしたときに連絡をしたら、お父さん、お母さんから、本当に残念だ、行かせてあげたい、何としてでも、高校生になっても、大学生になってもいいというお話は、こちらでも寄せられました。それを全てその子のタイミングに合わせて、町のほうでそういった支援ができるかという、なかなか難しいところかなというふうに思います。また、高校に進学しましたら、そこでもいろんな部活をやられたり、学ぶことが広がってきて、こちらのそういった問いかけにも、のれないような状況もあるかもしれません。

ただ、町としましては、できれば今まで幕別高校、江陵高校の方々に行っていたいただくと、地域の子どもたちをまとめて連れて行っていただいたと、そういう流れを引続きこの事業に生かしていければというふうに思っています。行くまでの12回から13回、事前の研修がございまして。こちらの中で輪をより強いものにして、例年オーストラリアに飛び立って行っていたわけですが、そういったことも参加しやすいだとか、協力体制も含めて、清陵高校の3名というところは変える考えは今のところはございませんし、行けなかった子どもたちのこの後、こういった研修に参加できるようにしたらどうでしょうかということだと思っておりますけれども、そこにつきましても、現段階では今は考えていないところであります。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですね。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 1点だけお伺いしたいと思います。

ページ数、223ページ、1目学校管理費、説明の中学校維持管理事業のところになるのか、ちょっと定かではないのですが、中学校の制服の選択肢について伺いたいと思います。性的少数者に配慮する観点から、制服の選択肢が設けられる動きが道内でも広がっております。その中で、本町として5校の中学校では、どのようにジェンダーレス制服の検討がなされているのかいないのか、そういう声が上がった学校はないのかお伺いしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） ジェンダーレスの制服の関係でございまして。こちらについては、どちらの学校というわけではなく、現在そのようなお話した場合については、保護者の方等ともお話ししながら、どちらの制服も選択できるようなそのような体制にはなっております。ただ、男女兼用の制服だとか、そういったものに全てを変えるだとか、そのようなことについては、あくまで各学校での対応になるのかなというふうに思っております。

さらには、一斉にということになれば、今、業者の方も既存の制服の在庫もあろうかと思います。ですので、それぞれの学校で、それぞれのタイミング、そういった形で見直しが図られて、次の改定の場合は、そういうふうに制服が変わっていくのかなと思うのですが、現在のところについては、現状のままと、そういったお話が出れば、どちらか選択できるように対応していくというふうな考えでございまして。

○委員長（千葉幹雄） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） では、そういう声はまだ上がっていないということに理解してよろしいのでしょうか。

今、結構、ジェンダーレス制服ということで、道内でも大変広がってきているということなのですが、近隣町村でももう進められていて、2024 年からジェンダーレスの制服制度を入れるということも一般紙に出ておりましたが、やはり今こういう多様な子どもたちの環境から、自由にもう選択できるような体制にしていくべきではないかなと思います。また、ジェンダーの配慮、機能性、そして経済面も含めると、これからの時代にふさわしい制服の選択ということも、きちんとうたっていくべきではないかなと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 本当におっしゃるとおりで、まずは保護者の方からやはりお話が出てというところに、地域の方だったり、そういうことになるかと思うのですけれども。また、そういった形になれば、校内での制服検討委員会、そういったものを立ち上がりながら、どのように変えていこうかというようなものが、それぞれの学校で行われていくのかなというふうに考えております。ですので、決してやらない、そういうことを行わないということではなくて、そういった保護者であったり、そういった方の声を聞き取りながら、そのようになった場合には、一緒に教育委員会としても学校と一緒に協議のほうというか、相談のほうをさせていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） いいですか。

ほかに。

酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 1 か所伺います。222 ページの 2 目教育振興費の保護者費用負担軽減事業（小学校）、同じ 226 ページの中学校の保護者費用負担軽減事業も併せて伺います。

この今回の予算は、認定者数、認定率、それぞれ小中学校どの程度を見込んでいるのかという点が 1 点。

2 点目は、文部科学省が、来年度から新入学児童の学用品等を 3,000 円引き上げるという決定をしていますが、町も同じような対応を取るのかどうか。

3 点目は、この就学援助の費目の中に、視力の低下によって眼鏡を購入する子どもさんへの補助について検討されたのかどうか。

最後ですが、今、コロナ禍で、その前から消費税が引き上がってということで、さらにこの間、ガソリンなどの値上げ、今後検討されている物価の引上げなど、子育て世帯にとっても先々の不安が増すばかりという状況がありまして、収入が増えない中で、こういった動きで可処分所得が減っていくという状況があると思うのですけれども、認定基準の引上げについて検討されたのかどうか伺います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、保護者軽減負担、その中の就学援助に係る部分かなと思うのですが、そちらのほうの認定率のほうでございますが、小学校で 15%、中学校のほうで 19%ということで見込んで予算のほう計上しております。

続いて 2 点目、新入学の扶助費に係る単価のお話かと思います。こちらの 3,000 円というお話ですが、こちらのほうについては、3,000 円増というのは、町としても同じ対応で同様に行っているというものでございます。

続いて 3 点目、視力低下に係る扶助費の検討をということですが、こちらについては、改めてそういった眼鏡の関係についての購入扶助ということかと思うのですけれども、そちらのほうについて検討していないというよりは、強く伺っていないというところから、そちらのほうについては行わないというようなところでございます。

続いて、最後に 4 点目、基準額 1.3 倍という部分の基準額のことなのですが、これは常にお話もいただくものでございますし、教育委員会としても緊急に考えをしているところでございますけれども、改めて幕別町が際立って低いだとか、全国的に見ても 1.3 倍というのは妥当な数字というような判断をしておりますことから、今のところは現状のままというふうに考えているところでござい

ます。

○委員長（千葉幹雄） 酒井委員。

○委員（酒井はやみ） 3点目の眼鏡の件ですけれども、まだ眼鏡について助成しているというところはまだ多くないのですけれども、神奈川県では各市が年1回、1万8,000円までだとか、小中学校の間、1回5,000円だとか、いろんな形で扶助していきまして、お子さんの視力ってずっと変化していくので、何度も眼鏡を変えなければいけない。1回変えるのに数千円はかかるということで、負担感もお聞きしているところなんです。町でもそういった声がないかどうか、今後ぜひ注意していただいて、検討していただけたらというふうに思います。

最後にお答えいただいた点ですけれども、全国のほかの市町村と比べて、基準もそんなに妥当だということだったので、このほかの市と比べてというよりも、子育て世帯の今の所得の状況だとか負担感、ほかの物価、非常に値上げして、今後も生活必需品の物が値上がりされる計画がずっと出ていまして、日銀でも物価の上昇率について、当面はプラス幅をはっきりと拡大するという見通しも示されています。ぜひ、町の子育て世帯の状況から引上げが必要かどうかということを、今後も検討していただきたいと思います。

以上です。答弁をお願いします。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、眼鏡の購入扶助という部分のお話でございます。おっしゃるとおり、こちらのほうについては、そういった保護者等の声はずっと聞いていきたいなと、聞かないということではなく、聞きながらそういった部分、研究していきたいというふうに考えております。

続いて、基準の1.3倍の部分のお話ですけれども、これにつきましても、決して1.3のまま変えないよと言い切っているわけではなくて、その都度その都度、その時代背景を考えながら、1.3が妥当かというような部分は、教育委員会のほうとしても今後引き続き考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですね。

ほかにまだありますよね。

（ありの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 12時過ぎました。

この際、審査の途中でありますけれども、13時まで休憩いたします。

12:02 休憩

13:00 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて、再開いたします。

教育費でありますけれども、ほかに質問ございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは、質問させていただきます。

ページ数でいうと209ページ、2項事務局費の26目公課費ということになります。その中の魅力ある高校づくり支援事業について質問をさせていただきたいと思います。

先ほど説明の中で、教育部長から「選ばれる高校に」ということでの予算であるということの説明があったところであります。新聞報道の範囲で言うと、今日から37人の2次募集が行われると。つまり、そのことから逆算すると、定員120人のところ83人の入学者が確定していて、残り37人の定員は空きに対しての募集が今日からかかっているという状況であります。去年は1.6倍という高い倍率で、少し胸をなで下ろしていたのだけれども、結局入学者は97人ということだったと思いました。定数割れを行っている。なかなか定員いっぱいになるということは、今4回目の新入生を迎えるところでありまして、なかなかそこには至っていないというのがこれまでの経過であります。

魅力ある学校づくりに対する予算ということがありましたけれども、まずはこの魅力あるというのは、誰にとって魅力があるということでの予算立てになっているのか、そのことを確認させていただいた上で、ちょっともう少し入らせていただきたいと思います。誰にとって魅力があるというふうにする予算を提案されていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 魅力ある高校づくり支援事業、魅力あるという言葉ですけれども、こちらもちろんそちらの高校に進学したいという生徒に対してというのが、まず大きな部分あり、さらにやはりその保護者皆さま、そういうふうに思っただくように、さらには幕別町、この地域において魅力あるというような大きな3点だというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 今の答弁は非常に好感が持てる答弁だったかなというふうに思います。

幕別清陵高校の生徒さんが、充実した学校生活を送るためのお金であり、そのことが地域に伝わるようになる。中学生や中学生を持つ保護者の方や、それから中学校の教諭、そういう立場の人たちが、清陵高校ってなかなか魅力があるなと思ってくれるための予算であることから、当然まずは学校生活がちゃんと充実しているのだということの客観的なものが必要なのだと思うのですが、新聞報道の情報に頼りますが、いろいろと清陵高校さんも取組が行われていて、なかなか活動をしていらっしゃるというふうに私は思っているのだけれども、そのことが直接定員の確保にということに至っていないのが、今までの経過であるというふうに思います。金額で言うと、今回も1,035万6,000円という金額が予算として提案されていて、これは昨年度同額でありますから、ということであると施策が同じですので、恐らく清陵高校に1,005万6,000円が予算で組まれているのだろうというふうに思います。この金額はなかなか大きい金額なのだというふうに思うのですよ。

史をいろいろひもときますと、平成30年、これはまだ清陵高校が開校していなくて、中札内高等養護学校と幕別高校と江陵高校の時代でしたけれども、3校合わせて725万円という金額でありました。翌年から清陵高校が加わって4校になって、金額は少し増えました。大分増えました。1,275万円になり、令和2年、翌々年は1,180万円になり、そして令和3年からは2校減りました。中札内高等養護と清陵高校だけになって、今の金額となっているわけであります。学校が多いと、どうしてもやっぱり重なる部分もあったりして、金額は大きくなるのだというふうに思いますけれども、学校数が減っていてもなかなか高額な金額があつて、だからといって幕別高校と江陵高校の生徒数を合計した数には、大分減ってしまったということになります。

幕別町においても、学校の学級の間口が少なくなるということの経験はこれまでもあつて、そのことによって負の連鎖が始まる。負の連鎖と言いかたもあれですけれども、当然様々な部活に支障は生じるだろうし、学校教員も減っていくだろうし、やがてはさらにということになっていく、そんな経験もしているところであります。だから、何としても、議場でも何度も申し上げていますが、こり清陵高校を1学年3間口の学校でずっと維持できるような、そういう施策が必要なのだというふうに思います。

今回の1,035万6,000円というお金ですけれども、ですからこれら金額が、お金が2校に投じられることは、ほとんどが清陵高校に投じられることは、清陵高校の学校の支援にとっては、非常に役に立っていると思うのですが、それらがちゃんと中学生、保護者、それから学校に届いているのかどうなのか、その辺の雰囲気や教育委員会としては、どう感じているのかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 幕別町魅力ある高校づくり支援事業補助金ということで、保護者の方どのように理解されているかという部分でございますが、まず学校のほうからも、各中学校のほうにも、この辺のお話をさせていただいて、清陵高校ではこのように町からの支援もあつてということで、進路指導とかでも役立ててお話をさせていただいていたり、あと学校説明会やオープンスクール、

そういったときにも保護者の方も行きたいよという生徒も来られる場で、学校紹介の中で、そういったものを紹介させていただいているというところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） どのような支援するのかということの中身については、どのように話されているのか知りたいと思うのです。学校側と、きっと協議をして、そしてこういったことに予算を、こういった事業をやりましょうということで、継続していращやるのだというふうに推察はしますが、まだ4年なのかもしれませんけれども、必ずしも入学者確保という点では、いい成果に結びついていないということの中では、大きな見直しも必要なのではないかなと思うのですけれども、私が知りたいのは、学校からこんなことを支援してもらいたいのだということは当然あるのだと思うのです。それに対して、ちゃんと教育委員会のほうでイニシアチブを取って、この議論に乗っているのかどうかということを確認させていただきたいのです。お願いします。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） おっしゃるように補助金の中身につきましては、毎年度毎年度、高校のほうと協議をさせていただいて、こういった支援策がいい。教育委員会としてもどうだろうという部分は、本当に密に協議をさせていただいて、決めさせていただいているところであります。なので、当然その年度その年度、ニーズが変わってくる場面もあるかと思いますので、そのニーズに合った支援策というのを協議しながら決めていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 分かりました。

それでは、成果のことです。実際、来年度のこと、それから来年度の新規入学者のこと、それから学年が進む中で、途中で義務教育ではありませんから、学校を去っていくということもあるのだと思うのです。その中では間口が減ってしまう人数になる、そんな可能性も含めてすごい危機感の感じる状況にあります。学校との連携はもちろんでありますけれども、今やっている様々な施策が、町としては入学者の確保ということは重大な課題ですから、そちらのほうに重きを置いた、そういう姿勢にしていかないと、この1,000万円を超える金額が町税から出されるということは、慎重にならざるを得ない。町の利益に、通っている生徒さんだけでなく、町民全体に利益がちゃんと、利益と言ったら変ですね。町民全体が納得できるものでないとならないと思うのだから、しっかりと見直しも含めて検討をすべきと思うのですが、いかがですか。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 入学者数の減ということは、教育委員会のほうとしても、今回の人数については重くといいましょうか、きちんと捉えているところでございます。清陵高校4年目ということで、3年生が卒業されて、それぞれ進路というのがやっと見えてきたのかなというところも思っております。進学率約6割、そして就職が約4割近くということでの進路も見えてきて、進学の中には国公立の大学であったりだとか、そういったところもどんどん見えてはきていますので、またそういった部分が保護者のほうにも広く伝わっていくのかなというところで、また来年度は期待したいというところもございますけれども、今おっしゃった制度の見直しという部分は、さらに魅力につながるよう、高校とも協議をさせていただきながら、もちろん見直すべき点は見直ししていくというふうにして、進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 最後にしますけれども、今一般入試の入学者数が確定したところでありますけれども、幕別町内から入学する生徒、83人中何人いるのか、もし教育委員会さんのほうで押さえていたならば、教えていただきたいなというふうに思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 申し訳ございません。例年であれば、その都度は整理はしていくのですけれども、今回そういった数字については押さえてございません。申し訳ございません。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

藤原委員。

○委員（藤原 孟） ページ 242、7 目図書館管理費。

昨年まで、図書館事業委員活動費交付金 45 万円という項目があったのですが、今回どこを見ても記載されていないので、この項目、また予算は消えたのでしょうか、伺います。

○委員長（千葉幹雄） 図書館長。

○図書館長（天羽 徹） 図書館事業委員交付金についてでございますけれども、名称を変えまして計上させていただいております。額につきましても 45 万円から 51 万 1,000 円という額に増額しているところでございます。名称につきましては、予算書 246 ページのところに、細節 6 番、町民文芸まぐべつ編集委員活動交付金という形に変更させていただいております。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 藤原委員。

○委員（藤原 孟） 分かりました。

町民文芸まぐべつという名称が初めて、38 年かかりまして、この予算書に出たのだと。これで多分まぐべつ文芸を作っていこうとする人たちも、また励みになって、ますます作っていこうという気がする。それになおかつ予算が 51 万 1,000 円、45 万円、6 万円何がし増えた。本当に予算をよくつけていただいた。これもまた励みになるのではないかと思い、答弁は要りませんけれども、褒めてきています。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

野原委員。

○委員（野原恵子） 2 点お伺いいたします。

ページ数は 211 ページ、3 目教育財産費、12 節委託料の施設周辺環境整備委託料、この点についてお聞きいたします。

今、学校のグラウンドなどの除草に、農薬であるグリホサート系の除草剤が使用されているのかお聞きしたいと思います。というのは、グリホサートは国際がん研究機関が、人に対して発がん性がある、このように指摘されております。また、近年輸入蜂蜜から基準値を超えるグリホサートが検出され、環境への影響も指摘されております。今、世界的には使用禁止や使用制限の動きが強まっております。学校、保育所、公園などは最も安心・安全の配慮が必要な施設ですので、この点にお答えを頂きたいと思います。

2 点目です。222 ページ、2 目教育振興費、17 節備品購入費、この項目当たるのかなと思ういますので、違っていたら教えていただきたいと思います。今、ベンチャー企業が開発しております、特定の遺伝子を壊して、遺伝子操作技術、ゲノム編集を使って食品や動植物の開発が進められております。昨年、ゲノム編集トマトが各地で栽培され、今、市場では販売が始まっております。このベンチャー企業が、今年から障がい児や福祉施設にゲノム編集トマトの苗を無償で配布しております。来年には、小学校に苗を無償提供する計画を持っているとされております。遺伝子操作作物の問題点を知らない子どもたちに、安全性も確かめられていないまま栽培させ、食べさせるのは、大きな不安がありまして、保護者などからも疑問の声が出されております。教育委員会に苗が届けられた場合、受け取るのかどうか、この点についてお聞きいたします。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 学校施設周辺の除草に係る農薬を使用しているかという部分でございますが、具体的に、今、野原委員おっしゃったような除草剤が使われているかどうかというのは、詳細については確認はしておりませんが、当然学校施設ということでもございますので、まずは基本は除草であれば草刈りというところをまずメインにしながら、どうしても砂利の部分だとか、除草しなければならない部分は、そういった除草剤は使用していないというふうに認識しているところでは

ども、詳細などといった農薬使っているかどうかは、確認していないところでございます。

続いて、ゲノム編集のトマトの苗という部分なのですが、そのような苗の提供のお話は伺ってはおりますけれども、受け取る、受け取らないという部分については、ちょっと詳細承知していないというところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） 除草剤の関係なのですが、ぜひ確認していただきたいと思います。今、外国、特に資料のほう読ませてもらいますと、アメリカでは校庭の整備作業中に、こういう除草剤を使用していた男性ががんを発症して訴訟になっているとか、そういう問題が起きているのですが、EUや何かでは規制をきちっと強めているのですが、日本は逆に規制を緩くしたということもありまして、そういう点では国際基準に合わない対応をしているということも指摘されておりました、特にそういう子どもですとか、病院ですとか、公園ですとか、そういうところの施設の除草剤の使用が非常に不安視されております。ぜひ調査をいたしまして、そういう使い方をされているのであれば、発がん性の問題、体に与える影響、環境に与える影響も大きいものですから、早急に調べて対処していただきたいと思います。

2点目のゲノム編集トマト、この前のことなのですが、既に関わる団体が各自治体、教育委員会などに調査をした結果、今1月中旬までには北海道179の市町村にそういう調査をした結果、14自治体、16の部局が受け取らない、このように答えているということも報告されております。なぜ受け取らないかといいますと、まだまだ安全性が確認されていない中で、そういうものを小学校で栽培して、栽培した場合には給食ですとか、そういうところに使われる可能性もありまして、大変不安視されております。ですから、実際に各市町に対して、要望も出されているということですので、幕別町でも認知しているということですので、その点の調査もしっかり行って、対処していくことが大事ではないかと思っておりますので、その点についてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、除草剤の点であります。お話のとおり、まずは除草剤を使用しているのかということからも確認させていただいて、さらにどういった成分のもの使っているのかということを確認した中で使用していいものか、使用がふさわしくないものなのかということ、研究ももう一度勉強させていただいて、不適切なものであれば、もちろん使用しないように指導していきたいというふうに考えております。

2点目のゲノム編集のトマトの苗の受領の関係でございます。大変申し訳ございません。お話が来ているというところまでしか、ちょっと私自身も承知していないものですから、その部分を再度ちょっと確認はさせていただきながら、野原委員のおっしゃるように、慎重に受け取ることについては考えていきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 野原委員。

○委員（野原恵子） 除草剤の件なのですが、国で学校、保育所などに農薬使用は避ける、このようなことを国はガイドラインを作っているのですね。ですから、町でもそのガイドラインに沿った対応がきちっと守られているのか、その点が問われるのではないかなと思っているのです。国がそういうガイドラインを出しているのであれば、町としてもこのガイドラインに沿った対応を既に行っていないかではないかと思っておりますが、その点、もう一度確認させていただきたいと思います。

また、このトマトの件については、ぜひ教育委員会でも、さらに研究していただきまして、他の調査結果、回答結果、受け取らないという自治体が多くなってきているのですから、町としてもそういう対応をきちっとしていくことが大事ではないかと思っております。これは遺伝子进行操作していくということで、原爆投下されたときの遺伝子がおかしくなっていく、そういうことと通じるのではないかという疑問の声も聞かれておりますので、ぜひその点の検討も進めていただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、除草剤の部分でございます。先ほど申し上げましたとおり、学校施設だということがありますので、基本的には除草剤を使っていないというところは大前提として、こちらのほうでも認識しておりますが、大変申し訳ございません。私自身勉強不足で、本当に詳細まで使っていないのかという部分を確認していないものですから、もしその辺を確認もさせていただきたいという意味で申し上げました。おっしゃるように、やはり児童生徒、外の砂利を触ったりだとか、土を触ったりとかという場面があるかと思うますので、基本的には除草剤使っていないというのは、まず認識の中でも使っているかどうかの確認をさせていただきたいという部分でございます。

続いてのトマトの苗の部分については、本当にこちらも大変申し訳ございません。お話を聞いているだけで、実態を私自身把握していませんので、先ほども申し上げましたとおり、受けるか受けないかだとか、その辺も踏まえて、もう一度ちょっと研究、勉強のほうさせていただきたいと思います。確認のほうもさせていただきたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

小島委員。

○委員（小島智恵） 210 ページになりますが、3目教育財産費、次ページの下段、説明欄の学校教育施設整備事業についてなのですが、先ほどの説明で教職員住宅リフォーム工事ということの説明ありました。以前お話ししたと思うのですが、冬場の水道凍結がひどくて、水場の使用について非常にご苦勞されているということで、これはかなり前からそういった状況になっていると聞いているのですが、その点についてはこの工事で改善に向かっていきそうなののでしょうか。どういった工事になりますでしょうか。

それと、学校の外トイレについてなのですが、老朽化進んでいる学校が多くて、町民のほうから新しくしてほしいといった声聞かれていますので、そういった声、学校側からも要望として聞いていますでしょうか。外トイレについて把握されていますでしょうか。それと、学校の外トイレなのですが、長寿命化改修計画では、まずは南小から着手していかれるということだと思うのですが、この長寿命化の工事については、校舎と体育館を中心とした改修というふうにお伺いしているのですが、南小の外トイレなんか老朽化進んでいるかなというふうには思うのですが、外トイレについても併せて行っていくのか、どういうふうにされていくお考えなのかお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） まず、教員住宅のリフォームの部分でございます。こちらのほうなのですが、こちら平成28年に教育委員会のほうで、教員住宅戸数の適正化方針というのを定めまして、それに向けて教員住宅の戸数を整理していく考えではございますけれども、その中で、今回のリフォームというのは、あえて残す部分ということでリフォームを行うわけなのですが、冬場の凍結等問題、老朽化していくともちろん出てくるのかなというところで、今回の工事には外断熱工事、こちらを施すことも中身として入っていくということで、そういった部分については改善されるのかなというふうに思っております。

続いて、学校の外トイレのお話でございますが、今お話あったようにやはり老朽化してくると、臭気だったり衛生面に關わる問題、あとは日常の管理、そういったものは学校からも、もちろん保護者のほうからも、そういった声はいただいているところでございます。そういったことから、小島委員がおっしゃったように、長寿命化改修計画ということで、年々各学校のほう改修していく中、その計画の中には、外トイレの改修はおっしゃるとおり含んでおりません。ですので、今後、長寿命化改修計画のほうと、別に外トイレの問題を解消していくために、屋外トイレの改修方針といいたいか、そういった一定の基準を持ちながら、残していくものは残していくと。さらに校舎のトイレを活用できるものは活用していこうということで廃止とかいったことを、今回、実は札内南小学校のほうについては、中のトイレを活用できないかという部分も検討している中で、外トイレについては廃止してもいいのではないかと、というところで、計画として進めさせていただいておりますので、長寿命化

改修計画と併せながらというか、別にまた外トイレの存続について、学校、さらには保護者の声も聞きながら、やはり管理に多額の費用であったり、手間もありますことから、学校施設のトイレ使えるところは廃止というようなことも、検討進めていかなければならないというふうに考えているところがあります。

○委員長（千葉幹雄） 小島委員。

○委員（小島智恵） 検討進められているということで、残すものは残すということ、校舎のほうを活用したり、活用できるところは活用していくという話でありましたけれども、南小だけでなく、各学校の外トイレも本当に老朽化進んでおりまして、町民のほうから何度も声聞いておりますけれども、幕別小学校のトイレについても何度も声聞いていまして、運動会など行事あった際にも、時代の違うようなもう昔の本当のトイレなので、暗くて怖くて子どもが使える状況になくて、結局校舎内のトイレをちょっと距離的には遠いのだけれども、使わざるを得ないような、そのような話も聞いております。

ちょっとピンポイントで話すのですけれども、南小の外トイレなんかも、今のところはというふうに考えておりますかね。同じような、今おっしゃったような考えでされていくのでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 外トイレの部分のお話です。そうですね。南小学校のほうについては、先ほどお話ししましたように、中のトイレを活用できるように、そういった改修も実は行うものですから、外トイレについては廃止ということで、解体するというような計画で進めているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 小島委員。

○委員（小島智恵） すみません。幕小の外トイレについては、今のところというふうに考えていますか。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 幕別小学校の外トイレについては、現段階では具体的にどうするという個別の明確なものはございません。ただ、当然、運動会だとか大きな行事になれば、距離は増えますけれども、校舎の全て、全てといいましょうか、出入り口を開けて、中のトイレも活用できるようにしているのかなというところも踏まえて、先ほどの計画のお話でもありましたように、全体的に幕小だけではなくて、ほかの学校も併せて学校の中のトイレを使うのか、廃止していくのかというようなことを、組立てていきたいなというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 小島委員。

○委員（小島智恵） 財政的なところで大変な面も出てくるので、容易にはいかならないと思うのですけれども、長寿命化の中でやれば、国の補助というのも入ってきますので、そういった折に今後ご検討進めていただきたいなというふうに思います。もしあればご答弁願います。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） 長寿命化改修補助事業、国の交付金も受けながらということなのですが、ちょっと外トイレ、そういった施設の改修にはそういったものが充当されないということになりますので、個別にももちろん何か事業があればいいのかもしれませんが、町の単費での対応になっていくのかなというところで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかに。

荒委員。

○委員（荒 貴賀） 3点お聞きします。

208 ページ、事務局費、いじめ防止対策推進委員会運営事業費。昨年、町で把握しているいじめの件数、そしてこの委員会の役割についてお聞きしたいです。あと、町が行ってきた対策についてもお聞きします。

また、同じ項目のところに、子どもカウンセラー報酬があります。平成 11 年から 20 年間続けられている事業になります。こちらも不登校やいじめに関する相談を対応するということで、幕別町では 4 名配置されていますが、配置されている場所、役割、そしていじめ防止委員会との連携や対応などについてどうなっているのかお聞きします。

二つ目です。先ほど小島議員が言った、関連になるのかとはあるのですが、211 ページ、3 目教育財産費、学校教育施設整備事業ですね。札内南小の長寿命化改修工事ということでありますが、2 年間で改修していくというお話がありました。先ほど小島委員が外の屋外については、別途改修するというお話でありました。要は、屋外、いわゆるグラウンド内には学校の施設になります。いわゆる使用しているものと使用されていないもの、活用されているものと活用されていないもの、老朽化が激しくて利用できないもの、かなり多くあって、学校によってまちまちなのですが、そういったものが存在しています。それについて、前回の教育委員会の答弁では、長寿命化と併せて整備、改修していきますというお話がありました。別計画にするのであれば、早期に全学校のグラウンドの状況を見て、どのように進めていくのかということをご検討いただきたいと思います。

要は今学校として運営されていない場所、いわゆる相川小学校ですと古いところなのですが、今閉校している小学校の備品を使うですとか、いわゆる閉校されたときに、物を改修で持ってきたというお話も聞いていたものですから、そういったところも検討して、ある資材をぜひ活用していただくという考えはないのかということと、あと今回の南小の改修計画で、再生可能エネルギーの活用についてのまず検討は行われてこなかったのか。要は国から補助事業で、再生可能エネルギーを、太陽光発電とかパネル等を使用することによって、補助金が出る事業があります。こういったものについて、町として検討が行われてきたのか、お聞きしたいと思います。

3 点目です。254 ページ、2 目体育施設費、町民プールの維持管理事業についてです。ご説明では、幕別町民プール、忠類の町民プールについて、改修、修繕という回答でありました。今後、幕別がこの町民プールをどのように計画していくのか。要は今回、毎年のように改修とか修繕が行われています。きっとどこかのタイミングで利用できなくなるようなことが想定されます。今、現状ですと、白人小学校内の町民プールが利用できない状態で、北小学校の町民プール利用しています。要は経過するとともに、使えなくなる施設が増えてくるのではないかと認識しています。そうなったときにどうするのかではなくて、今から町として町民プールをどのように整備していくのかということを持つ必要があるのだと思うのですが、その辺についての計画や考えについてお聞きします。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） それでは、たくさん質問ある中、まず 1 点目から行きます。

いじめの件数でございます。認知件数ということで、こちらは令和 3 年度の対応調査ということでの件数になりますが、5 校で 28 件ということで、前年度から 3 校増、そして 19 件増というようなものでございます。ただ、こちらについては、件数伸びた要因としては、過去にはいじめられたというところで調査していた内容が、嫌な思いをしたということでの認知というふうに変わっておりますので、より詳しく、細かくといいましょうか、そういったところを拾い上げているというところの件数増かなというふうに考えております。

続いて、こちらのいじめ防止対策推進委員会の役割ということなのですが、そういったいじめ防止等に関わる諸問題を協議をして、実効的な対策について、調査、研究、検討を行うということなのですが、またそのほかに、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査についてということなのですが、重大事態については今回なかったものですから、そういった調査はしていなく、2 月の 22 日に実際その委員会を開いたのですが、その中で早期発見、早期取組に向けた実例として、ある中学校の取組についてご紹介いただいて研究をさせていただいたというところがございます。

続いて、子どもカウンセラーの場所と役割ということなのですが、子どもカウンセラーにつ

きましては、こちらについては、場所については、活動場所といたしましては、子ども交流施設まっく・ざ・まっくのほうで、そちらのほうで基本的に拠点として活動しております。そのほか、そちらのほうでは3名ということなのですけれども、あと1名については、北海道のスクールカウンセラーの3人のうち1名が、そういった業務に当たるということなのですけれども、そちらのほうについては、まっく・ざ・まっくではなくて、直接学校のほうに行きながら活動しているというような状況でございます。役割というのは、まっく・ざ・まっくの役割でもイコールにはなろうかと思うのですけれども、周囲との社会的関係を形成することが困難な児童生徒、不登校の児童生徒、そういった居場所づくりを通じて、自立や社会参加を支援ということで、学校へ通えるようにというところをやはり強く目的としながら、カウンセリングだとか、そういった相談業務、そういったものを行っている役割としては、以上でございます。

続いて、札内南小学校の外トイレの関係、それに係ってのグラウンドの関係もお話あったかと思えます。先ほど答弁させていただいたのは、まず外トイレの部分でのお話をさせていただきました。まずは、外トイレとして個別に計画を持ちながら整理していかなければならないということもお話ししましたけれども、確かに長寿命化の改修に合わせて、いろんなもの取り組んでいくというお話もあったかと思うのですけれども、ちょっと切り離しながら、やはり外トイレの先ほどのお話のこともありますし、あとグラウンドのことについても、それぞれ個別に、それぞれの学校で事情が違ってくるかなということもありますので、本当はそちらグラウンドのほうについても、もちろん個別に、雨の日があれば写真を撮りに行って、どういった水はけになっているか等も、実は令和3年度も確認したのですけれども、そういったものを参考にしながら、どういった順番で、またグラウンドの整備が必要かというものも考えていきたいというふうに思っております。

続いて、南小の改修に係る再生可能エネルギーの検討はということで、もちろんこちらのほうについては、担当部局のほうとも相談をさせていただきました。いろいろと屋根の構造的なもの、そういったところも判断の中には出てきたのですけれども、今後のそういったことから、今回の札内南小学校については、再生可能エネルギーの取り入れることはしなかったというような判断になっております。

今後、また長寿命化計画は順次改修を行っていきますので、また町のほうでもいろんな計画策定あるかと思えます。そういったことに基づいて、どんどんもちろん再生可能エネルギーを活用できるのであればどんどん活用していきながら、改修のほうも進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） 今、ご質問のありました町民プールの修繕の関係だと思いますが、こちらの254ページに記載されているものにつきましては、先ほど教育部長のほうから説明ありましたとおり、幕別の町民プールにつきましては、西側の屋根、忠類のほうのプールにつきましては、昨年の強風によるもので、壁が剥がれ落ちたということを直すものであって、施設の水回りの設備とかに支障が来しているものではございません。ここが直れば、例年どおりの利用は可能かというふうに思います。

今後のプールの計画についてということでありましたが、札内東町民プールを廃止しまして、今、白人小学校の授業ですとか、夏休みの利用につきましては、北小のプールをメインに代替プールとして利用していただいております。白人の東町民プールは昭和42年建設されておまして、大体53年ぐらい利用しておりました。その後、南と北のプールにつきましては、平成元年、2年に建設を行いまして、30年ちょっと今経過しているところであります。こちらにつきましても、ただ単純ではないのでしようけれども、50年今まで使っていたプールから比較しますと、20年近くまだ有効に活用できるのかな。単純にはそうはいかないというふうには考えておりますけれども、その中で在り方については考えていかなければいけないというふうに考えております。現段階で、何年にプールを改修するかという計画は、現在のところありません。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 荒委員。

○委員（荒 貴賀） 一つ目から、いじめの対策。

先ほど、ご答弁いただきました件数については、理解したところであります。年々いじめの件数が、これはきっと把握できている、対策しているからこそ把握できているという部分もあるだとは思っています。それでこういった問題を少しでも早急に発見して対応するということが、最初に重要になってきます。特に今、SNS いわゆる携帯電話、みんな中学校になったら持つようになってまいりました。本当に学校内でのいじめというよりも、見えないところでそういったものが発生するということが、なかなか学校も苦慮しているというお話がありました。ぜひそういったところも気にかけて対応を目指していただきたいと思います。ぜひその辺の対応があれば、お聞きしたいと思います。

学校施設については理解しました。要は札内南小学校でも、自転車小屋があるのですけれども、ずっと使っていないような状態でしたりとか、コンテナが放置されていて、学校に聞いても何のためにあるのかも分からないというような状態があります。そういったこともぜひ整備してほしいということでしたので、対応を求めたいと思います。こちらは答弁要らないです。

町民プールについてです。まだ利用できるから、もう少し考えていきたいのかなというようなことでありました。今現在での白人小の子どもたちが、いわゆる学校の授業については、もしかしたらバスを運行しているということで問題ないというお話もありました。しかし、自由に使えない校区、いわゆる町は今どこもそうなのですけれども、公立の小学校である以上は、どこの学校でも同じように施設が利用できるということが、必要なかなと思っています。こういった聞いたときに、白人小だけが、札内地域の中では利用できない。いわゆる遠くまで足を運ばなければいけないという状況があります。去年は30度超えが結構増えました。ほかの小学校では、みんなプールに行くということができたのですが、白人校区の場合は、なかなか道路を渡って向こうまで行くというのは、なかなか難しい状況にあります。現実的に利用できるのかという問題が発生してきます。やはりそういったところも考えて、今後の計画、取りあえず施設が使えるからではなくて、子どもたちが利用できるような環境、今からでも整備して考えていく必要があるのではないかなと思うので、その辺についてもぜひ検討をしていただきたいと思います。

以上です。どうですか。

○委員長（千葉幹雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（石田晋一） プールの関係であります。確かに白人小学校、古いといいながらも東町民プールあったときには、学校の近くで利用しやすかったのかというふうに認識はしております。ただ、今回、北町民プールは代替となりまして、夏休み中、コミバスを利用できるように、こちらのほうで対応したりとか、学童保育所につきましては、夏休みの平日についてはバスで1往復送ると。コロナの関係で、学童のほうにつきましては、利用することはできなかったのですが、そういったことも行いながら、なるべく距離を感じないような対応はしていきたいなというふうに考えています。実際、コミュニティバスを利用された方は、夏休みの期間中で7名しかいらっしゃらなかったのですが、まだ利用していただいて、今後につながる対応だったかなというふうにも認識しております。早い段階での計画というのは本当に必要だと思いますが、先、学校の子どもの数も含めて、どういった状況になるかというところは、まだ全然見えないような状態であります。今の本当プール、白人の子どもが使ったときに、何かきれいでいいねという声、感想があったようです。かなり東町民プールは老朽化していたということは本当は認識しているところなのですけれども、そのプールを有効に活用していただく中で、方向性は考えていきたいなというふうに思っているところであります。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（西田建司） いじめ対策に係る SNS の誹謗中傷等のお話でございますけれども、毎年実施しているアンケート調査の中では、当然そういったものも確認はできるということになっておりますので、そういった部分、確認する中で、まさに先日一般質問でもございました情報モラル教育、

そういったものの中でも、そういった部分は駄目だよといひましようか、適切ではないよという指導はしているわけですが、個別にまた対応といひましようか、個別の指導と全体の指導というふうにできるものというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） いいですね。ほかに。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 2点お伺ひいたします。

ページ数は221ページと225ページ、小学校、中学校の教育振興費に係りまして、一つはコロナ対策についてです。

二つ目は、212ページの教育財産費の先ほど来から出ておりますが、南小学校の長寿命化計画の中に、少人数学級が位置付けられているかどうか。また、コロナ対策で始まった少人数学級が、今年度どこまで取り組まれていくのか、伺ひたいと思います。

初めの振興費に関わって、学校の中の感染防止対策がどんなふうに取りられているかということでお尋ねしますが、さきの町長の行政報告の中では、3月1日の時点で小中学生104人と教職員9人の感染が確認がされているという報告がありました。それから、もう20日以上経過しまして、さらにこの数が増えているのではないかと思います。現状ではどうでしょうか。

そして、その上で対策として、ホームページで公開されているのを見る限り、感染対策としては、感染拡大が見られない場合はそのまま授業を続けると、心配な場合は学級閉鎖ということであります。この学級閉鎖、僅かですけれども休校というのもありましたけれども、この判断はどこでどのようにされて実施されているのか。さらに学校、学級の中で陽性者が確認されたときの、周りの検査というのはどこまでされているのでしょうか。同じく検査に関わりまして、教職員の抗原検査の実施が位置付けられておりました。現実にはどのようにされていて、新年度はどんなふうに取り組まれていくのでしょうか。

二つ目の少人数の学級の件です。昨年、文科省が初めてコロナ対策として小学校での少人数学級、年次計画ですけれども位置付けられました。1年が経過し、今年度は2年目に入っております。北海道は前倒しでやっていた実績はあるのですけれども、幕別町として、この事業がどんなふう計画され実施されていくのか伺ひます。

また、南小学校の長寿命化計画の中に、少人数学校の位置付けがどんなふうにされているのかも伺ひます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 学校教育課長

○学校教育課長（西田建司） まず、コロナ対策に係る部分で件数ということです。先日の行政報告からの部分で申しますと、そこから3件人数が増えたのかなと。10日以降、しばらくちょっと出なかった部分もございまして、3件増えたのかなというふうに押さえていますけれども、大変失礼しました。詳細においての資料は、今持ち合わせておりません。

続いて、学級閉鎖等の個々の判断の部分でございまして、これまでも一般質問等で答弁させていただいておりますように、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これは文部科学省のほうから出しているものですが、そういったものをまず前提としながら、本年1月下旬からは、北海道保健所による、積極的疫学調査の対象の重点化ということで、保健所が陽性者及び同居の家族、さらには高齢者施設だったり、そういった部分でしか介入しないよという部分で、学校についてはこのように対応しなさいよという、道の通知をいただいたところでございます。その通知に基づきまして、まずその後のリストアップ、陽性者の周りのお話もありますけれども、まずは陽性者が出た場合、感染の可能性のある児童がいまいかどうかというリストアップ作業を行っております。そういった方については、当時という濃厚接触者と同じような扱いになるということで、まずリストアップ作業を行ってきたと。これまでの場合においては、学校においては、マスクをしている、給食においても同じ向きを向いて黙食をしているということで、リストアップで対象になっ

た児童生徒はおりませんが、そのような作業でまざるうと。

次に、陽性者が出た学級についての部分なのですが、感染者が出たというところで、最終登校日、そこが感染のおそれがあるというところになりますので、その翌日から5日から7日、今現在5日ということで、一律的な考えの下、学級閉鎖を行っているということで、こちらについては、非常にこの対策によって連続して発生が起こったというようなことはなかったのかなというふうに考えております。

続いて、教職員についての抗原検査ということだったのですが、以前お話ありましたように、抗原検査キットが各学校に、幕別町で約200ということで配布され、学校のほうに配備いたしましたけれども、結果的にはそのような、要するに感染の可能性があるだとか、そういう状態になかったということで、使用の実態はございません。国のほうから送付されてきたキットについても、もちろん消費期限がございまして、今現在のところ切れているというような実態でもございます。

続いて、少人数学級の取組のお話でございます。先ほど中橋委員がおっしゃったように、まず義務標準法の改正によって、年々、令和7年度まで35人学級というのが進んでおりまして、令和4年度につきましては、1年生、2年生、3年生、こちらまでが35人学級ということになっております。併せて北海道の少人数学級実践研究事業、こちらのほうで、さらに35人学級にするということから、令和4年度については小学校4、5年生、さらに中学校1年生ということで、先ほど国の制度で1年生、2年生、3年生ですので、その外れた4年生、5年生が北海道の事業で拡充されているということでございます。こちら対象となったのは、実質、札内中学校のクラス、そちらのほうで対象となったというものでございます。あとは、南小学校の長寿命化の改修の中で、少人数学級について含んでいるのかという部分ですが、今回の改修については、その対応するための改修は含んでおりません。

少し戻りますけれども、先ほど抗原検査キットの、令和4年度どうすのだというようなお話ですが、今現在の中では、何かあれば病院受診というようなことで、今対応できているというところからも、送られてくる、送られてこないではなくて、町としてまた抗原検査キットを配置してというようなことは、現時点では考えておりません。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） まず、学級閉鎖とキットを活用しての検査のことです。

100人を超えて、しかも短期間で、昨年の暮れ、そして今年に入ってから倍増、急増して、感染が広がったということでありまして、教育委員会のもとより、現場も本当にご苦労なされているのだろうというふうに思いました。それで、以前と違って、学級の子どもの中に陽性者が出た場合に、以前は学校が濃厚接触者と位置付けられて、検査にまで行けました。しかし、これだけの急増の中で、保健所の対応も難しいということも含めて、機材の不足もあったのでしょうか、止まってしまったのですよね。そういう中で、感染がどんどん拡大しているということで、本当に対策の不十分さが、うちの町だけではないですよ、これは。いわゆる文科省の方針そのものが、拡大を止めるという方向には行かなかったというふうに思います。したがって、単独では難しいですから、やはり見えない菌から守るということは、もう見えるようにするしかない。検査しかないということになれば、今のやり方をよしとせずに、きちっと検査を増やしていくことを、声を上げていく必要があると思いますが、考え伺います。

それで、教員の検査のことなのですが、私も2月の10日過ぎに新聞報道で、全く活用されなかったというのを聞きまして、本当に驚いたのですよね。各学校に、うちは200キット来たのですよね。全国では80万と聞いていましたけれども、有効活用されずに1月の末で期限切れを迎えてしまって、不要になったと。1個大体2,000円ぐらいするのだと思うのですが、それで、しかし現場ではどんどん感染拡大しているのですよね。なぜ不要になったかというところが問題だと思うのですが、結局うまく使えなかった。それから、飛沫の反応が出た際の対応が難しく、逆にできなかった。学校では使いづらいということだったのです。これは、初めからこういうことは、使いづらい

とか、づらくないとかというのではなくて、防止をするためには、やっぱり使ってもらうことを、使うに至るまでの徹底というか指導が必要だったのではないかと思うのですけれども、そういうことは実際やられていなかったのだと思うのです。

また、学校で使えない、戻って家にいると。家で熱を出した先生方もいる中で、家にはキットは持って帰って来られないので、そのままになったということで、文科省はその実態を見て、おうちに持って帰ってもいいよということまでできたそうなのですけれども、私はやっぱり実際にそんなに影響なかったという、使わなくてもというお答えでしたけれども、現実には学級閉鎖がどんどんどんどんやられてきたわけですね、幕別町でも、短い期間で。これは、大きな影響だと思うのです。新年度に当たって子どもの授業をきちっと保障しよう、健康を守ろうと思えば、あるものをやっぱり有効に使っていくということが大事だと思いますので、このキットの活用については、統一した方向性を持って、使用に向けての指導をやっぱり委員会のほうでやっていくべきだと思いますけれども、どうですか。

少人数学級なのですけれども、当然、今 35 人学級できていまして、過去にも少人数学級求めてきた経過あるのですけれども、その答弁では、教室が足りなくてできないのだというお答えがありました。それで、やはり教室さえきちっと保障されれば、できるということになれば、できたにこしたことはないと思うのですよね。コロナ対策、もちろん密対策もそうですし、何よりも行き届いた教育ということになれば、30 人学級を目指して施設も造っていくということが大事だと思う。できてしまったものを変えるのは難しいけれども、これから造るところに踏み込んでいくということは、必要なことだと思いますので、その点の答弁をお願いします。

○委員長（千葉幹雄） 教育部長。

○教育部長（山端広和） ただいま、まず抗原検査キットのお話からお答えします。

まず、抗原検査キットにつきましては、基本的には教職員という部分で、児童生徒という部分が基本的な対象とはなっていないというのと、学校に来たときに不測の事態、急に調子が悪くなるだとか、そういった部分での使用ということで、国のほうから配布されているものでございます。したがって、基本的には課長が申し上げましたように、具合の悪いお子さんや、特に教職員については、しっかりと休んで、そういったことで対応していますので、このキットを使わなかったことによって広がっているという部分での認識は、私のほうとしては捉えていないところでございます。

それと、少人数学級の部分でございますけれども、これは基本的に 35 人学級を考えたときに、教室不足するという状態にはございません。ですので、現行の長寿命化の中で、南小学校を今回改修しますけれども、教室が不足して 35 人学級ができないということではないということで、充足するといえますか、35 人学級の学級編制にいったときに、これ児童生徒数の推移もありますけれども、その見込みの中では教室は不足することはないということで考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員、極力コンパクトにまとめてください。

まだあるの。どうぞ、続いて。

○教育部長（山端広和） 35 人学級の部分でいいますと、今すぐという部分では、町としての部分でいいますと、なかなかやっぱり人の配置ですとか、そういった部分でなかなか人選といえますか、なかなか教員免許を持った人間の位置というのは、なかなか難しいものがあります。なので、現状として令和 7 年度に国の標準法等に基づいて、学級数が移行していくという部分を、その中で対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） キットのことについては、やはり使い方なのだと思うのですよね。結果的として、具合悪くなったときは休んでもらうのだから、だからおうちにいるのだからいいのだよという、それが全部生きているのだったら、全てがそれ原因ではないですけれども、もっともっとこんなに感染は広がってこなかったということも言えるのだと思うのですよね。やっぱり見える化する、何でもそうですけれども、問題が起きたときに見える化して、それを押さえていく。その次に何が必要、それが全てではないですから、やっていくということで。

私は、今回、期限切れで全部駄目になってしまったということについては、本当に残念に思いますし、教育部長、子どもには使えられないのだといいますけれども、文科省の資料では、小学校4年生以上というふうに位置付けられていますよね。ですから、やっぱりどう活用するかという、感染がなかったらいいのですけれども、あるから、どう活用するかという視点での取組というものが、これからも私は必要だと思います。その点では、これどんなふうに継続されるか分かりませんが、そういう視点での取り組みを、これは答弁いいです。求めておきたいと思います。

少人数学級ですけれども、今35人で描いていますけれども、これはもうお隣の町では30人になっていくわけですね。やっぱり少人数学級がいいということは、もう過去からずっと出されてきておりまして、進んでいる、学力の高い国はもう20人でいっているというような現実の見れば、これから施設を手がけていくときに、そういうことも描いて、そして施設づくりをしていくということは、やっぱり大事だと思うのですけれども、将来的なことも含めて、そういうお考えというのは必要ではないですか。

○委員長（千葉幹雄） 教育部長。

○教育部長（山端広和） 先ほども申し上げましたように、将来的なことをいいますと、児童生徒数の減という部分もございます。ですので、今すぐその部分に取り組むかどうかという部分については、今30人学級やるという部分では、今検討としてはありませんが、将来的には児童生徒数の減少に伴って、空き教室もこれ当然増えてくると思います。それと、大きな学校で言えば、30人学級にするまでのやはり敷地的な設備の整備の問題、簡単に増設できないという部分も、現状としては抱えている部分でございます。では、30人学級の議論、いろいろあると思いますけれども、まずは35人学級、これが今制度移行していきますので、その中で対応しつつ、将来的な部分を見据えた中で、必要な整備というのは進めているなければいけないというふうには考えておりますが、基本的に30人学級の整備を念頭に、今整備をする考えではございません。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 部長がおっしゃられるように、簡単に教室はつくれないのです。そのとおりだと思います。だからこそ、長期の計画が必要だと。私はこれ特別、突拍子のことでなくて、管内でも音更町、上士幌町、既に始まっていますよね、本別町もね。それは30人を位置づけしているのですよ。先進に学ぶ、それは全てここに取り込めということではなく、先進に学ぶという視点でいけば、改修のときこそチャンスだというふうに申し上げて、これは私の意見ですから、申し上げておきたいと思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） よろしいですね。

ほかに。ございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

10款教育費につきましては、質疑がほかにないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

この際、14時20分まで休憩いたします。

14：10 休憩

14：20 再開

○委員長（千葉幹雄） 休憩を解いて、再開いたします。

次に、11款公債費、12款職員費、13款予備費に入らせていただきます。

11款公債費、12款職員費、13款予備費について一括して説明を求めます。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 11 款公債費について説明させていただきます。

256 ページをお開きください。

11 款 1 項公債費、1 目元金 17 億 4,533 万 5,000 円、本目は借入れいたしております起債の償還元金に要する費目であります。

2 目利子 7,458 万 2,000 円、本目は借入れいたしました起債の償還利子に要する費目であり、1 番目起債利子償還事務事業 7,438 万 2,000 円が主な事業であります。

以上が公債費であります。

続きまして、257 ページをお開きください。

257 ページ、12 款職員費、1 項 1 目職員給与費 17 億 7,166 万 7,000 円、本目は特別職を含め、一般会計から支弁いたします 230 人分の職員の人件費等であります。

2 節の給料は、前年度比予算 2 名増として計上し、内訳といたしましては一般職及び再任用の職員の新規採用で 20 人の増、一般職及び再任用の職員の退職により 18 人の減となっておりますが、予算額といたしましては育児休業の増などにより、合わせて 567 万円の減となっております。

3 節職員手当等につきましては、令和 3 年度に比べ、人事院勧告により細節 14 の期末勤勉手当の減などにより 1,859 万 4,000 円の減となっております。

4 節共済費は、一般職市町村共済組合負担金などの減により 320 万 3,000 円の減となっております。

258 ページになりますが、18 節負担金補助及び交付金は、福祉協会の負担金であります。

以上が職員費であります。

259 ページをお開きください。

13 款 1 項 1 目予備費 500 万円であります。

以上で、公債費、職員費及び予備費の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、一括して質疑をお受けいたします。ございませんか。（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようであります。

11 款公債費、12 款職員費、13 款予備費につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもちまして、歳出 1 款議会費から 13 款予備費までの審査が終わりました。

引き続き、一般会計歳入の審査に入ります。

1 款町税から 23 款町債まで一括して説明を求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 歳入につきましてご説明いたします。

16 ページをお開きください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 11 億 8,530 万 4,000 円、長引く新型コロナウイルスの影響により、前年度とほぼ同額を見込んでおります。

2 目法人 1 億 3,074 万円、新型コロナウイルスの影響による徴収猶予の特例が廃止されたことに伴いまして、滞納繰越分の減少により前年度比で 2.0%の減額を見込んでおります。

2 項 1 目固定資産税 11 億 1,933 万円、これも新型コロナウイルスの影響による中小企業事業者等の軽減措置が終了したことに伴いまして、前年度対比 4.1%の増額を見込んでおります。

2 目国有資産等所在市町村交付金及び納付金 1,338 万円、国等が所有する固定資産の価格が見直されたことに伴いまして、前年度対比 21.8%の減額を見込んでおります。

3 項軽自動車税、1 目種別割 8,138 万 7,000 円、グリーン化特例措置の対象車種が電気自動車等に限定されることに伴いまして、2.4%の増額を見込んでおります。

2 目環境性能割 456 万 7,000 円、環境性能割特例措置の適用期間が終了したことに伴い、101.8%の増額を見込んでおります。

4 項 1 目町たばこ税 1 億 6,117 万 9,000 円、たばこ税の税率改正により、前年度比 1.3%の増額で

見込んでおります。

5 項 1 目入湯税 812 万円、新型コロナウイルスの影響による利用者の減少により、前年度比 4.7% の減を見込んでおります。

次のページになります。

2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税 7,800 万円、地方揮発油譲与税総額の 42% 相当が市町村に譲与されるもので、前年度対比で 23.8% の増額で計上しております。

2 項 1 目自動車重量譲与税 2 億 2,000 万円であります。

自動車重量譲与税の総額の 40.7% が市町村に譲与されるもので、対前年比で 10% の増額を見込んでおります。

3 項 1 目森林環境譲与税 3,113 万 1,000 円であります。

木材利用の促進や森林環境等に要する費用に充当するため、森林環境譲与税の収入額の 9 割に相当する額が市町村に譲与されるもので、前年度比 29.4% の増額で計上しております。

3 款 1 項 1 目利子割交付金 800 万円であります。

北海道に納付された利子相当額の 5 分の 3 に相当する額が、市町村に交付されておまして、前年度同額であります。

19 ページであります。

4 款 1 項 1 目配当割交付金 1,000 万円であります。

これにつきましては、北海道に納付された相当額の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額でございます。

5 款 1 項 1 目株式等譲渡所得割交付金 800 万円であります。

これにつきましても、株式譲渡所得割の 5 分の 3 に相当する額が市町村に交付されるもので、前年と同額です。

6 款 1 項 1 目法人事業税交付金 2,900 万円であります。

地方法人特別譲与税制度の廃止に伴う法人市町村民税の法人割の減収分を補填する仕組みとしまして、北海道に納付された法人事業税額の 7.7% に相当する額が交付されるもので、前年度対比で 59.3% の増額で計上しています。

7 款 1 項 1 目地方消費税交付金 6 億円であります。

北海道に配分されました地方消費税の 2 分の 1 相当額が市町村に交付され、前年度の 3.4% 増額で計上しております。

次のページになります。

8 款 1 項 1 目ゴルフ場利用税交付金 1,900 万円であります。

前年と同額であります。

9 款 1 項 1 目自動車税の環境性能割交付金 2,400 万円であります。

北海道に納入された自動車税環境性能割収入額の 95% のうち、47% に相当する額が市町村に交付されるもので、前年度比の 20% の増額で見込んでおります。

10 款 1 項 1 目国有提供施設等所在市町村助成交付金 30 万円であります。

前年同額であります。

11 款 1 項 1 目地方特例交付金 2,100 万円であります。

住宅借入金等特別税額控除に係る住民税の減収補填について措置されるもので、前年度措置されていた自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減による減収補填分の皆減等により、前年度対比で 27.6% の減額で計上しております。

21 ページになります。

新型コロナウイルスの感染症の地方税の減収補填特別交付金は皆減となります。

12 款 1 項 1 目地方交付税 61 億 5,000 万円であります。

前年度対比で 2.8% の増額で計上しておりますが、このうち普通交付税につきましては 2.9% 増の

59 億円で見込んでおります。

13 款 1 項 1 目交通安全対策特別交付金 500 万円であります。

交付実績等を考慮し、前年度同額で計上しております。

次のページですが、14 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目農林業費分担金 1 億 2,712 万 4,000 円であります。

農業基盤整備事業に係る分担金であります。

2 項負担金、1 目民生費負担金 3,899 万 7,000 円であります。

2 節の施設型保育施設の保育料が主なものであります。

15 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料 213 万 5,000 円になります。

23 ページになりますが、2 節札内コミュニティプラザ及び 3 節近隣センター使用料等が主なものになります。

2 目民生使用料 2,166 万 9,000 円、2 節の学童保育所保育料が主なものであります。

3 節衛生使用料 507 万 9,000 円、葬斎場及び墓地の使用料であります。

4 目農林業使用料 2,961 万 9,000 円、2 節の町営牧場の入牧料がこの主なものであります。

5 目商工使用料 1,102 万円、1 節スキー場リフト使用料及び 2 節宿泊ロッジ使用料が主なものになります。

6 目土木使用料 1 億 5,042 万 8,000 円、1 節の道路占用や、次のページになりますが、4 節の公営住宅使用料が主なものあります。

7 目教育使用料 350 万 6,000 円、3 節のナウマン象記念館入館料が主なものであります。

25 ページになります。

2 項手数料、1 目総務手数料 998 万円、戸籍住民票手数料が主なものであります。

2 目民生手数料 1,138 万 6,000 円、2 節の介護予防サービス計画等作成手数料が主なものであります。

3 目衛生手数料 5,731 万 9,000 円、ごみ処理手数料が主なものであります。

4 目農林業手数料 17 万 5,000 円、農地の移動に係る嘱託登記手数料などであります。

5 目土木手数料 379 万 6,000 円、3 節の建築確認申請の手数料や完了検査手数料などが主なものであります。

次のページになりますが、16 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 9 億 6,120 万 5,000 円であります。

1 節の障害者自立支援給付費、2 節の児童手当や保育所等に係る施設型給付費等の負担金などが主なものであります。

2 目衛生費負担金 3,962 万 9,000 円、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金であります。

2 項国庫補助金、1 目総務費補助金 2,386 万 2,000 円、個人番号カードの交付や地方公共団体情報システムの標準化共通化に係る補助金が主なものであります。

2 目民生費補助金 9,981 万 3,000 円、1 節の障害者福祉に係る地域生活支援事業補助金と、27 ページになりますが、2 節の学童保育料などに係る地域子ども子育て支援事業補助金が主なものになります。

3 目衛生費補助金 1,975 万 1,000 円、感染症の予防事業と新型コロナウイルスワクチン接種に係る補助金が主なものであります。

4 目土木費補助金 1 億 1,265 万 4,000 円、1 節は道路や橋梁に係るもの、2 節は公園に係るもの、3 節は公営住宅に係る交付金であります。

5 目教育費補助金 1 億 1,683 万 4,000 円、1 節の札内南小学校の長寿命化に係る学校施設環境改善交付金が主なものであります。

次のページになります。

3 項の国庫委託金、1 目総務費委託金 22 万円、中長期在留者登録事務などに係る委託金であります。

2 目民生費委託金 670 万 1,000 円、基礎年金事務に係る委託金であります。

17 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 5 億 9,601 万 8,000 円、1 節の国民健康保険基盤安定費や障害者自立支援給付費、後期高齢者医療保険基盤安定費、2 節の児童手当に係る負担金、保育所等に係る施設型給付費等の負担金が主なものであります。

29 ページになります。

2 目農林業費負担金 1,935 万 5,000 円、農業委員会職員の設置費や畑地かんがい用水管の移設に係る道の負担金が主なものであります。

3 目土木費負担金 8,443 万 1,000 円、1 節の地籍調査事業と 2 節の相川 20 号橋改修事業に係る道負担金が主なものであります。

2 項道補助金、1 目総務費補助金 305 万円、結婚新生活や防災備蓄品に係る補助金が主なものであります。

2 目民生費補助金 1 億 3,401 万 3,000 円、1 節は地域生活支援事業や重度心身障害者医療費などの障がい者福祉に係るもの、ひとり親家庭等の医療費や高齢者に係る各種事業などであります。

次のページになりますが、2 節は学童保育に係る地域子ども・子育て支援事業や乳幼児等医療費、多子世帯の保育料軽減など児童福祉に係る補助金などであります。

3 目衛生費補助金 58 万 8,000 円、健康推進事業に係る道補助金であります。

4 目農林業費補助金 2 億 9,968 万 6,000 円、主なものとしたしましては、1 節環境保全型農業直接支援対策事業や中山間地域等直接支払道交付金、産地生産基盤パワーアップ事業などに係る道補助金、2 節は 31 ページになりますが、草地整備に伴います道補助金、3 節は各種土地改良事業に伴います道補助金、4 節は民有林や市町村の管理、造成に係る道補助金であります。

5 目商工費補助金 119 万 8,000 円、地方の消費者行政機能拡充のための補助金であります。

6 目消防費補助金 70 万円、消防庁舎の改修に係る道補助金であります。

7 目教育費補助金 86 万 1,000 円、札内南小学校の長寿命化及び学校・家庭・地域連携協力推進事業に係る補助金であります。

次のページになります。

3 項道委託金、1 目総務費委託金 6,060 万 3,000 円、2 節の道民税の徴収事務委託金、3 節の参議院議員選挙の委託金が主なものであります。

2 目衛生費委託金 1 万 5,000 円、3 目農林業費委託金 359 万 4,000 円は、3 節の土地改良事業に係る委託金が主なものであります。

4 目商工費委託金 1 万 6,000 円、33 ページになりますが、5 目土木費委託金 299 万 4,000 円、1 節の樋門管理業務に係る道委託金が主なものであります。

6 目教育費委託金 45 万円、スクールソーシャルワーカー配置に係る委託金であります。

18 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産貸付収入 1,585 万 1,000 円、土地及び建物の貸付収入であります。

2 目利子及び配当金 6 万円、各種基金等からの利子収入であります。

次のページになりますが、2 項の財産売払収入、1 目不動産売上収入 1,458 万 2,000 円、皆伐材等の売払収入が主なものであります。

2 目物品売払収入 1,576 万 5,000 円、忠類の育苗センター苗木売払収入などであります。

19 款 1 項寄付金、1 目一般寄付金 10 万円であります。

2 目総務費給付金 3 億円、ふるさと寄付金であります。

35 ページになります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 3 億円、令和 4 年度予算における一般財源充充分として繰入れするものであります。

2 目減債基金繰入金 5,000 万円、既発債の償還に充当するため、減債基金から繰入れをいたしまし

て、公債費の支出に充てるものであります。

3 目まちづくり基金繰入金 1 億 6,507 万 7,000 円、ふるさと寄付金を各種事業の財源として活用するために繰入れするものであります。

4 目森林環境譲与税基金の繰入金 1,412 万 5,000 円、前年度までに基金に積み立ていたしました森林環境譲与税を、各種事業の財源に活用するため繰入れするものであります。

21 款 1 項 1 目繰越金 20 万円であります。

22 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金 3 万円、2 目加算金 1,000 円、次のページになりますが、3 目過料 1,000 円であります。

2 項、1 目町預金利子 1,000 円であります。

3 項貸付金元利収入、1 目ウタリ住宅貸付金元利収入は 38 万 6,000 円であります。

2 目生活環境改善設備資金貸付金元金収入は 20 万円ですが、トイレの水洗化改善に伴う貸付金に係るものであります。

3 目勤労者福祉資金の貸付金元金収入は 381 万円、4 目農業ゆとりみらい総合資金貸付金元金収入は 3,416 万 5,000 円であります。

37 ページになります。

5 目中小企業貸付金元金収入は 3 億 5,000 万円、6 目忠類振興公社貸付金元利収入は 500 万 1,000 円、7 目工業団地取得資金貸付金元金収入は 1 億 2,107 万 7,000 円であります。

4 項受託事業収入、1 目総務費受託事業収入 3 万円、2 目民生費受託事業収入 1,000 円であります。

3 目衛生費受託事業収入 1,053 万 8,000 円、後期高齢者保健・介護一体的実施受託事業と後期高齢者の健診受託事業であります。

4 目教育費受託事業収入 375 万 4,000 円、中札内高等養護学校幕別分校への給食の配送に係る受託事業収入であります。

次のページになります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 53 万円、2 目弁償金 1,000 円、3 目違約金及び延滞利息 1,000 円、4 目雑入 2 億 5,958 万 2,000 円になります。

1 節は住民健診等の負担金、2 節は学校給食費、3 節は各種施設等の電話使用料であります。

39 ページになります。

4 節職員給与費負担金とはかち広域消防組合の職員派遣に伴います負担金になります。

5 節雑入につきましては、他の科目に属さない各種収入であります。

41 ページになります。

5 目過年度収入 1,000 円であります。

次に、23 款 1 項町債であります。

各目に計上しております起債のうちソフト事業につきましては、忠類地域における過疎債の充当のソフト事業であります。

1 目総務費 1,280 万円、上忠類近隣センター改修事業債が主なものであります。

次のページになります。

2 目民生債は 1 億 4,020 万円であります。

ふれあいセンター福寿改修事業債や忠類地域通所介護事業運営費補助事業債が主なものであります。

3 目の衛生債は 780 万円で、忠類診療所診療機器の購入事業債が主なものであります。

4 目の農林業債は 1 億 940 万円で、2 節の道営農地整備事業に係る起債が主なものであります。

43 ページになります。

5 目商工債 4,280 万円で、商工観光振興に係る起債ですが、アルコ 236 整備事業債が主なものであります。

6 目の土木債 2 億 7,520 万円で 1 節の道路橋梁整備や、次ページになりますが、2 節の都市公園安

全・安心対策事業債などが主なものであります。

7 目消防債 9,410 万円、とかち広域消防に係る高機能消防指令システム・消防救急デジタル無線機器更新事業や糠内分遣所に配備します水槽付消防ポンプ自動車の整備事業債が主なものであります。

8 目教育債 4 億 1,800 万円、小中学校長寿命化改修事業債が主なものであります。

9 目臨時財政対策債は 2 億 4,000 万円で、普通交付税の財源不足を補うため市町村自らが地方債を発行して補填するものであります。

なお、元利償還金につきましては、後年次に全額交付税措置されることになっております。

10 目まちづくり基金造成債 60 万円、旧合併特例事業債のうち、基金造成分として発行可能な額に残額がございましたことから、今回、計上するものであります。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 歳入の説明が終わりました。

一括して質疑をお受けいたします。ございませんか。

岡本委員。

○委員（岡本眞利子） ページ数が 33 ページ、財産貸付収入で 1 点だけお伺いしたいと思います。

1 節建物貸付収入、細節 1 建物貸付収入、その他の施設というふうに記載されておりますが、このその他の施設というのは、どういうところをいつているのかお示してください。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） ここに含まれている分につきましては、旧緑資源公団の事務所、今の森林組合とかパークゴルフ協会だとか、そういうところが使っておられる施設などでございます。

○委員長（千葉幹雄） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 私、目的外使用ということで、ちょっとお聞きしたかったのですが、自主財源を増やすという観点からお伺いしたいのですけれども、こちら前年とほぼ同じ金額が計上されておりますが、本町としても健全な財政運営がなされているとは思いますが、年々自主財源の増加には至っていないというふうに感じるところであります。平成 19 年の 3 月に地方自治法の改正で行政財産の建物土地の貸付けが可能になり、積極的な貸付けができるようになっておりますが、本町では建物、遊休地の貸出しを、具体的にはどのように検討しているのか、現在まで実施しているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今お話があったのは、多分普通財産の貸付けだというふうに思いますけれども、本町においては様々な普通財産はありますし、また土地についても管理している土地がございます。それらについては、今も適切に貸し付ける部分については貸付けをし、また貸付けできないような小さな土地というの実はあります。例えば道路敷地なんかにおいても、これ行政財産になりますけれども、一部がどうしても隅切りで残っている部分とか、そういうところはなかなか貸付けはできませんけれども、ただそういうところにおいても、例えば近隣で住宅の整備をする際、どうしても土地を売ってほしいだとか、農地で言いますと、河川域となっていたのですけれども、今はもう河川がなくて、それがもう一体として土地利用する際、どうしても売ってほしいだとか、貸してほしいといったときには、相談に応じて、適切に財産の価値を判断しまして、貸付けを行っているところでございます。

○委員長（千葉幹雄） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 土地の貸付けということはなかなか厳しいのだなということも、もちろん認識はしているところです。その中で、もう少し小さく考えてみまして、庁舎内というふうに考えてみましたら、庁舎内には自動販売機が例えば置いていますよね。自動販売機、何台ありますか。4 台か 5 台ぐらいはあるのではないかなと思うのですけれども、この自動販売機を置くのにも、場所をお貸ししていると思うのですけれども、それをただ貸すのではなくて入札なんかをして、そしてこれ財源

を増やすという意味で、入札をしながら自動販売機を置いて財源確保するというような考えを、これからは財源を増やすという立場から、そのような考えを持っていくのもどうかというふうに私は感じるところであります。

今回も公共施設の使用料、地方の公共料金ということもいろいろ議論があったわけですが、その中で使用料ということも、やはりこの自動販売機もそのように使用料というか、そのような立場で見ていくことも可能ではないかなというふうに感じます。

そしてまた、ページ数がちょっと変わってくるのですけれども、39 ページのホームページバナー広告、そして広報紙広告料、これも 100 万円に至らないのですけれども、これも載せるところが大体決まって載せてくださっているということでもあります。これもこればかりに頼るのではなくて、自主財源を何とかもう少しずつ増やすという観点からも、企業の広告を載せていただくということを、もう少し増やしていくべきではないかなというふうに感じます。それでほかの自治体では、エレベーターの壁に企業の広告を載せたり、1 階ロビーに企業の広告の設置スペースなんかも考えていくべきではないかなというふうに感じますが、その点についてはいかがでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 私のほうからは、庁舎内の自動販売機の関係でお答えをさせていただきます。

現在、庁舎内には 4 台の自動販売機がございまして、これについては、行政財産で地方自治法に基づきまして、地方自治法では「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる」というふうに規定されております。また、財務規則におきまして、公共的団体において公共用公益を目的とする事業の用に供する場合は、行政財産の使用を許可することができるという、そういった規定がございまして、今、庁舎でいうとその 2 つの福祉関係事業者、町内の事業者になりますけれども、こういった公共的団体から行政財産の使用許可申請をいただきまして、これに基づいて使用許可を行っております。

実際にこういった公共的団体の事業者は、自動販売機設置に伴います収益の全てを、町の福祉事業に充てられておりまして、また一方で、災害時の対応が可能な自動販売機を設置していただいている状況もございます。これらを勘案いたしまして、このような事業者がいる現状においては、今すぐそういった行政財産の目的外使用許可というものを、改めて行政財産の貸付けのほうに見直すということは、現状では考えていないというところであります。実際に使用料については、こういった公共的団体が、公益性だとかがある事業については、建物といいますか、面積に対する使用料については免除しておりますけれども、実際にかかる電気料、そういった実費相当分については、負担をいただいている現状でございます。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） 岡本委員。

○委員（岡本眞利子） 自動販売機につきましては、よく分かりました。

自主財源を増やすという観点から、やはり今までどおりのことでは、なかなか厳しいのではないかなと思います。各企業といたしましてもどこを削っていくかという、広告ということが一番削りやすいのではないかなというふうに思うのですが、何とかうちの町としても、そのような広告事業を通して自主財源を増やして行きたい、増やしていただきたいということで、自ら稼ぐ自治体として、こういうような事業もぜひとも検討していただきたいということを申し上げて終わりにします。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。ございませんね。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。

一般会計歳入につきましては、質疑がほかにないようでございますので、以上をもって終了させていただきます。

次に、一般会計の歳入歳出に関わります総括質疑をお受けいたします。

中橋委員。

○委員（中橋友子） 全款にわたって関わってきます、臨時職員会計年度任用職員の新年度の採用などをお尋ねしたいと思います。

まず新年度におきまして、会計年度任用職員のフルタイムあるいはパートタイムは、それぞれ何人採用されるのでしょうか。またフルタイムのうちに資格条件を有する者、図書館司書だとか、保育士だとか資格を条件とするものは、職種とそれから人数をお示しいただきたいというふうに思います。まず、そこをお願いします。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） まず会計年度任用職員のうち、フルタイムとパートの新年度の4月1日予定で申し上げますけれども、フルタイムが83名、それからパートが254名、合計で337名を予定しております。それから資格を有している方のそれぞれの職種と人数ですけれども、それぞれ言っていきますと、消費生活相談員が2名、それから保育士につきましてはフルとパートを含めまして138名、それから保健師が3名、介護認定専門員が3名、社会福祉士1名、助産師1名、看護師3名、それから栄養士が1名、あと歯科衛生士が6名、それから幼稚園の臨時教諭が3名、図書館司書が7名、特別支援教育支援員が27名、それから教育委員会のほうで看護師が1名、以上でございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） これらの募集というのは、既に昨年の秋口、9月、10月から開始されております。応募の状況はどうでしょうか。この会計年度任用職員の条件を示されて募集をかけられていますが、その応募の状況はどうですか。

○委員長（千葉幹雄） 総務課長。

○総務課長（佐藤勝博） 募集につきましては、12月もしくは1月にかけて、広報を通じて募集のほうを順次行っているところでございまして、その応募状況なのですけれども、今実際に申し上げました4月1日予定で337名の会計年度任用職員は、あくまでこれ任用予定ということで応募いただいて進んでいる状況でございますので、今4月1日進む段階では、町のほうで一定数募集している人数が、おおむね応募いただいて、4月1日今スタートしようとしている状況でございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 特に保育士などは、繰り返し繰り返し連続して広報紙などで募集されておりました。実態はどうだったのかなというふうに思うところなのですが、今年で3年目に入ってきます会計年度任用職員なのですが、それぞれ条件が示されております。今までよりは一時金の支給等も含めまして、改善されたというふうに押さえておりますが、期限を切って1年雇用ということには変わりありません。したがって、この応募についても、前年度まで幕別町で働いていられた方が、形上は更新なのですけれども、再契約されてということになっている方が多いのではないかと思います。

そこで、今年も保育士の待機の問題も昨日の質問の中からも出ておりました。いろいろあるのですが、有資格者の条件が適切なかどうか、賃金の条件も含めて、その点で一つ質問したいと思います。保育士を例に挙げて申し上げたいと思います。フルタイム、ここ今138人というふうにおっしゃられましたけれども、このうちフルタイムとパートに分かれるのだと思うのですよね。つまりどちらも大事な役割を果しているのですけれども、ほとんどその正職員を上回る人数で保育に取り組んでいただいているということなのですが、幕別町の場合には、保育士の条件からいえば、何ていうのでしょうか、賃金も吹き上がってはいくのですが、限度額というのがありまして頭打ちされております。これが実はネックになっておりまして、この限度額の違いが近隣の市町村の中であって、幕別町が安かったというようなことで、これまで働いていられた方たちが、幕別を辞めて、ほかの地域に行かれるというような実態が生まれているというふうに聞いております。その中身というのが、うちの場合は、例えば今年度も同じだと思うのですが、保育士であれば、初任給、経験のない方が16万400円の月額から18万8,600円というふうになっております。これは10年以上働かないと限度額までいかないのですけれども、ここが違いが出てきておりまして、極端な例をいいますと、帯広市などとは3万2,000

円近い差が出ております。そうなってくると、幕別町の人員確保という点で、障害が出てきているのではないかというふうに推察するところですが、現状はどうでしょうか。

○委員長（千葉幹雄） 企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 会計年度の任用職員、特に、今、保育士の賃金単価をお話ししていたかというふうに思います。私どもの賃金単価を設定する際には、前もお話ししましたがけれども、特に近隣3町、といいますのは、帯広、音更、芽室、そこを意識しまして、特に帯広と幕別と音更、保育士の勤務の実態というのですか、過去の勤務実態を見ますと、この3町の中で大きく動いているという実態がございましたことから、この音更、帯広、幕別、この特にこの3町については、賃金体系が大きく変わらないように設定したつもりでございます。

現実も、処遇改善の結果を見ましても、帯広よりは高く音更よりちょっと低いという形になっているという状況でございまして、かといって、ただ、今、委員おっしゃいましたように、3万円というようなその差は私どもは捉えていないところでございまして、通常のフルタイムの職員を比べましても、そういう数字にはならないのかなと。もしかしたら、へき地保育所なんかのは入っておりますか。そうであれば、ほとんどさほど数千円の違いだと、今ちょっと手元にないもので申し訳ありませんけれども、音更とは数千円の確か違いだったような記憶がございます。

以上でございます。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も審議のときに聞いておりましたから、スタートの時点では本当に差がなかったのですよね。今も初任給そのものはそんなに違いはないのです。先ほど違いが出たという帯広とも、スタートのときには幕別16万400円ですけれども、帯広も16万3,100円と2,000円ちょっとの違いなのですよね。大きくないのです。ところが10年を経過して、有資格者の皆さん、繰り返し繰り返しお仕事していただいている経過があって、30代の方、もう10年みんな経過しているのですよね。そうすると幕別町はそこまでは至らないのですが、どれだけ勤めても18万8,600円で頭打ち。これ以上上がらないのですよ。上がらないのだと思うのです、決め方が。この時点で帯広と比較すると、帯広21万8,400円ですから、差引き3万1,800円。これがずっと続くわけですね。

そうしますと、今、言葉は悪いのですけれども、本当にどこも不足していますから、お互いに声掛け合って、現職でよその町で働いていることも分かっているが、声が掛けられていくと。選ぶのはご本人ですからね。やっぱり3万円の差があると、どうしても幕別町が不利になると。これ部長おっしゃられましたけれども、これ事実といいますか、調査した上の数字です。だから違いがないということはありません。ぜひこういったこともきちっと調査されて、待機児解消などには、保育士の確保というのが要になってくるわけですから、こういう点での改善も見据えながら、保育の保障もしていくという姿勢に立っていただければと思いますが、どうですか。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員、個別の大事でないとは言いませんけれども、総括的な質疑ですから、もうちょっと大きな観点で捉えてもらって、いや、今のいいです。それで答えるほうも、個別のこと言ったら切りないですから、トータルとしてそういう待遇改善どうしていくのかだけでいいです。

企画総務部長。

○企画総務部長（山岸伸雄） 今おっしゃった具体的な数字については、個別案件ですので、きちんと調べさせてもらいまして、私どもの認識とちょっと違うものですから、その辺は条件だとかそういうのを調べさせてもらいまして、今後の改定だとか、そういうのには結びついてつけていかなければならないものだと思います。

大きい視点で見ますと、どうしても今の議論で言いますと、職がついている部分についてのみの議論ですけれども、私ども380名ぐらいの職員、臨時職員、会計年度任用職員については、それぞれの職員について、近隣自治体、またその職について過去の任用状況等を確認しまして、会計年度任用職員をつくる際に、全て一つずつの職を点検しながら、またその資格と、あと資格を取るに要した学校の卒業年限等を確認して、全ての職員について整理してきたものでございます。そういうことから、

例えば一つの職を直すことによって、ほかの職にも全て影響してくる話にもなってきますことから、それについては慎重にどういうふうに関の割りつけをしていくかというのは、今後とも点検しながらしっかりと働いていただければ、役場は回ってきませんので、不利益にならないような仕組みをつくりつつ、全体の職を見ながら、改善すべきことは改善していかなければならないというふうを考えております。

○委員長（千葉幹雄） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 私も求めたことは、今、部長お答えいただいたことになります。一例で保育所に絞ったのですけれども、この図書館の司書であるとか、保健師であるとか、有資格者はたくさんいらっしゃいます。

そこでやっぱりその現実、応募状況も伺ったのは、こういった違いが出てきて見えてきたときに、実際にそこに就かれる人たち、向かわれる人たちが、どういう選択するかなということになれば、こういうことを検証しないでそのまま置いていくと、うちの町だけ、会計年度任用職員さん集まってこないよというようなことになりかねないという思いがありまして、質問をいたしました。ぜひ今の一例も含めて検証いただいて、改善に向けていただければと思います。

以上です。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ございません。

それでは一般会計の総括質疑につきましては、ほかにないようでありますので、以上をもって終了させていただきます。

これで、一般会計の審査を終了いたします。

この際、15 時 25 分まで休憩いたします。

15 : 12 休憩

15 : 25 再開

○委員長（千葉幹雄） それでは休憩を解いて、会議を開きます。

これより、特別会計予算の審査に入ります。

審査の方法につきましては、歳入歳出一括して説明を受けまして、質疑も同じく一括してお受けいたします。

それでは、議案第 5 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第 5 号、令和 4 年度幕別町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます

1 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ 29 億 3,423 万 6,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、2 ページから 4 ページまでそれぞれ定めるものであります。

なお、令和 4 年度における年間平均の国保被保険者数は、6,000 人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算から説明申し上げます。

12 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 7,562 万 7,000 円であります。

国民健康保険一般管理事務事業は、国民健康保険の事務に要する経費であり、主なものとして、担

当職員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料、細節 5 は国保事務の共同電算処理に係る委託料、細節 6 はジェネリック医薬品利用差額通知の作成委託料、細節 7 は国保連合会が管理するデータシステムと、庁舎内ネットワーク環境との各種設定変更に係る委託料、18 節負担金補助及び交付金、細節 6 は北海道で統一した国民健康保険の標準システムの運用に係る国保連に対する負担金などであります。

14 ページをお開きください。

2 目連合会負担金 102 万 1,000 円であります。

北海道国保連合会負担金事務事業は、国保事務の共同処理や診療報酬の審査及び支払いを行う国保連に対する負担金であります。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費 755 万 9,000 円であります。

国民健康保険税賦課徴収事務事業は、国保税の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして、徴収員や事務補助員の人件費のほか、次のページになりますが、10 節需用費、細節 30 は納付書の印刷経費、11 節役務費は納付金発送に係る郵便料と口座振替やコンビニ収納に係る手数料、18 節負担金補助及び交付金は、滞納整理機構に対する負担金などであります。

16 ページをお開きください。

3 項 1 目運営協議会費 42 万 3,000 円であります。

国保運営協議会事務事業は、国保事業の重要な事項を審議する運営協議会の運営に要する経費であり、主に協議会委員 9 人分の報酬及び費用弁償であります。

2 款 1 項保険給付費、1 目療養諸費 16 億 7,031 万 8,000 円であります。

主な事業といたしましては、保険給付事業 16 億 5,531 万 8,000 円は、主に一般被保険者の医療機関受診に対する診療報酬の支払いに要する経費であります。

17 ページになります。

2 目高額療養費 2 億 30 万円であります。

高額療養費等支給事業は、一般被保険者の高額療養費及び高額介護合算療養費に係る経費であります。

3 目移送費 20 万円であります。

移送費支給事業は、一般被保険者の移送費に係る経費であります。

4 目出産育児諸費額 1,260 万 7,000 円であります。

主に出産育児一時金として 1 件当たり 42 万円を支給するものであります。

5 目葬祭諸費 150 万円であります。

葬祭費として 1 件当たり 3 万円を支給するものであります。

18 ページをお開きください。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目医療給付費分 6 億 5,611 万 6,000 円であります。

主な事業といたしましては、国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療分）拠出事業で、一般被保険者の医療給付費分に係る北海道への納付金であります。

19 ページになります。

2 項 1 目後期高齢者支援金等分 1 億 9,804 万 1,000 円であります。

国民健康保険事業費納付金（一般被保険者後期高齢者分）拠出事業は、一般被保険者の後期高齢者支援金等分に係る北海道への納付金であります。

3 項 1 目介護納付金分 7,751 万 2,000 円であります。

一般被保険者の介護納付金分に係るの北海道への納付金であります。

4 款 1 項 1 目共同事業拠出金 1,000 円であります。

退職者医療事業に係る事務費拠出金であります。

20 ページをお開きください。

5 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 2,820 万 8,000 円であります。

特定健診・特定保健指導事業は、生活習慣病予防のための特定健康診査及び特定保健指導に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、11 節役務費、細節 1 は特定健診の受診券及び健診結果発送に係る郵便料、12 節委託料は、21 ページにかかりますが、特定健診及び特定保健指導などの各種委託料及び細節 8 国保ヘルスアップ事業委託料は、特定健診未受診者に対する勧奨事業に加え、生活習慣病重症化予防や服薬管理について個別に指導し、医療費の適正化に取り組もうとするものであります。

2 項保健事業費、1 目保健衛生普及費 154 万 9,000 円であります。

保健衛生普及事業は、健康の保持増進を図るために要する経費であり、主なものとして、7 節報償費は健康づくり教室等の開催に要する講師謝礼、11 節役務費は被保険者に対する医療費通知の発送に係る郵便料などであります。

22 ページをお開きください。

6 款 1 項 1 目基金積立金 1,000 円であります。

国民健康保険基金への積立金であります。

7 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 300 万円は、一般被保険者の過年度の国保税還付金であります。

2 目退職被保険者等保険税還付金 10 万円は、退職被保険者等の過年度の保険税還付金であります。

3 目償還金 3,000 円は、過年度の国庫支出金等の返還金であります。

23 ページになりますが、4 目一般被保険者還付加算金 10 万円は、一般被保険者の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

5 目退職被保険者等還付加算金 5 万円は、退職被保険者等の国保税還付の際の利息相当の加算金であります。

公債費及び財政安定化基金拠出金につきましては、廃目であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明させていただきます。

7 ページまでお戻りください。

1 款 1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税 6 億 7,486 万 9,000 円で、一般被保険者に係る国民健康保険税であります。

2 目退職被保険者等国民健康保険税 12 万 3,000 円で、退職被保険者等に係る国民健康保険税の滞納繰越分であります。

8 ページをお開きください。

2 款道支出金、1 項道補助金、1 目保険給付費等交付金 19 億 4,535 万円であります。

本目は、保険給付費等に係る交付金で、1 節の保険給付等交付金は、歳出の 2 款 1 項保険給付費と同額が交付されるものであります。

3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 億 7,693 万 5,000 円であります。

本目は、一般会計からの繰入金で、国保税の軽減に対する措置分や職員給与費相当分などが主なものであります。

9 ページになりますが、令和 4 年度より、未就学児の均等割保険税を 5 割軽減することに伴いまして、その軽減分を一般会計から繰入れすることとなるため、3 節未就学児均等割保険税繰入金を新設しております。

2 項基金繰入金、1 目国民健康保険基金繰入金 3,684 万 6,000 円であります。

国民健康保険基金からの繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 1,000 円であります。

10 ページをお開きください。

6 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金、2 目退職被保険者等延滞金、いずれ

も 1,000 円であります。

2 項 1 目預金利子 1,000 円、3 項受託事業収入、1 目特定健康診査等受託事業収入 1,000 円。

11 ページになります。

4 項雑入、1 目滞納処分費、2 目一般被保険者第三者納付金、3 目退職被保険者等第三者納付金、いずれも 1,000 円であります。

4 目一般被保険者返納金 10 万円、5 目退職被保険者等返納金 1,000 円、6 目保険医療機関返還金 2,000 円、7 目雑入 1,000 円であります。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 質疑がないようでございます。国民健康保険特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 6 号、令和 4 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第 6 号、令和 4 年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

31 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出の予算総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 7,680 万 4,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、32 ページから 33 ページまでそれぞれ定めるものであります。

なお、令和 4 年度における年間平均の被保険者数は 4,857 人と見込んでおります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算から説明申し上げます。

39 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 859 万 1,000 円であります。

後期高齢者医療一般管理事務事業は、後期高齢者の医療事務に要する経費であり、主なものとして、担当職員の人件費のほか、10 節需用費、細節 30 は被保険者証郵送用封筒などの印刷経費、11 節役務費は被保険者証の郵送に係る郵便料、次のページになりますが、12 節委託料、細節 7 は多くの薬剤を服用している方や、同じ効用の薬剤を複数服用している方に対して、適切な服薬を促すことを目的とした通知を行い、医療費適正化に取り組もうとするものであります。

2 項 1 目徴収費 101 万 3,000 円であります。

後期高齢者医療保険料徴収事務事業は、保険料の徴収事務に要する経費であり、主なものとしては、10 節需用費、細節 30 は納付書の印刷経費、11 節役務費は納付書発送に係る郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

41 ページになります。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 4 億 6,515 万円であります。

後期高齢者医療広域連合納付金拠出事業は、広域連合の事務費負担金、本町の被保険者から徴収した保険料及び保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金分を、合わせて納付するものであります。

42 ページをお開きください。

3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 200 万円で、過年度の保険料還付金であります。

2 目保険料還付加算金 5 万円で、保険料還付の際の利息相当の加算金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

36 ページにお戻りください。

1 款 1 項 1 目後期高齢者医療保険料 3 億 5,000 万円であります。

令和 4 年度の北海道における保険料率については、均等割額が 5 万 1,892 円、所得割率が 10.98% であります。

また、賦課限度額は 66 万円となっております。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 2,407 万円であります。

本目は、一般会計からの繰入金であります。

1 節は、広域連合の事務費負担分と本町の事務に要する人件費などの経費を繰り入れるものであり、2 節は、低所得者の保険料に適用されている軽減相当額を繰り入れるものであります。

37 ページになります。

4 款 1 項 1 目繰越金 10 万円、5 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目延滞金 1 万円、2 目過料 1,000 円、2 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 200 万円、2 目還付加算金 5 万円。

38 ページをお開きください。

3 項 1 目預金利子 1,000 円、4 項受託事業収入、1 目保険事業受託事業収入 46 万 2,000 円であります。

本目は北海道後期高齢者医療広域連合からの保険事業に係る受託事業収入であります。

5 項雑入、1 目滞納処分費 1,000 円、2 目雑入 10 万 8,000 円であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 質疑がないようでございますので、後期高齢者医療特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 7 号、令和 4 年度幕別町介護保険特別会計予算の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（細澤正典） 議案第 7 号、令和 4 年度幕別町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

47 ページをお開きください。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28 億 364 万 6,000 円と定めるものであります。

同条の第 2 項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を「第 1 表 歳入歳出予算」によることとし、48 ページから 51 ページまでそれぞれ定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細についてご説明申し上げます。

はじめに、歳出予算から説明申し上げます。

61 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1,533 万 4,000 円であります。

介護保険一般管理事務事業は、介護保険事務に要する経費であり、主なものとしては、担当職員の人件費のほか、10 節需用費は介護保険被保険者証の印刷製本費、62 ページになりますが、11 節役務費は郵便料などであります。

2 項徴収費、1 目賦課徴収費 120 万 7,000 円であります。

介護保険料賦課徴収事務事業は、介護保険料の賦課及び徴収の事務に要する経費であり、主なものとして、10 節需用費は納付書の印刷経費、11 節は、次のページにかかりますが、納付書発送の郵便料のほか、口座振替やコンビニ収納手数料などであります。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費 1,263 万 5,000 円であります。

東十勝介護認定審査会事務事業は、東部4町で共同設置している介護認定審査会の運営に要する経費であり、主なものとして、認定審査会委員20人の報酬及び費用弁償のほか、担当職員の人件費であります。

65 ページまでお進みください。

2 目認定調査等費 1,478 万 2,000 円であります。

介護認定調査事業は、介護認定に係る訪問調査及び主治医意見書作成に要する経費であり、主な内容として、介護認定調査員の人件費のほか、11 節役務費、細節 15 の主治医意見書作成手数料は認定申請の増に伴い、前年度予算と比べて増額となっております。

なお、本年度の主治医意見書作成件数は 1,620 件分を見込んでおります。

66 ページをお開きください。

4 項 1 目介護保険運営等協議会費 21 万 3,000 円であります。

介護保険運営等協議会事務事業は、介護保険事業の健全な運営と円滑な推進を図るため、協議会の運営に要する経費であり、主なものとして、協議会委員 15 人の報酬及び費用弁償などであります。

67 ページになります。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目居宅介護サービス等給付費 7 億 5,226 万 5,000 円であります。

居宅介護サービス等給付事業は、主なものとして、訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付費であります。

2 目地域密着型介護サービス等給付費 8 億 778 万 9,000 円であります。

地域密着型介護サービス等給付事業は、次のページにかかりますが、主なものとして、グループホーム、小規模特養などの地域密着型介護サービスに係る保険給付であります。

3 目施設介護サービス給付費 7 億 2,734 万 3,000 円であります。

施設介護サービス給付事業は、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの施設に入所された方に係る保険給付費であります。

69 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費 1 億 532 万 8,000 円であります。

要介護者のケアプラン作成に係る保険給付費であります。

70 ページをお開きください。

2 項介護予防サービス等諸費、1 目介護予防サービス等給付費、主なものとして、要支援者の訪問介護、通所介護などの在宅介護サービスに係る保険給付であります。

71 ページになります。

2 目地域密着型介護予防サービス等給付費、予算額 602 万 1,000 円であります。

介護予防小規模多機能型居宅介護に係る保険給付であります。

72 ページをお開きください。

3 目介護予防サービス計画給付費 1,193 万 7,000 円であります。

要支援者のケアプラン作成に係る保険給付であります。

73 ページになります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料 227 万 8,000 円であります。

介護サービスを提供した事業者に支払う介護報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

74 ページをお開きください。

4 項 1 目高額介護サービス等費 6,390 万円であります。

利用者負担が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

75 ページになります。

5 項 1 目高額医療合算介護サービス等費 1,150 万円であります。

1 年間の保険給付と介護保険、それぞれの自己負担額を合算した額が上限額を超えた場合に、その超えた分を払い戻すものであります。

76 ページになります。

6 項 1 目市町村特別給付費 40 万円であります。

市町村特別給付事業は、バスマット購入など、介護保険給付対象外の経費に対する給付であります。

7 項 1 目特定入所者介護サービス等費 8,755 万 9,000 円であります。

特定入所者介護サービス費等給付事業は、介護保険施設等の施設サービスを利用した際の食費、居住費については、所得の低い方に対して負担軽減を図るための給付であります。

77 ページになります。

3 款 1 項 1 目基金積立金 1,000 円であります。

介護給付費準備基金積立金事務事業は、基金への積立金であります。

78 ページになります。

4 款地域支援事業費、1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費 6,907 万円であります。

介護予防・生活支援サービス事業は、主なものとして、要支援者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスに係る給付が主なものであります。

79 ページになります。

2 目介護予防ケアマネジメント事業 759 万円であります。

事業対象者のケアプラン作成に要する経費であり、主なものとして、介護支援専門員の人件費のほか、次のページになりますが、12 節委託料は、介護予防ケアマネジメント委託料などであります。

2 項 1 目一般介護予防事業費 1,006 万 6,000 円であります。

介護予防普及啓発事業は、高齢者が要介護状態になることを防ぐために、教室活動等介護予防の普及啓発に要する経費であります。

81 ページになります。

次に、生活実態把握事業は、例年実施している生活実態調査に係る事務補助員の報酬と郵便料が主なものであります。

説明欄の中段、介護予防教室開催事業は、主なものとして、12 節委託料、細節 5 は老福リフレッシュ体操、忠類では福寿フィットネスなど介護予防教室のほか、加齢に伴い筋力や認知機能など心身の活力が低下する状態を予防するため、効果的な運動法や食事改善を取り入れたフレイル予防教室の開催に係るものであります。

82 ページをお開きください。

3 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 1,099 万 7,000 円であります。

本目は、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしが継続できるよう、在宅医療と介護連携の推進、日常生活を支える支援体制の構築や認知症の方や家族に対する支援などに要する経費であります。

主な事業といたしましては、在宅医療・介護連携推進事業 35 万 6,000 円は、次のページになりますが、13 節使用料及び賃借料、細節 20 バイタルリンク管理者システム使用料は、医療と介護の両方が必要となる高齢者の、在宅で生活する上で必要な情報をサービスを提供する関係者間で迅速に共有するために導入する医療・介護多職種連携システムの使用料であります。

説明欄の中段、生活支援体制整備事業 675 万円は、地域のつながりや支え合い活動を地域のお宝として情報発信し、地域づくりを支える生活支援コーディネーターの委託料が主なものであります。

次に認知症総合支援事業 71 万 1,000 円は、主なものとして、次のページになりますが、12 節委託料の認知症初期集中支援チームや SOS 見守りネットワークの委託料などであります。

次のページになりますが、権利擁護推進事業 280 万 8,000 円は、成年後見実施機関の委託料であります。

2 目任意事業費 873 万 3,000 円であります。

本目は、地域における自立した日常生活を支援するため、地域の実情に応じ創意工夫を生かした多様な事業や支援に要する経費であります。

主な事業といたしましては、86 ページになりますが、成年後見制度利用推進事業 247 万 9,000 円、19 節扶助費は、成年後見制度を利用する生活保護者に対する成年後見報酬費用の助成であります。

次に、グループホーム家賃等利用者負担軽減費補助事業 252 万円は、グループホームに入所されている低所得者への家賃補助であります。

次のページになります。

3 目地域包括支援センター運営費 1,499 万 3,000 円であります。

地域包括支援センター運営事業は、地域包括支援センターの運営に要する経費であり、主なものとして、主任介護支援専門員及び社会福祉士に係る人件費であります。

89 ページまでお進みください。

4 項その他諸費、1 目審査支払手数料 30 万円であります。

審査支払手数料事業は、訪問型及び通所型サービスを提供した事業者を支払う報酬の審査と、その支払いに係る手数料で、国保連に支払うものであります。

90 ページになります。

5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目第 1 号被保険者保険料還付金 100 万円は、過年度の介護保険料還付金であります。

2 目第 1 号被保険者還付加算金 10 万円は、介護保険料還付の際の利息相当の還付加算金であります。

3 目償還金 1,000 円は、過年度の国庫支出金の返還金であります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

54 ページまでお戻りください。

1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料 5 億 4,264 万 3,000 円であります。

第 1 号被保険者は 8,905 人を見込んでおり、標準給付費に係る負担率は 23%となっております。

2 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目認定審査会負担金 752 万 1,000 円であります。

東十勝介護認定審査会を共同設置している池田町、豊頃町、浦幌町からの負担金であります。

3 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目総務手数料 1,000 円であり、情報公開等請求手数料であります。

55 ページになります。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 4 億 8,040 万 6,000 円であります。

介護給付費に対する国の定率負担分であり、介護分は 20%、施設分は 15%となります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 1 億 3,616 万 3,000 円であります。

市町村間の介護保険に対する財政力の格差を調整するために国から交付されるもので、介護給付費の 5%相当分となります。

2 目保険者機能強化推進交付金 386 万 7,000 円であります。

本目は、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する市町村の取組を支援するための交付金であります。

3 目地域支援事業交付金 3,013 万 8,000 円であります。

本目は、総合事業及び介護予防事業などに対する国の交付金で、1 節の総合事業に対しては 20%、2 節のその他の事業に対しては 38.5%の交付率となります。

4 目介護保険保険者努力支援交付金 458 万 5,000 円であります。

本目は、介護予防、健康づくり等に資する市町村の取組を支援するための交付金であります。

56 ページをお開きください。

5 款 1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 7 億 1,178 万 1,000 円であります。

本目は、40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者に係る支払基金の定率負担分であり、介護給付費に対して 27%となります。

2 目地域支援事業支払基金交付金 2,349 万 7,000 円であります。

本目は、総合事業に対する支払基金からの交付金であります。総合事業に対して 27%となります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 3 億 7,636 万 8,000 円であります。

介護給付費に対する道の定率負担分であり、介護分は 12.5%、施設分は 17.5%となります。

57 ページになります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 1,724 万 4,000 円であります。

本目は、総合事業などに対する道の交付金で、1 節の総合事業に対しては 12.5%、2 節のその他の事業に対しては 19.25%となります。

2 目権利擁護人材育成事業道補助金 165 万円であります。

本目は、成年後見制度の利用促進、市民後見人の人材育成などに対する道の交付金であります。

7 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1,000 円であります。

58 ページをお開きください。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4 億 2,337 万 4,000 円であります。

本目は、一般会計からの繰入金で、1 節から 3 節は介護給付や地域支援事業に対する繰入金、4 節は世帯非課税の低所得者の保険料軽減分、5 節は職員給与費及び事務費相当分であります。

2 項基金繰入金、1 目介護給付費準備基金繰入金 4,430 万円で、準備基金からの繰入金であります。

59 ページになります。

9 款 1 項 1 目繰越金 10 万 1,000 円、10 款諸収入、1 項延滞金、加算金及び過料、1 目第 1 号被保険者保険料延滞金 1,000 円、2 項 1 目預金利子 1,000 円であります。

3 項雑入、1 目滞納処分費、2 目第三者納付金、60 ページになりますが、3 目返納金、4 目雑入、いずれも 1,000 円であります。

以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和弥） それでは質問をさせていただきます。

83 ページ、1 目包括的支援事業費の中の細節 20 番バイタルリンク管理者システム使用料についてであります。

重点事業の骨子という資料の中では一定の説明があって、費用については 27 万 3,000 円というものであります。このバイタルリンクが大変優れたシステムであるということが、3 月 6 日幕別町が主催した Zoom での学習会にも参加させていただく中で、そのことは私自身も確認させていただいたところであります。地域包括システムの中でも、進化のためにも、このアプリは非常に力を発揮するものだろうなというふうに思っています。

それで 27 万 3,000 円という金額が大変廉価なものですから、確認させていただきますけれども、予算書によると、結局これは役務費の専用回線料と、それからバイタルリンク管理者システム使用料、この 2 つの合計をすると 27 万 3,000 円という金額なのですから、そういうことでよろしいですか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） はい、今、谷口委員がおっしゃるとおりの内容でございます。

バイタルリンクのシステムにつきましては、大本になるところがあるのですけれども、そのところは管内のところで、いろいろなところで主となるところを医療機関がやっていてくださいます、そこに系列としてつながるということになれば、この使用料だけでそのバイタルリンクのシステムを使うことが可能となっておりますので、そのためにこの金額というふうになっております。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） 分かりました。重点の骨子の中では、これは幕別町が認めた医療機関や介護事業所、ケアマネ等が情報共有できるということになっているのですけれども、認めるというのは、一人の介護保険の利用者さんがいたのならば、いろいろなサービスを利用しているということ、それは必ずしも幕別町内だけではなく、帯広であったり音更であったりいろいろするわけです。

それらのことも含めて網羅ができる、適切な全ての事業者がこのバイタルリンクを使用しているようなシステムが構築できるのでしょうか。ちょっとうまく言えなかったのですけれども、ほかの実際のサービスを利用している人たちにとっても、ちゃんと情報が共有できるものになるのかどうかということを確認させてください。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） 既に十勝管内では、かなりの市町村や事業所さんなどで、既に取り入れているところも多いものですから、そういう意味では 100%というわけにはいかないのですけれども、その医療と介護の連携をしながら在宅を支えていくというところでは一定程度はカバーできるというふうに考えております。

○委員長（千葉幹雄） 谷口委員。

○委員（谷口和弥） そうであれば、これは医療機関、介護事業所、全てがつながって初めてではないけれども、効果がしっかりと出るものであるものだから、町としてはバイタルリンクに加入してくださいよという呼びかけ等はされていく、そういうことでよろしいですか。

○委員長（千葉幹雄） 保健課長。

○保健課長（金田一宏美） そこそこの事業者さんで費用もかかるものなので、必ず入れてくださいというのも難しいのですけれども、ただ十勝全体としてバイタルリンクを、ほかにもシステムはあるのですけれども、バイタルリンクを使っているところが多いものですから、そういう意味では参加していただけるようにということは、研修会などを通して周知していく予定でございます。

○委員長（千葉幹雄） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。介護保険特別会計予算につきましては、質疑がないようでございますので、以上をもって終了とさせていただきます。

次に、議案第 8 号、令和 4 年度幕別町簡易水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 8 号、令和 4 年度幕別町簡易水道特別会計予算について説明いたします。

98 ページをお開きください。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 1,533 万 8,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額は、99 ページ、100 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」によりますが、101 ページに行きまして、本年度の借入予定は、中央監視システム統合事業から公営企業法適用事業までの 7 事業について、それぞれ限度額を定めるものであります。

なお、起債の方法、利率償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、107 ページをお開きください。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費 5 億 1,523 万 8,000 円、本目は簡易水道の給水維持管理及び施設整備全般に要する費用であります。

はじめに、簡易水道一般管理事務事業 995 万 7,000 円は、簡易水道に関する経常的な経費であり、26 節公課費の消費税が主なものであります。

次に、簡易水道使用料収納事務事業 660 万 9,000 円は、使用料の収納事務に要する費用であり、12

節委託料の検針委託料が主なものであります。

次に、簡易水道公営企業法適用事業、108 ページに行きまして、271 万 8,000 円は、公営企業会計の適用に向けた固定資産の調査や評価、整理等の費用であり、会計年度任用職員 1 名分に要する費用が主なものであります。

次に、簡易水道施設維持管理事業 7,620 万 5,000 円は、浄水場等の施設の維持管理に要する費用であり、10 節需用費は、各施設の電気料や修繕料、薬品などの購入に要する費用であります。

109 ページに行きまして、11 節役務費は、水道法により定められている水質検査手数料、12 節委託料は簡易水道施設の管理委託料が主なものであります。

110 ページに行きまして、次に簡易水道給水設備整備事業 572 万円は、152 件分の検定満了量水器取替工事に要する費用が主なものであります。

次に、簡易水道施設設備事業 2 億 2,386 万 3,000 円は、担当職員 1 名分の人件費のほか、111 ページに行きまして、12 節委託料の細節 6 は中央監視システムの更新設計委託料、14 節工事請負費の細節 1 は、糠内浄水場の設備更新工事費及び明倫配水池への送水管布設工事、細節 2 は新和浄水場の設備更新工事、細節 3 は忠類西部浄水場における設備更新工事及び道路工事に伴う配水管移設工事、18 節負担金補助及び交付金は、駒島簡易水道における道営の営農用水事業に伴う負担金が主なものであります。

次のページに行きまして、次に起債元金償還事務事業 1 億 6,630 万 8,000 円は起債償還の元金、起債利子償還事務事業 2,385 万円 8,000 円は、起債償還の利子にそれぞれ要する費用であります。

2 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

104 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項 1 目負担金 1,810 万円、忠類 24 号線配水管移設などに伴う工事負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料 9,415 万 5,000 円、駒島簡水ほか 4 地区の水道使用料であります。

2 項 1 目手数料 1 万 9,000 円、給水申請に係る手数料であります。

105 ページに行きます。

3 款道支出金、1 項道委託金、1 目簡易水道事業費委託金 64 万 3,000 円、道営営農用水事業の監督業務補助員として町職員が従事することに伴う道委託金であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 2 億 11 万 8,000 円、5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円、6 款諸収入、1 項 1 目雑入 3,000 円。

次のページに行きまして、7 款 1 項町債、合計額 2 億 220 万円、「第 2 表 地方債」で説明いたしました各事業債であります。

以上で、簡易水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 質問がないようでありますので、簡易水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 9 号、令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 9 号、令和 4 年度幕別町公共下水道特別会計予算について説明いたします。

121 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 3,695 万 2,000 円と定めるものであり、款

項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、122 ページ、123 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」によりますが、124 ページに行きまして、本年度の借入予定は、公共下水道建設事業から公営企業法適用事業までの 6 事業について、それぞれ限度額を定めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明をいたします。

歳出から申し上げますので、130 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 1 億 1,357 万 9,000 円、本目は公共下水道に関する経常的な経費であります。

はじめに、公共下水道一般管理事務事業 8,392 万 4,000 円は、担当職員 1 名分の人件費のほか、18 節負担金補助及び交付金は、次のページに行きまして、十勝圏複合事務組合負担金が主なものであり、十勝川流域下水道の維持管理に伴う運営負担金であります。

次に、公共下水道使用料収納事務事業 2,534 万 4,000 円は、使用料の収納事務に要する費用であり、水道事業会計へ支払う負担金が主なものであります。

次に、公共下水道公営企業法適用事業 431 万 1,000 円は、公営企業法適用に向けた移行作業及び企業会計システムの委託料であります。

次のページに行きまして、2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費 2 億 6,104 万 5,000 円、本目は施設の整備更新に要する費用であり、担当職員 3 名分の人件費のほか、次のページに行きまして、14 節工事請負費の細節 2 は、依田マンホールポンプ所の設備更新工事、細節 3 はみずほ町雨水排水ポンプ所の設備更新工事、細節 4 は下水道処理区統合に関わる連絡管渠の整備工事、18 節負担金補助及び交付金は、十勝川流域下水道建設事業に伴う負担金が主なものであります。

次のページに行きまして、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費 9,949 万 1,000 円は、浄化センターの維持管理に要する費用であり、年間汚水処理量約 60 万立方メートルを予定しているものであります。浄化センターの管理委託料が主なものであります。

2 目札内中継ポンプ場管理費 1,796 万 8,000 円、本目は十勝川浄化センターへ汚水を圧送する中継ポンプ場の維持管理に要する費用であり、年間圧送量約 169 万立方メートルを予定しております。

135 ページに行きまして、中継ポンプ場の電気料のほか、管理委託料が主なものであります。

3 目管渠維持管理費 1,050 万 3,000 円、本目は汚水及び雨水の管渠、汚水ます、マンホール等の維持管理に要する費用であり、12 節委託料は泉町、みずほ町の雨水排水ポンプ所の管理委託料、次のページに行きまして、14 節工事請負費は管渠等の補修工事費が主なものであります。

3 款 1 項公債費、1 目元金 5 億 6,590 万 7,000 円、次のページに行きまして、2 目利子 6,835 万 9,000 円、4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

127 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目都市計画負担金 79 万円、受益者負担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料 3 億 3,051 万 8,000 円、幕別、札内の下水道使用料であります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目下水道事業費補助金 1 億 160 万円、下水道建設事業に係る社会資本整備総合交付金であります。

次のページに行きまして、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 4 億 5,570 万 3,000 円、5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円、6 款諸収入、1 項 1 目雑入 34 万 1,000 円、簡易水道及び水道施設に係る中央監視装置の電気料が主なものであります。

次のページに行きまして、7 款 1 項町債、合計額 2 億 4,790 万円、「第 2 表 地方債」で説明をいたしました各事業債であります。

以上で、公共下水道特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようであります。公共下水道特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 10 号、令和 4 年度幕別町個別排水処理特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 10 号、令和 4 年度幕別町個別排水処理特別会計予算について説明いたします。

144ページをお開きください。

第 1 条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 134 万 6,000 円と定めるものであり、款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、145、146 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」によりますが、147 ページに行きまして、本年度の借入予定は、ご覧の 2 事業について、それぞれ限度額を定めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書について説明をいたします。

歳出から申し上げますので、152 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 622 万 7,000 円、本目は個別排水処理施設の普及に要する費用が主なものであります。はじめに個別排水処理一般管理事務事業 191 万 6,000 円は、水洗便所改造等に係る補助金及び貸付金に要する費用が主なものであります。

次に、個別排水処理公営企業法適用事業 431 万 1,000 円は、公営企業法の適用に向けた移行作業及び企業会計システムの委託料に要する費用であります。

次のページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 4,177 万 2,000 円、本目は施設の整備に要する費用であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、次のページに行きまして、14 節工事請負費は、10 基分の工事費用が主なものであります。

2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 7,774 万 8,000 円、本目は施設の維持管理に要する費用であり、浄化槽の修繕及び保守点検、清掃に要する費用が主なものであります。

次のページに行きまして、3 款 1 項公債費、1 目元金 6,061 万 6,000 円、2 目利子 1,488 万 3,000 円、4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明をいたします。

150 ページにお戻りください。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目排水処理分担金 164 万 1,000 円、受益者分担金であります。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 2,972 万円、本年度工事予定分を含めた使用料であります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1 億 3,698 万 5,000 円であります。

次のページに行きまして、4 款 1 項 1 目繰越金 10 万円。

5 款諸収入、1 項貸付金元利収入、1 目水洗便所改造等資金貸付金元利収入 100 万円、水洗便所改造等に伴う貸付金の元金収入であります。

6 款 1 項町債、合計額が 3,190 万円、「第 2 表 地方債」で説明をいたしました各事業債であります。

以上で、個別排水処理特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 質疑がないようでありますので、個別排水処理特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 11 号、令和 4 年度幕別町農業集落排水特別会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 11 号、令和 4 年度幕別町農業集落排水特別会計予算について説明いたします。

161 ページをお開きください。

第 1 条で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,358 万 2,000 円と定めるものであります。

款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、162、163 ページの「第 1 表 歳入歳出予算」のとおりであります。

第 2 条、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、「第 2 表 地方債」によりますが、164 ページに行きまして、本年度の借入予定は、ご覧の 3 事業についてそれぞれ限度額を定めるものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

それでは、歳入歳出予算の事項別明細書について説明いたします。

歳出から申し上げますので、170 ページをお開きください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理 500 万 4,000 円、本目は事務的経費が主なものであります。

はじめに、農業集落排水処理一般管理事務事業 69 万 3,000 円は、一般管理費に要する費用であります。

次に、農業集落排水公営企業法適用事業 431 万 1,000 円は、公営企業法適用に向けた移行作業及び企業会計システムの委託料であります。

171 ページに行きまして、2 款事業費、1 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費 5,216 万円、本目は施設の維持管理に要する費用であり、年間汚水処理量約 12 万立方メートルを予定しております。

はじめに、農業集落排水処理施設維持管理事業 4,666 万円は、施設の電気料及び管理委託料のほか、次のページに行きまして、14 節工事請負費は機械設備の補修に要する費用であります。

次に、農業集落排水処理施設整備事業 550 万円は、機械及び電気設備の老朽化を診断する委託料であります。

2 目排水処理施設管渠維持管理費 156 万 7,000 円、本目は管渠、汚水ます、マンホール等の維持管理に要する費用であります。

次のページに行きまして、3 款 1 項公債費、1 目元金 2,226 万 7,000 円、2 目利子 248 万 4,000 円、4 款 1 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、歳入について説明いたします。

167 ページにお戻りください。

1 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目排水処理施設使用料 1,705 万円、2 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目農業集落排水事業費補助金 275 万円、3 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金 1 万円、農業集落排水事業償還基金の利子であります。

次のページに行きまして、4 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目農業集落排水事業償還基金繰入金 85 万 5,000 円、農業集落排水事業償還基金より、起債償還に充てる繰入金であります。

2 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 5,311 万 7,000 円、一般会計繰入金であります。

5 款 1 項 1 目繰越金 10 万円、6 款 1 項町債、合計額 970 万円、「第 2 表 地方債」で説明をいたしました各事業に伴う各事業債であります。

以上で、農業集落排水特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） それでは質疑がないようでございますので、農業集落排水特別会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

次に、議案第 12 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計予算の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（笹原敏文） 議案第 12 号、令和 4 年度幕別町水道事業会計予算について説明いたします。
176 ページをお開きください。

令和 4 年度幕別町水道事業会計の予定に関する説明書であり、業務の予定量、収入及び支出の大綱について説明をいたします。

第 2 条、業務の予定量は、給水戸数 1 万 1,011 戸、年間総給水量 248 万立方メートル、1 日平均給水量 6,800 立方メートルを見込むものであり、主要な建設改良事業は配水管布設整備事業とするものであります。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額、いわゆる 3 条予算は、収入の第 1 款水道事業収益が 5 億 8,003 万 8,000 円、支出の第 1 款水道事業費用が 5 億 3,003 万 4,000 円とするものであります。

第 4 条、資本的収入及び支出の予定額、いわゆる 4 条予算は、収入の第 1 款資本的収入が 1 億 7,405 万 2,000 円、177 ページに行きまして、支出の第 1 款資本的支出が 4 億 483 万 5,000 円とするものであります。

一旦、176 ページへお戻りください。

第 4 条後段の括弧書きですが、資本的支出額に不足する額 2 億 3,078 万 3,000 円は、過年度及び当年度の損益勘定留保資金でそれぞれ補填するものであります。

これら第 3 条及び第 4 条予算の詳細については、後ほど実施計画書で説明いたします。

次のページに行きまして、次に、第 5 条の企業債であります。起債の目的、限度額については、配水管布設整備事業 1 億 5,810 万円であり、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりであります。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、職員給与費として 3,400 万円、第 7 条、たな卸資産購入限度額は 251 万 2,000 円とそれぞれ定めるものであります。

次に、予算の詳細について、実施計画書で説明をいたします。

はじめに、収益的支出について説明をいたします。

179 ページをお開きください。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費 1 億 5,266 万 3,000 円、本目は十勝中部広域水道企業団からの受水に要する費用であります。

2 目配水及び給水費 5,164 万 9,000 円、本目は配水及び給水に要する費用であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は配水管の漏水調査のほか、水道施設の管理委託料が主なものであります。

14 節手数料は、水道法により定められている水質検査手数料、次のページに行きまして、16 節修繕費は、漏水修理をはじめとする構築物修理が主なものであります。

5 目総係費 5,499 万 6,000 円、本目は水道事業会計全般の事務的経費に要する費用であります。担当職員 2 名分の人件費のほか、次のページに行きまして、13 節委託料は 1 万 1,669 件分の検針委託料が主なものであります。

6 目減価償却費 2 億 2,243 万円、有形固定資産の減価償却に要する費用であります。

7 目資産減耗費 708 万 6,000 円、構築物、機械及び装置の更新、移設等に伴う除却資産の減耗費であります。

次のページに行きまして、2 項営業外費用、1 目支払利息及び配当金 3,036 万 4,000 円は、企業債の利息、3 目消費税及び地方消費税 1,064 万 6,000 円、5 目雑支出 10 万円は過誤納金還付金、4 項 1 目予備費 10 万円であります。

次に、収益的収入について説明いたします。

178 ページにお戻りください。

1 款水道事業収益、1 項営業収益、1 目給水収益 4 億 8,852 万 3,000 円は水道使用料、3 目その他営業収益 564 万 2,000 円は、給水申請等に要する負担金、事務手数料が主なものであります。

2 項営業外収益、1 目受取利息及び配当金 1,000 円は預金利息、3 目長期前受金戻入 6,017 万 3,000 円は、過年度において固定資産取得に際し充てた補助金等を、収益化するものであります。

7 目雑収益 2,569 万 9,000 円は、下水道特別会計の収納管理業務の受託収入が主なものであります。

次に、資本的収支について説明いたします。

はじめに、支出から説明をいたしますので、184 ページをお開きください。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 2 億 1,655 万 2,000 円、本目は配水管布設等の整備に要する費用であり、担当職員 1 名分の人件費のほか、13 節委託料は配水管の調査設計委託料、26 節工事請負費の細節 1 は、配水管の布設、細節 2 は道路整備に伴う水道管の移設、細節 4 は老朽化した配水管の布設替え等に要するものであります。

2 目営業設備費 3,890 万 5,000 円、本目は 1,130 件分の検定満了量水器取替えに要する費用であります。

次のページに行きまして、4 項 1 目企業債償還金 1 億 4,937 万 8,000 円、建設改良に伴う企業債の償還元金であります。

次に、資本的収入について説明をいたします。

183 ページにお戻りください。

1 款資本的収入、1 項 1 目企業債 1 億 5,810 万円、建設改良に要する企業債であります。

6 項 1 目負担金 1,595 万 2,000 円、道路工事に伴う水道管移設工事のほか、消火栓の更新に要する負担金であります。

次に、令和 4 年度の予定キャッシュ・フロー計算書について説明をいたします。

186 ページをお開きください。

このキャッシュ・フロー計算書については、企業がどのように現金を得て使用したかという財務状況を表すものであります。

1 つ目の項目、Ⅰ、業務活動によるキャッシュ・フローは、当年度純利益からの合計が、ページ下段のとおり、2 億 343 万 7,000 円の増額、次のページに行きまして、2 つ目の項目、Ⅱ、投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出からの合計が 2 億 1,736 万 3,000 円の減額、最後の項目、Ⅲ、財務活動によるキャッシュ・フローは、短期貸付金による支出からの合計が 872 万 2,000 円の増額となりまして、これら 3 つの項目の合計である当年度における現金及び現金同等物は、520 万 4,000 円の減額となり、令和 3 年度末における残高との合計である当年度末における残高は、5 億 7,893 万円と見込むものであります。

最後に、令和 3 年度の決算見込みによる損益計算書の説明をいたします。

少し飛びまして、201 ページをお開きください。

合計額のみ説明をいたします。

右側の列の一番上、1、営業収益と 2、営業費用との差引きである営業利益がマイナス 1,590 万 4,000 円、次に、3、営業外収益と 4、営業外費用との差引きである営業外利益が 5,059 万 9,000 円であり、これらの合計である経常利益が 3,469 万 5,000 円となり、これに 5、予備費 10 万円の支出を加味した当年度純利益は 3,459 万 5,000 円となる見込みであります。

この当年度純利益に、前年度未処分利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は 11 億 1,322 万 9,000 円となる見込みであります。

以上で、水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（千葉幹雄） 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

（なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） ないようでございます。水道事業会計予算につきましては、以上をもって終了させていただきます。

以上をもって、全会計の質疑を終了いたします。

これより、採決を行います。

お諮りをいたします。

議案第4号、令和4年度幕別町一般会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第5号、令和4年度幕別町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第6号、令和4年度幕別町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第7号、令和4年度幕別町介護保険特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和4年度幕別町簡易水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第9号、令和4年度幕別町公共下水道特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（千葉幹雄） 異議なしと認めます。

したがいまして、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第10号、令和4年度幕別町個別排水処理特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議

ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第11号、令和4年度幕別町農業集落排水特別会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第12号、令和4年度幕別町水道事業会計予算は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○委員長(千葉幹雄) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本特別委員会に付託されました令和4年度幕別町各会計予算の審査が全て終了いたしました。

委員会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げたいというふうに思います。

各委員におかれましては、2日間にわたり、終始熱心にご審議をいただき、心からお礼を申し上げる次第であります。

また、理事者並びに説明員におかれましても、審査の円滑な進行にご協力をいただき、誠にありがとうございました。

皆さまのおかげをもちまして、本特別委員会に付託されました全ての案件の審査を無事終了することができました。皆さまのご協力に対し心から感謝を申し上げ、簡単ではありますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。(拍手)

[閉会]

○委員長(千葉幹雄) これをもちまして、令和4年度幕別町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

16:41 閉会